



Tsu City Comprehensive Plan

津市総合計画



基本構想

第2次基本計画

2018 ▶ 2027

笑顔があふれ
幸せに暮らせる
県都
津市



～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～



Tsu City Comprehensive Plan

津市総合計画



基本構想

第2次基本計画

2018 ▶ 2027

An aerial photograph of Tsu City, Japan, showing a large harbor with a prominent breakwater and a city built on a hillside overlooking the water. The water is a deep blue, and the city features a mix of residential and commercial buildings. A bridge is visible in the distance across the harbor.

県都津市の新時代へ

津市は、平成18年1月1日に2市6町2村の合併により誕生した三重県の県庁所在地です。

10の市町村から脈々と受け継いだ歴史や文化、自治意識の高い市民風土に加え、伊勢湾を臨む長い海岸線、平野から丘陵へと連なる地勢、中部圏と近畿圏の結節点などの地理的特性を活かしながら、豊かな自然と県都としての都市機能が共存する強みを発揮し、格調高き都市として成長してきました。

そして、合併という大きな構造改革のメリットを最大限活用し、健全な財政運営のもと、新最終処分場や産業・スポーツセンターの建設など、合併時に約束されていたことを着実に形にしてきました。

いよいよ津市のまちづくりは、これまで築いてきた成果を土台に、新たな段階の歩みを進めます。



県都津市の新時代を切り拓き、誰もが将来に夢や希望を持てるまちづくりを成し遂げるための新しい総合計画を策定しました。

めざすビジョンは、市民の皆様がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまちです。

少子高齢化を伴う人口減少、社会資本ストックの老朽化、合併による特別な財政措置が失われることなど、困難な課題に屈することなく、力強く成長する道筋を描き、志高く果敢に挑戦し続け、市民の皆様が幸せに暮らすことのできるまちをつくり上げてまいります。

本計画の策定に当たりまして、御意見、御提言を賜りました津市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、策定に関わっていただいたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

津市長 前葉泰幸





第1部 はじめに ～総合計画の枠組み～

第1章 計画の趣旨	1
第2章 計画の位置付け	2
第3章 計画の構成と期間	3
◇ 基本構想	3
◇ 基本計画	3

第2部 基本構想

第1章 これまでの津市	5
第2章 これからの津市	6
第1項 望ましいまちの姿	6
第2項 まちづくりの大綱	7
1 子どもたちの未来に向けて	7
2 市民の健やかな人生設計に向けて	8
3 市民の安全と安心の確立に向けて	8
4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて	9
5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて	11
6 市民の幸せを実現する市役所に向けて	12
第3項 津市らしいまちの形成	13

第3部 第2次基本計画

第1章 計画の策定にあたって	15
第1項 計画期間	15
第2項 策定の背景	15
1 時代の潮流	15
2 市民意識調査結果	19
3 後期基本計画点検結果	23
第3項 今後10年間の展望	24
1 計画の枠組み	24
2 これからの10年間の展望	34
第2章 これからの10年間のまちづくり	38
第1項 将来像	38
津市総合計画基本構想・第2次基本計画施策体系図	39
計画の見方	41
第2項 目標別計画	43

目標 1 子どもたちの未来が輝くまちづくり

基本政策 1 安心して子どもを生み育てられる環境の充実	43
○出会い・結婚・出産しやすい環境づくり	44
○子育て支援の充実	44
基本政策 2 子どもたちの生きる力を育み成長を支える環境の充実	45
○幼児教育・保育の充実	48
○学校教育の充実	49
○健やかな育ちへの支援	50

目標 2 安心して健やかに暮らせるまちづくり

基本政策 1 社会の変化に対応した福祉の充実	51
○地域包括ケアシステムの確立	53
○地域福祉の充実	53
○高齢者福祉の充実	53
○障がい者(児)福祉の充実	54
○低所得者福祉の充実	54
基本政策 2 健康づくりの推進と医療体制の充実	55
○健康づくりの推進	57
○地域医療・救急医療体制の充実	57
○公的医療保険の安定運営	57

目標 3 いのちと暮らしを守るまちづくり

基本政策 1 いざという時の備えの強化	59
○防災・減災施策の強化	61
○災害に強いまちづくりの推進	61
○消防力の強化	62
基本政策 2 防犯・交通安全対策の強化	63
○防犯対策と消費者保護の強化	64
○交通安全対策の強化	64

目標 4 心やすらぐ住みよいまちづくり

基本政策 1 環境にやさしい社会の形成	65
○環境を守り継承する社会の形成	67
○循環型社会形成の推進	67
基本政策 2 持続可能な都市基盤の整備	68
○安全な水の安定供給	71
○生活排水対策等の推進	71
○生活道路の整備	71
○居住環境の整備	72
○港湾・海岸堤防の整備	72

基本政策 3 快適に暮らせる都市空間の形成	73
○良好な景観の形成	75
○緑化の推進と公園緑地の整備	75
○都市機能の整備	76
○道路ネットワークの整備	77
○公共交通の充実	77

目標 5 自分らしく心豊かに輝けるまちづくり

基本政策 1 生涯を通じた学びの推進	79
○生涯学習の推進	80
○高等教育機関との連携・充実	80
基本政策 2 スポーツや文化の輪が広がる社会の形成	81
○スポーツの振興	83
○文化の振興	84
基本政策 3 つながり広がるコミュニティの醸成	85
○市民活動の促進	87
○地域コミュニティの活性化	87
○国際・国内交流と多文化共生の推進	88
基本政策 4 誰もが尊重され暮らしやすい社会の実現	89
○人権・平和施策の推進	91
○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	91
○男女共同参画の推進	92

目標 6 魅力と活力を生み出すまちづくり

基本政策 1 働ける・働きたくなる環境の整備	93
○勤労者福祉の充実	95
○雇用の創出・拡大	95
基本政策 2 地域に根付く商工業の振興	97
○工業の振興	98
○商業の振興	98
基本政策 3 食の安定と暮らしを支える農林水産業の振興	99
○農業の振興	101
○林業の振興	102
○水産業の振興	102
基本政策 4 交流人口の拡大	103
○観光の振興	104
○シティプロモーションの推進	104
第 3 項 土地利用の方向性	105
1 基本的な考え方	105
2 理想とするまちの形成に向けた取組の方向性	106

第3章 将来像「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市 ～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」の実現に向けて	112
第1項 市民の思いや願いに応える市役所	112
1 積極的な対話と連携によるまちづくり	112
2 地域の立場に立ち続ける地域連携	112
第2項 高みをめざす行政経営	113
1 効率的で効果的な行政経営	113
2 健全な財政運営	114

資料編

津市総合計画基本構想・第2次基本計画の策定体制及び手順	117
津市総合計画審議会条例	118
津市総合計画に係る津市総合計画審議会への諮問及び同審議会からの答申	120
津市総合計画審議会委員名簿	123
津市総合計画審議会の開催経過	124
津市議会全員協議会の開催経過	125
市政インタビューの開催	125
オープンディスカッションの開催	126
津のまち未来カフェの開催	126
パブリックコメントの実施	126
用語集	127



はじめに

～総合計画の枠組み～



第1章

計画の趣旨

津市は、平成18年（2006年）1月1日に全国的にもまれにみる10の市町村が合併した都市です。この合併は、市民の生活形態や意識の多様化、コミュニティの変容に加えて、少子高齢化が急速に進展するなど、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増していたなか、未来に向け持続し、発展していくまちとなるための大きな決断でした。そして、この合併という大きな構造改革のメリットを最大限活用し、合併後においては、行財政基盤の充実を図りながら、合併時に取り組むとしていた多くのことを実現しました。

津市を取り巻く環境は、人口が減少に転じ、これまで経験したことがないような高齢社会となるなど、新たな局面を迎えました。

基礎自治体*たる津市の責務は、いかなる状況下でも、市民の幸せな暮らしを実現し、守り続けていくことです。そのためには、築き上げてきたものを礎に、持続し発展し続けるまちの実現に向けて、市民の生活を支える生活環境の充実や地域経済の活性化を図りながら、市民の暮らし、市民の心の豊かさを高めていく「まちづくり」を進めなければなりません。

この総合計画は、市民が幸せに暮らし続けることができる県都の実現に向けたまちづくりの基本的な事項を明らかにするものです。

基礎自治体

住民に最も身近で総合的な行政主体として、最小の単位で主に首長や地方議会などの自治制度がある団体

第2章

計画の位置付け

総合計画は、昭和44年(1969年)の地方自治法の改正により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定され、全国の地方自治体は計画を策定し、総合計画に基づくまちづくりを進めてきましたが、**地域主権改革**※における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として「地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)」が平成23年(2011年)8月1日に施行され、その策定義務が撤廃されました。

しかしながら、まちづくりを進めるためには、市民と行政が理想とするまちの姿や取組の方向性を共有し、共に進んでいくことが重要です。

この総合計画は、めざすべき津市の都市像や、その実現に向けた取組の方向性を市民と行政が共有し、共にまちづくりを進めるための津市の最上位計画とするものです。

地域主権改革

地方公共団体が住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことをめざす政策

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

方土地性利用の

将来像の実現に向けて

資料編

第 3 章

計画の構成と期間

総合計画の構成及び期間は、次のとおりとします。

ただし、予想していなかった急激な社会情勢や環境の変化が生じた場合、また市民の考え方や価値観、意識の変化等により、計画に掲げるめざすべき津市の将来の姿と市民が望む将来の姿に乖離が生じた場合などは見直すこととします。

◇基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な理念として、津市のめざすべき都市像や市民の暮らし・生き方、土地利用の考え方などを示すものとし、その性格が長期的に変わることのないものであることから、計画期間は特に定めないこととします。

◇基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるめざすべき都市像や市民の暮らしなどの実現に向けた施策や取組の方向性などを示すものとし、計画期間を10年間とします。

基本構想



第 1 章 これまでの津市

津市は、白砂青松の面影を伝える海岸や緑豊かな山林、古くから地域の生活を支えてきた清流など多様で豊かな自然と共に、歴史的背景に裏付けされた文化や伝統を引き継ぎながら地域のコミュニティや絆を育み、自治意識の高い市民風土が根付く格調高き都市として成長してきました。

そして、これらを土台として各地域が持つ長い歴史の中で、高速道路や鉄道、海上アクセスなどの交通インフラ※・ネットワーク、大学や短期大学などの高等教育機関、大学病院等の医療機関など県都としての都市機能が集積されるとともに、商工業に加え、農林水産業もあるバランスのとれた産業構造を築いてきました。

インフラ

インフラストラクチャー (Infrastructure) の略語で、都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの施設。本文中の交通インフラ・ネットワークとは、高速道路や鉄道、航路など、移動や物流を支える交通に関わるインフラの結びつき

第2章

これからの津市

少子高齢化を伴う人口減少の進展、インフラの老朽化など社会が成熟したが故の課題が突きつけられているなか、これまで歩んできた長い歴史の中で、育まれ受け継がれてきた津市の強みにさらに磨きをかけ、誰もが幸せに暮らすことができる魅力あふれるまちにしていかなければなりません。

第1項 望ましいまちの姿

めざすべき望ましいまちの姿とは、市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまちです。それは、子どもたちの明るい未来を展望することができ若者が夢を描くことができるまちであり、市民が安全で安心して暮らすことができるまちであり、健やかで穏やかな人生を送ることができるまちであり、元気な地域経済が市民の暮らしを支えるまちです。

そこでは、確立した市民主体の市政のもと、一人ひとりの人権や個性が尊重されながら人と人がつながり、自然や文化、伝統が脈々と引き継がれ、そして、住む人の笑顔があふれている、そのようなまちを理想の都市像とします。

はじめに

基本構想

計画の
策定将来
像目標
1第2
次基
本計
画目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6土地
利用
の方
向性将来
像の
実現
に向け資料
編

第 2 項 まちづくりの大綱

1 子どもたちの未来に向けて

(子ども・子育て)

安心して子どもを生み育てることができるまちをめざし、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援するため、良質かつ適切な教育・保育の提供やワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)などを推進します。

また、生まれた環境によって子どもの将来が左右されることのない、健やかに成長できる環境を確立します。

そして、包括的な子ども・子育て支援を行い、安全で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちをめざします。

(教育)

これからの社会を創り出していくすべての子どもたちが、みんなで協働しながら、学んだ知識や教養を礎に、自ら何ができるか、いかにして問題を解決すべきかを考えるための確かな学力を身につけ、社会や世界と関わり、より良い人生を送ることができるよう教育の充実を図ります。

また、まち全体で子どもたちを支援し、安心して育てられる教育環境を整えます。



ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

2 市民の健やかな人生設計に向けて

（高齢・障がい福祉）

高齢者が尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざします。そして、介護が必要になったとしても、本人が望む限り住み慣れた家や住み慣れた地域で、人生の最期まで生活できる地域づくりを進めます。

また、障がい者一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らすことができる**共生社会***の実現をめざします。

（保健・医療）

市民自らが健康づくりを心掛け、乳幼児期から高齢期まで生涯を通して健康に過ごせるまちをめざします。

また、安定した公的医療保険の運営を行うとともに、より安心して受診できる診療体制や救急医療体制の充実などを進め、地域の医療環境の向上を図り、健やかな人生を送ることができるまちを実現します。

3 市民の安全と安心の確立に向けて

（防災・消防）

かけがえのない市民のいのちや財産をしっかりと守り、暮らしの安全が確保され、誰もが安心して過ごせるまちをめざし、海岸、河川、道路等の整備・維持管理、消火・救助・救急体制の強化など、大地震や風水害などの自然災害をはじめとする脅威に対する備えや防止策を十分に行うとともに、地域に住む人が自らの手で地域の安全を守り、お互いに支えあう地域コミュニティを形成していくことで、自助、共助、公助の理念に基づく防災・減災*に向けた取組を進めます。

（防犯・交通安全）

犯罪・交通事故が起こらない、犯罪・交通事故に遭わない、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに向け、防犯・交通安全意識の啓発をはじめ、市民や団体、関係機関と連携し、防犯・交通安全対策を進めます。

また、市民や団体、関係機関との連携のもと、暴力のないまちをめざします。

共生社会

障がいなどの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会

減災

事前に対策を立て、災害などによる被害ができるだけ少なくなるようにすること

はじめに

基本構想

計画
の策定将来
像目標
1第2
次目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土
向地
性利
用の将来
像の
実現
に向け資料
編

4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて

(環境)

環境と共生し持続的な発展が可能なまちづくりに向け、市民や団体、事業者、市が協働し、**循環型社会***の形成によるごみゼロをめざすとともに、廃棄物等の適正な処理に努め、資源の循環的な利用と環境への負荷が少ないエネルギーの有効利用を促進するなど、自然との調和が取れた恵み豊かな環境を将来に継承します。

また、津市のかげがえのない資源である、山・川・海の自然環境の保全を図り、市民が快適に過ごせるまちを形成します。

(住環境)

安全な建築物がルールを守って立ち並び、使用されなくなった建築物や土地が適正に管理されるとともに、良好な居住環境を提供し、誰もが安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

快適な暮らしができる環境を整えるため、日常生活を支える安全で安心な水道水の安定した供給を維持するとともに、衛生的な暮らしのための生活排水対策や安全な暮らしのための雨水排水対策を推進します。

(都市空間)

魅力ある都市空間の創造に向け、「自然豊かな住環境」と「多様で利便性の高い都市機能」が共存する強みを活かし、子どもから高齢者まですべての世代が快適で健康的な暮らしができる安全・安心で効率的な都市構造を構築します。

また、道路等のインフラの適切な整備や維持管理を行うとともに、利便性の高い公共交通ネットワークなどにより快適に移動できる都市空間を形成します。

(生涯学習*)

生涯を通して教養や技術を高めることができ、それらが地域に還元され、こうしたことが生きがいや喜びとなって笑顔で充実したときを過ごすことができるまちをめざします。

循環型社会

廃棄物等の発生や自然界から採取する資源の消費を抑制し、それを有効に使うことによって環境への負荷ができる限り低減される社会

生涯学習

学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習を含めた生涯にわたる学習行為などを含んだ包括的な概念

(スポーツ・文化)

市民が心身ともに健やかで、市民の元気があふれるまちの実現に向け、生涯を通してスポーツ活動を実践することができる、実践したくなる環境づくりを進めます。

また、文化に親しみやすい環境の中で、引き継がれてきた文化財や伝統文化などの魅力が磨かれ、後世にしっかりと受け継がれるとともに、人々に感動や生きる喜びをもたらす芸術文化の振興を通じて心豊かな暮らしができる環境を整えます。

(コミュニティ)

自治会やさまざまな分野で活動されている皆さんが互いに連携・協力・補完し合える環境づくりを進めるとともに、地域に住む人と人のつながりがあるコミュニティの形成に取り組むことで、いつまでも住み慣れた地域で生活でき、住んでいて良かったと感じられるまちをめざします。

(人権・男女共同参画)

すべての人の人権が尊重される自由で平等な社会の実現に向け、偏見や差別のない明るく住みよいまちをめざすとともに、恒久平和の実現と人類の安全を願う市民の平和意識の高いまちをめざします。

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら、互いに協力し合い、いきいきと暮らすことができる**男女共同参画社会**※を実現します。

(国際・国内交流・多文化共生※)

地域の国際化に向けて重要な担い手となる市民や団体、企業等の自発的な国際交流を促進するとともに、人材や文化、経済など幅広い分野において国内外のさまざまな都市との交流を進めながら、お互いの地域が発展できるネットワークを構築します。

国籍を問わず誰もが、地域社会の構成員として共に生活し、誰にとっても住みよい社会を実現するため、地域における多文化共生を推進します。

男女共同参画社会

男女がお互いを尊重し合い、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会

多文化共生

国籍、文化、習慣の違いにかかわらず、誰もが地域住民として認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと

はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定将来
像目標
1第2
次基
本計
画目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土
向地
性利
用の将来
像の
実現
に向け資料
編

5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて

(商工・雇用)

県都として地域経済を活性化し、ものづくりや商いが地域に根付き継承される元気で活力に満ちた地域経済を実現するとともに、働きやすい職場環境づくりや勤労者福祉の増進を図りながら、市民の生活を支え、まちを持続するための重要な要素となる雇用の場の創出・拡大につなげていきます。工業振興においては、継ぎ目のない企業支援を行うとともに企業誘致を進めることにより生産基盤の強化を図り、引き継がれてきたしなやかな産業構造を発展させます。商業振興においては、大規模店舗と商店街の各個店が持つそれぞれの強みが弱みを補完できる形で共生しながら、継続的な賑わいが創出される仕組みを構築します。

(農林水産)

食の安定と市民の暮らしを支え続けられるよう、意欲ある担い手の確保・育成や生産性向上のための経営基盤の強化、生産基盤の整備とともに、市内産農林水産物の魅力発信による地域内外での消費を推進し、生産振興に結び付ける好循環を実現します。

そして、このような生産活動が農山漁村で行われることにより生じる、**水源のかん養**※、自然環境の保全、良好な景観の形成、技術や知恵といった文化の伝承など多面的機能の発揮による国土保全の取組を進めます。

(観光)

地域に点在する歴史、文化、自然、温泉などの観光資源を守り育むことはもとより、津市が有するすべての資源に視野を広げ、これらを一体的に組み合わせるとともに、受入体制の充実を図るなど、より魅力的な観光地づくりに取り組みます。

また、集客力の高いイベントや県都である優位性を活かした交流人口の拡大に向けた取組を進めるとともに、時代に即したきめ細かな情報発信を行い、国内外からのさらなる誘客と地域の活性化を図ります。

水源のかん養

森林の土壌が雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する働き

6 市民の幸せを実現する市役所に向けて

（対話連携）

市役所の責務として、市民との積極的な対話の場やさまざまな媒体を通じて寄せられる市政に対する市民の思いや願いに応え、市民生活に身近な諸課題の解決や施策への反映を迅速に行います。

また、自治会やさまざまな分野において活動されている団体との連携・協力体制を強化し、人と人とのつながりのある市民活動が盛んなまちづくりを進めます。

（地域連携）

地域に寄り添い、地域の立場に立ち続け、地域におけるさまざまな暮らしの課題を解決し、将来を展望したまちづくりに対する地域住民の思いを実現できるよう取組を進めます。

（行政経営）

人口減少による市税収入の減少、インフラを含む公共施設等の老朽化、社会保障関係経費の増加など幾多の課題に向け、市民との協働を軸に、市民の役に立ち続けるという姿勢のもと、事業の重点化や集約化・複合化による効率的な施設運用など、選択と集中の視点に立って限られた経営資源を活用しながら、市民の暮らしをより良くするための新たな価値を生み出し続ける「創出による経営」の推進を図り、市民の思いや願いを実現します。

（財政運営）

地方債*の発行に伴う公債費*負担の増加や合併算定替特例措置*の終了による普通交付税*の減少など、これまでの財政状況とは異なり、さらに厳しさを増す財政構造の変換等に対応し、次の世代の負担とならない持続可能で計画的な財政運営を図ります。

地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が1会計年度を超えて行われるもの

公債費

地方公共団体の借入金の元金及び利子の支払いのための費用

合併算定替特例措置

合併後一定期間、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税が算定される特別な措置（P.29参照）

普通交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、基準財政需要額（標準的な水準の行政を行うため必要となる一般財源）が基準財政収入額（標準的な税収入の一定割合により算定される収入額）を超える団体に対し、その差額（財源不足額）を基本として交付される税

第3項 津市らしいまちの形成

津市が有する広大な市域、長い海岸線、平野から丘陵、山間部へと連なる地勢、中部圏と近畿圏の結節点といった地理的特性や県都として集積されてきた都市機能など、これまで形づくられてきた津市ならではの都市基盤を活かしつつ、市民が暮らしやすく、活動しやすい、安全・安心で効率的なまちの形成をめざします。

はじめに	
基本構想	
に計画の策定	
将来像	
目標1	
目標2	
目標3	
目標4	
目標5	
目標6	
土地利用の方向性	
将来像の実現に向けて	
資料編	

第2次基本計画



第 1 章

計画の策定にあたって

第 1 項 計画期間

基本計画の計画期間は、平成30年(2018年)度から平成39年(2027年)度までの10年間とします。

第 2 項 策定の背景

1 時代の潮流

ア 少子高齢化を伴う人口減少社会の進展

我が国は、少子高齢化を伴う人口減少に歯止めがかからない状況です。平成27年(2015年)の国勢調査によると、平成27年10月1日現在、総人口は1億2,709万4,745人となり、前回の平成22年(2010年)の国勢調査と比べ96万2,607人減少しました。総人口に占める15歳未満人口は、昭和55年(1980年)以降減少が続いている一方、65歳以上人口の割合は、昭和25年(1950年)以降増え続けています。

この少子高齢化を伴う人口減少は、さまざまな分野において影響を与えるとされています。地域経済においては、供給面と需要面の双方にマイナスの影響を与え、経済成長を阻害することも懸念されています。医療や介護、年金等の社会保障費は、今後も増大していくことが見込まれます。少子高齢化や人口減少の進行が早い中山間地域では、農業などの生産活動の継続や引き継がれてきた文化・技術の継承をはじめ、日用品の調達、交通手段の確保などの生活機能や地域コミュニティの維持が難しくなりつつあります。

今後も相当な期間において、人口構造の変化とともに少子高齢化を伴う人口減少が進むことが予想されます。行政だけでなく、市民や企業と共に、若者の結婚や出産の希望がかない、子どもを生み育てやすい環境づくりなどの少子高齢化対策や人口減少対策を強化しつつ、人口減少社会にあっても持続できるまちづくりを進めていく必要があります。

イ ライフスタイルの多様化とコミュニティの変容

社会の成熟*化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、以前は、都市の生活が優れているとの価値観が大勢を占めているといわれていましたが、都市部では、地方での生活を望む「田園回帰」の意識が高まってきており、地方での生活や仕事の希望を実現できる社会経済システムを構築することが求められています。

地域コミュニティにおいては、若者の流出や高齢化等による衰退が進んでおり、地域や世代間の交流の減少も伴って人と人のつながりの希薄化や災害に対する脆弱性の増大などが課題となっています。

ウ 安全・安心への備え

我が国は、世界有数の地震多発地域であることに加え、津波による大きな被害、台風や局地的豪雨などの水害や土砂災害、また世界の活火山の 1 割弱が集中するなど、さまざまな自然災害の脅威にさらされており、災害リスクを認識したまちづくりが求められています。

特に、**南海トラフ地震***については、本市を含む広域に被害がもたらされることが想定され、政府の特別機関である地震調査研究推進本部によると、「マグニチュード 8～9 クラスの巨大地震が、今後 30 年以内に 70% 程度の確率で発生する」（算定基準日：平成 29 年（2017 年）1 月 1 日）とされています。

災害から命を守るためには、災害に対する「備え」が重要です。自らリスクを認識し行動する自助、周りの人たちと助け合う共助、行政などによる公助のバランスの取れた取組により、被害をできる限り最小限にする「減災」へつなげることが重要となっています。

エ 社会資本ストック*の老朽化

私たちの生活を支える社会資本ストック（インフラを含む公共施設等）は、その多くが高度成長期に集中的に整備されたため、一斉に更新の時期を迎えることが非常に大きな課題として懸念されています。この社会が成熟したが故の課題は国・地方を問わず、我が国全体の大きな問題となっています。

今後厳しい財政状況が続くなか、地方公共団体には、人口減少等により予想される将来の公共施設等の利用需要の変化を考慮し、長期的な視点による計画的な管理等を行うことが必要とされています。

社会の成熟

量的拡大を追い求める経済成長やそれに支えられる大量消費社会から、高水準の物質文明と共存しつつも精神的な豊かさや生活の質の向上を最優先させるような、平和で自由な社会（成熟社会）への推移

南海トラフ地震

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

社会資本ストック

道路や港、水道、公園のように生活や経済活動に必要な公共施設などを社会資本といい、社会資本ストックはその整備された量

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

方土地性利用の

将来像の実現に向けて

資料編

グローバル化

経済や文化などのさまざまな分野において、国家、地域などの境界を越え、資本や労働力、情報などの移動が増大することによって世界的な結びつきが深まること

情報通信技術 (ICT)

Information and Communications Technologyの頭文字をとったもので、情報・通信に関連する技術の総称

人工知能 (AI)

言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わって行うコンピュータープログラム (システム)

IoT技術

Internet of Thingsの頭文字をとったもので、あらゆるモノがインターネットにつながり、高度な制御や新たなサービスを実現するための技術

ビッグデータ

事業などを進めるのに役立つ知見を導き出すための大容量のデータ

SNS

Social Networking Serviceの頭文字をとったもので、登録された利用者同士が交流できるインターネットを活用したコミュニケーション・サービス

オ グローバル化*の深化と国際社会

社会や経済のグローバル化が深化し続け、人材や資源、情報などの国境を越えた移動は、活発化の一途をたどり、すべての国民や企業がグローバル市場の影響を大きく受ける時代となり、諸外国との交流は、国レベルのものだけでなく、地域レベルのものも重要となっています。

地方公共団体においては、この地域レベルの交流の活性化を図り、魅力と活気あるまちづくりにつなげることが重要となっています。

経済においては、一国の政策により大きく左右されることもあり、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意していく必要があります。

ときに国際社会は大きく、また予想を超えてかつ急速に変化するなか、柔軟に対応できるしなやかな地域経済や自立した地域経営を実現することが求められています。

カ 情報通信技術 (ICT)*の革新

情報通信技術の向上により、普段の生活でふれるモノの多くがネットワークでつながり、さまざまな情報がネットワーク上で流通するとともに、発達した**人工知能 (AI)***と高度な機械学習の下支えによって、これまでより自然な形で私たちの生活に高度な情報サービスが浸透してきています。あらゆるモノがインターネットにつながる**IoT技術***、個人や地域の活動から得られる**ビッグデータ***、自動化などを可能とする人工知能技術は、これからの暮らしに大きく寄与すると期待されています。

また、情報端末の小型化や**SNS***の発展により、個人が時間の格差なく世界から情報を入手し、また希望するタイミングで世界へ同時に情報を発信することが容易となっています。

高度化し複雑化した情報システムは、悪意ある攻撃などにより、必要なサービスが受けられなくなったり、個人情報が増え、悪用されるなど、私たちの生活に深刻な影響を与えるまでになりました。豊かなサービスを維持しつつ、危険をいかに回避し、低減していくかが課題となっています。

キ 環境への配慮の深化

東日本大震災を契機にエネルギー政策が見直され、**再生可能エネルギー**※への転換が進むとともに、自然との共生、資源やエネルギーを大量に消費する社会のあり方など、社会を持続可能なものへと見直していく必要性が改めて認識され、国民の間に価値観や意識の変化が生じています。

森林、農地、河川、海洋、都市等の国土の有する機能や価値を将来に引き継ぎ、持続可能な社会を実現するための地域づくりや人づくりについても、取り組んでいくことが求められています。

ク 自立と独自性が求められる基礎自治体

我が国においては、社会の成熟化が進み、少子高齢化を伴う人口減少の進展や社会資本ストックの老朽化など右肩上がりの時代ではなくなりました。この時代を生き抜く基礎自治体であるためには、自立していく覚悟と他の自治体と差別化する一線を画した独自性を持って、限られた資源で最大限の効果をもたらす知恵と工夫、そして、決断と着実な実行によるまちづくりが求められています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギー

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

土地
利用
の方
向性

将来像
の
実
現
に
向
け
て

資料編

2 市民意識調査結果

ア 調査の概要

本市への愛着度や定住意向をはじめ、市政に対する評価や今後重視したい取組の方向などを把握し、本計画策定に係る基礎資料とすることを目的として、平成28年(2016年)7月に「津市総合計画策定のための市民意識調査」を実施しました。

なお、平成24年(2012年)にも前総合計画後期基本計画の策定に係る同様の調査(以下「前回調査」という。)を実施しています。

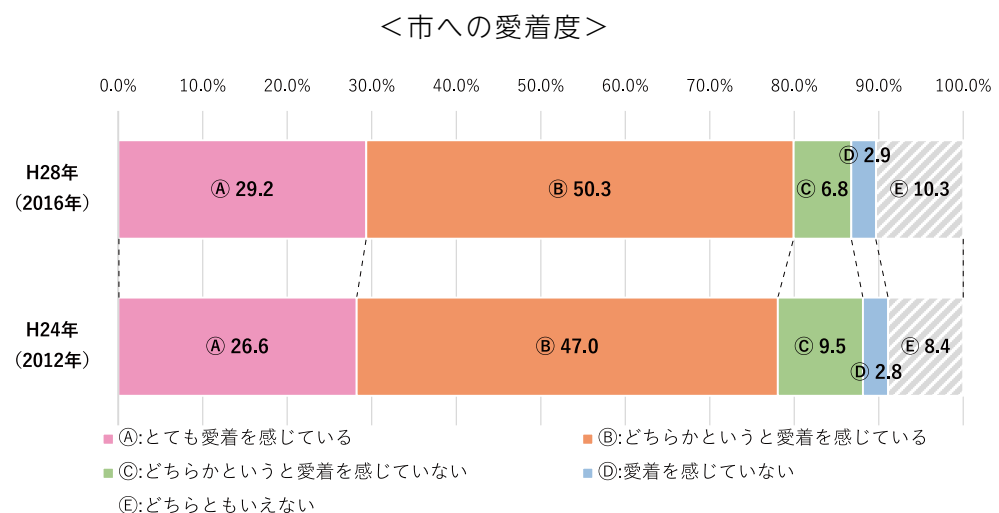
- ◆調査対象 津市に居住する15歳以上の男女 7,000人
- ◆抽出方法 住民基本台帳における無作為抽出
(平成28年7月25日時点)
- ◆回収率 38.3%(有効回収数 2,678人)

イ 調査の結果

○前回調査より高まった愛着度と定住意向

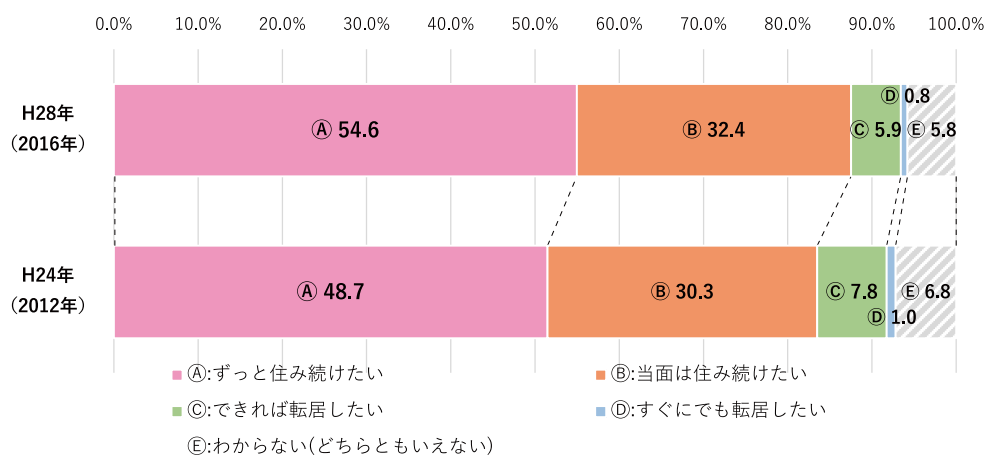
「あなたは津市に愛着を感じていますか?」という設問に対して、「とても愛着を感じている」、「どちらかという愛着を感じている」と答えた人の割合は、前回調査と比べ5.9ポイント上昇し、79.5%となりました。

また、「あなたは今後も津市に住み続けたいですか?」という設問に対して、「ずっと住み続けたい」、「当面は住み続けたい」と答えた人の割合は、前回調査と比べ8.0ポイント上昇し、87.0%となりました。



回答者数: H28年…2,678
H24年…2,954

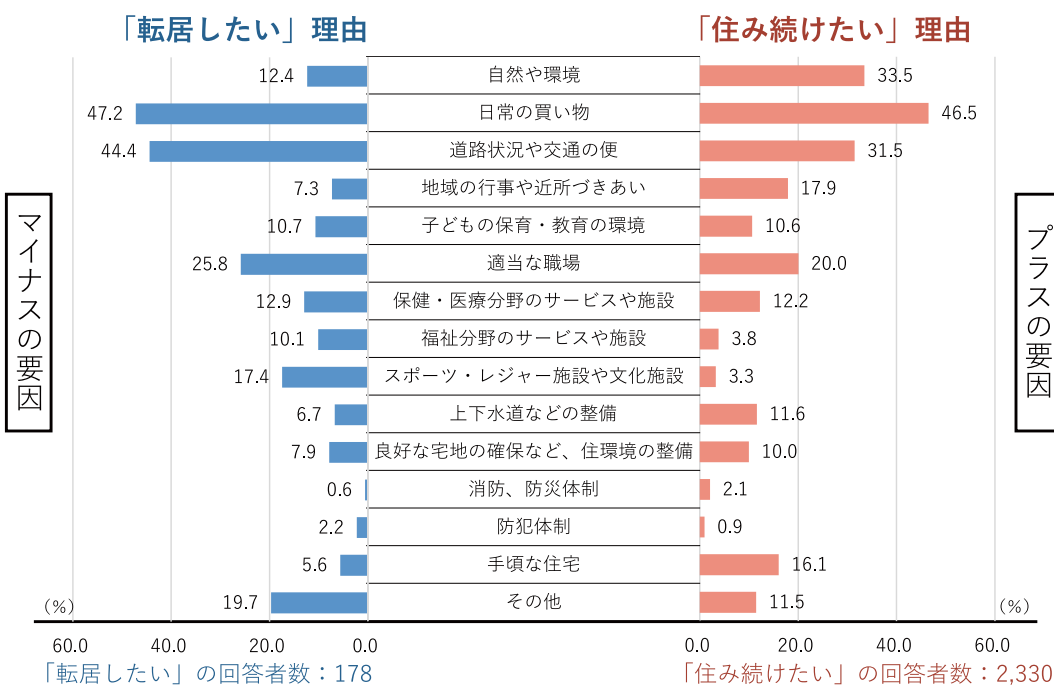
<今後の定住意向>



また、「住み続けたい」を選んだ主な理由としては、「日常の買い物が便利」が46.5%と最も多く、次いで「自然や環境が保護されている」(33.5%)、「道路状況や交通の便が良い」(31.5%)となっています。

一方、「転居したい」理由としては、「日常の買い物が不便」が47.2%と最も多く、次いで「道路状況や交通の便が悪い」(44.4%)、「適当な職場がない」(25.8%)と続いています。

<定住意向・転居意向の主な理由>



はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

第2次基本計画

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

方土地性利用の
将来像の
実現に向けて

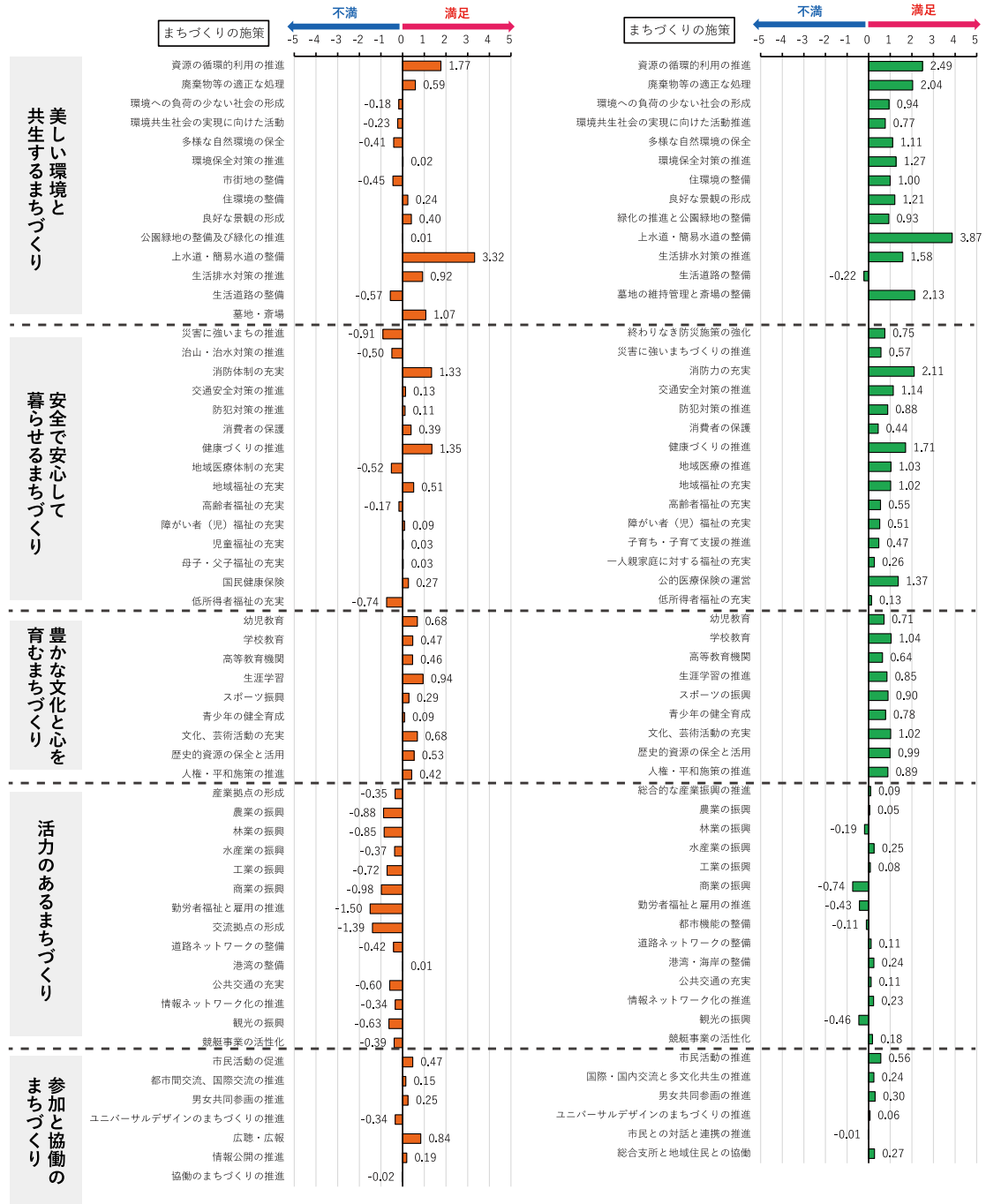
資料編

○市政の評価についても前回調査より満足度が向上

市政に対する評価として満足度を伺ったところ、前回調査と比較し、まちづくりの施策の満足度が向上しました。

平成24年度調査結果（回答者数：2,954）

平成28年度調査結果（回答者数：2,678）



※調査項目は、前回の調査から一部変わっているところがあります。

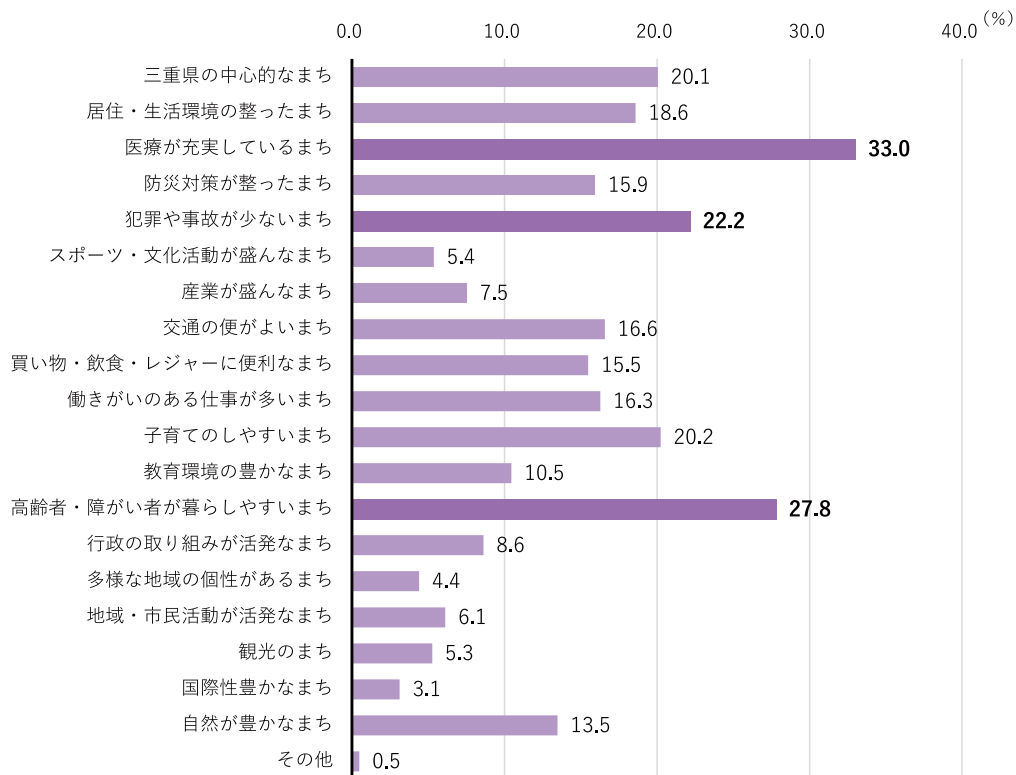
※表の数値は、満足度評価の回答の選択肢を「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の5つとし、その結果を点数化したものです。

前回調査（平成24年）と比較すると、市政全般で満足度は上がり、不満度が下がっています。

○医療や福祉の充実を求める声

「これからの津市は、どんなまちになると良いと思いますか」という設問に対して、「医療が充実しているまち」が全体の33.0%で最も多く、次いで「高齢者・障がい者が暮らしやすいまち」の27.8%、「犯罪や事故が少ないまち」の22.2%となっています。

＜これからの津市は、どんなまちになると良いか＞



回答者数：2,678

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

第2次基本計画

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

方土地性利用の

将来像の実現に向けて

資料編

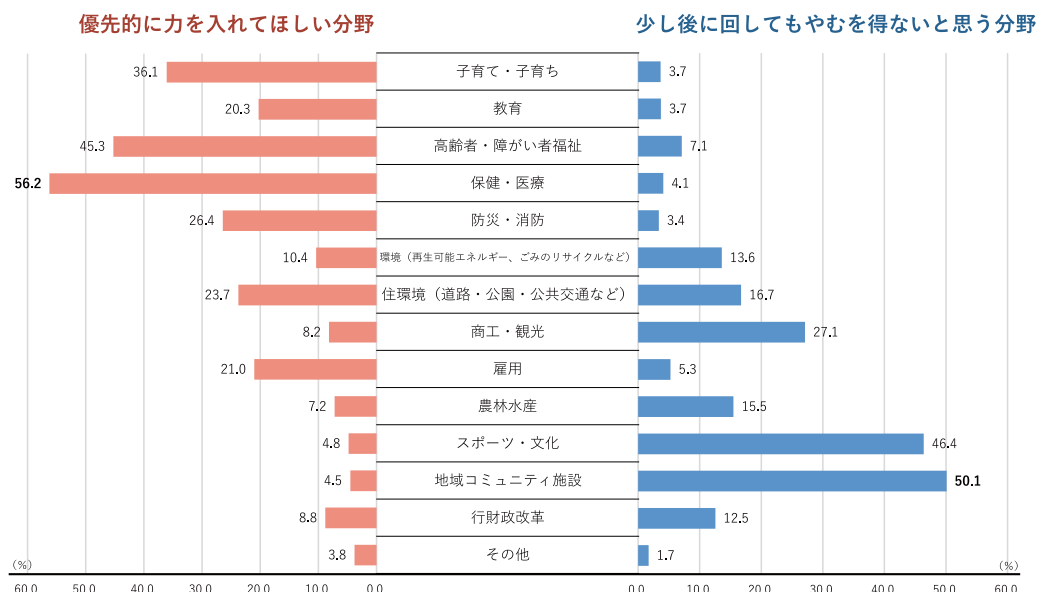
○選択と集中のまちづくり

～優先順位が高い分野・優先順位が低い分野～

限られた財源の中で優先的に力を入れてほしい分野としては、「保健・医療」が全体の56.2%で最も多く、次いで「高齢者・障がい者福祉」の45.3%、「子育て・子育て」の36.1%となっています。

一方、取組を少し後に回してもやむを得ないと思う分野としては、「地域コミュニティ施設」が全体の50.1%で最も多く、次いで「スポーツ・文化」の46.4%、「商工・観光」の27.1%となっています。

<優先的に力を入れてほしい分野・少し後に回してもやむを得ないと思う分野>



3 後期基本計画点検結果

本計画の策定に当たっては、前総合計画後期基本計画に掲げた施策の進捗状況並びに成果及び課題を踏まえ、継続して進めるべき施策や新たな段階へと進めるべき施策などを整理しました。

なお、前総合計画後期基本計画に掲げた施策の進捗状況等は、「津市総合計画後期基本計画点検結果」として、市ホームページで公開しています。

第3項 今後10年間の展望

1 計画の枠組み

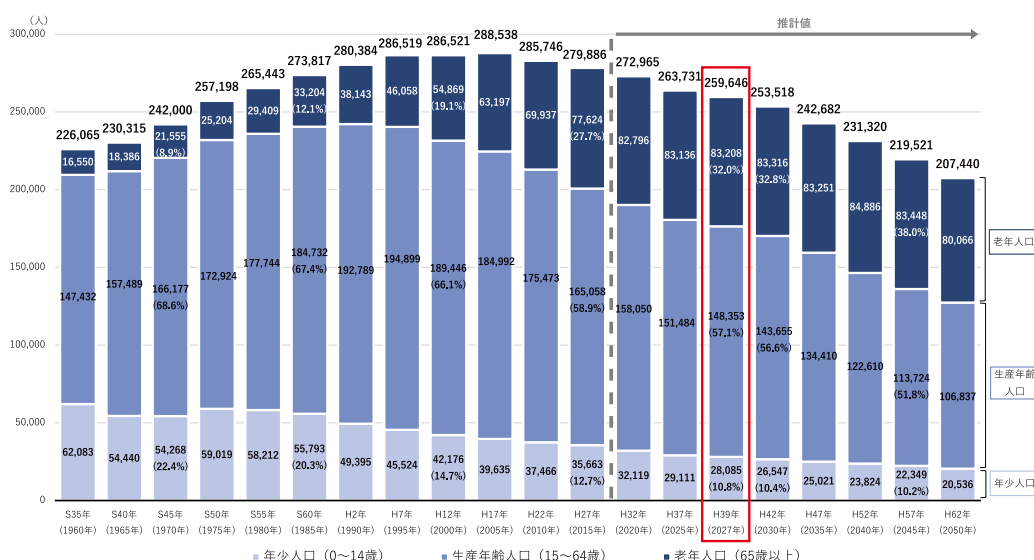
①人口・世帯

【人口】

○本市の総人口は、国勢調査によると、平成17年（2005年）の288,538人をピークに減少し、平成27年（2015年）には279,886人となりました。今後も人口減少が進展するものと予想され、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計結果を基に算出すると計画期間の終了年次である平成39年（2027年）には259,646人になると見込まれます。

○これを年齢区分別にみると、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続ける一方、老年人口（65歳以上）は当面増加していくことが予想され、平成39年（2027年）には、年少人口が10.8%（28,085人）、生産年齢人口が57.1%（148,353人）、老年人口が32.0%（83,208人）となることを見込まれます。

■津市の人口推移と将来推計（昭和35年（1960年）～平成62年（2050年））



資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所

※平成39年（2027年）の推計値は、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を基に独自に算出したものです。

※平成27年（2015年）までの人口は、国勢調査の数値を掲載していますが、年齢不詳分があるため、年少人口、生産年齢人口及び老年人口の合計数と総人口は合致しません。

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

目標2

第2次基本計画

目標3

目標4

目標5

目標6

土地利用の方

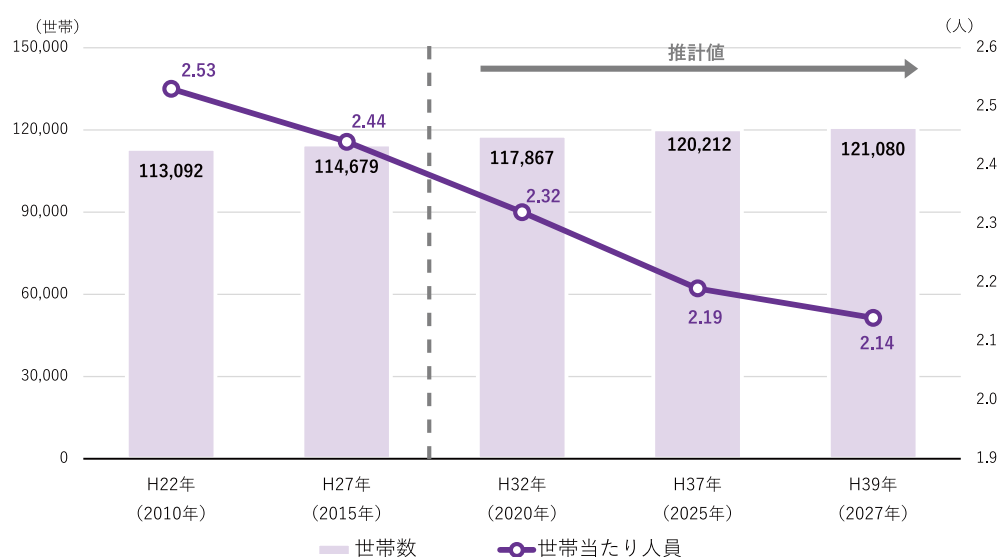
将来像の実現に向けて

資料編

【世帯】

- 世帯数は、ライフスタイルや社会経済情勢の変化に伴い増加傾向にあり、今後も当面の間は増加していくことが予想され、平成39年(2027年)には121,080世帯となると見込まれます。
- 総人口が減少する一方、世帯数が増加することにより、当面の間は世帯当たり人員が低下し続けることが予想され、平成39年(2027年)には1世帯当たり2.14人となると見込まれます。

■津市の世帯数推計(平成22年(2010年)～平成39年(2027年))



資料: 国勢調査

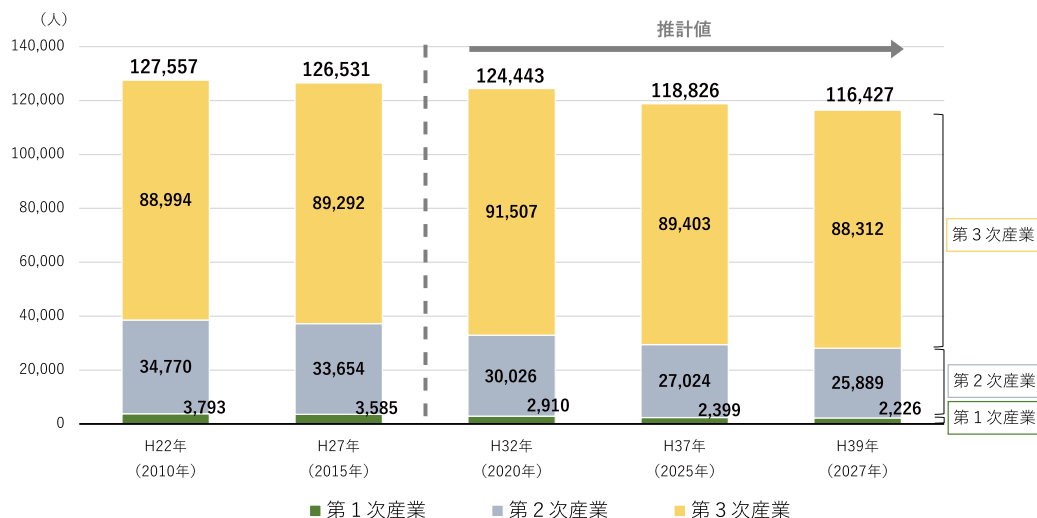
※推計値については、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を基に「今後も同様の傾向が続く」と仮定して推計を行う「トレンド推計」のうち、最も信頼度が高かった回帰分析方法(累乗式)により独自に算出したものです。

②経済・産業

【産業別就業人口】

- 就業人口は、平成27年(2015年)の国勢調査では126,531人となり、平成22年(2010年)と比べ、1,026人減少しました。生産年齢人口の減少に伴い、今後も減少することが予想され、平成39年(2027年)には116,427人になると見込まれます。
- 産業別にみると、第1次産業は平成27年(2015年)の3,585人が平成39年(2027年)には2,226人に、同じく第2次産業は33,654人が25,889人に、第3次産業も89,292人から88,312人になることが見込まれます。

■産業別就業人口(平成22年(2010年)～平成39年(2027年))



資料:国勢調査

※平成22年(2010年)及び平成27年(2015年)の就業人口数は分類不能を除いています。

※推計値については、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を基に「今後も同様の傾向が続く」と仮定して推計を行う「トレンド推計」のうち、最も信頼度が高かった回帰分析方法(指数式)により独自に算出したものです。

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

第2次基本計画

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

方土地性利用の

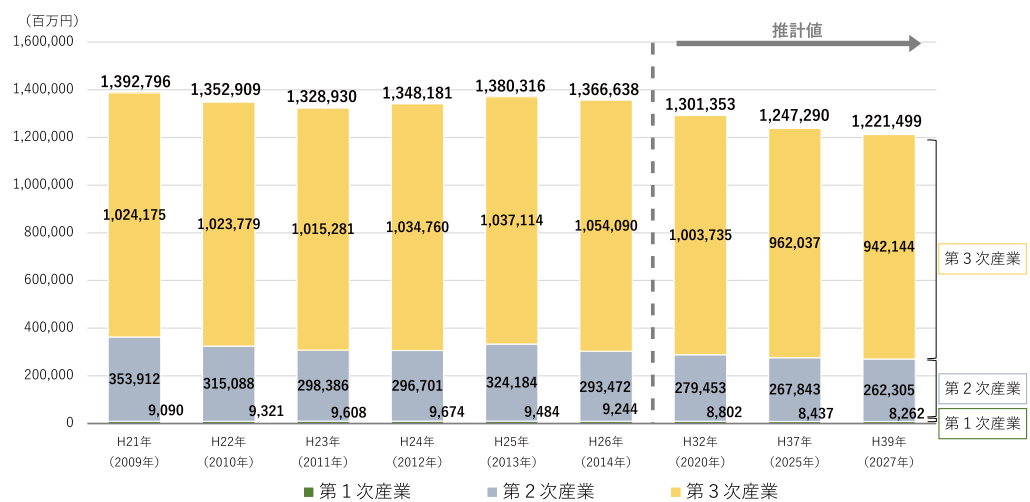
将来像の実現に向けて

資料編

【市内総生産※】

○市内総生産については、労働力人口や労働時間だけでなく、設備投資や生産性に加え、人口減少による市場の供給と需要の変化が、その成長に影響を与えるとされています。このため、技術進歩による生産性の向上などのプラス要因は維持されつつ、総人口や就業人口が減少することを加味して今後の動向を想定し、平成39年（2027年）には約1兆2,215億円になると見込みます。

■市内総生産（平成21年（2009年）～平成39年（2027年））



資料：三重県

- ※市内総生産額については、新たなデータの採用や推計方法の改善などにより遡及改訂を行っており、各係数値が過去の公表値と異なります。
- ※推計値については、平成26年（2014年）の生産年齢人口一人当たりの市内総生産額と生産年齢人口推計値を基に独自に算出しています。
- ※市内総生産（産出額－中間投入＝付加価値）の総額は、消費税を含めた市場価格で評価されていますが、第1次産業、第2次産業及び第3次産業には消費税は含まれていないため、各年におけるこれらの合計額と市内総生産額は一致していません。

市内総生産

市内で1年間に行われた各経済活動部門の生産活動によって、新たに生み出された付加価値の貨幣評価額

③財政構造

ア 財政構造の枠組みの考え方

本市は、これまで合併によるメリットである行政の効率化や財政上の特例措置（普通交付税の算定の特例措置、**合併特例事業債***等）を最大限に活用し、合併後のまちづくりを進めると同時に健全な財政基盤を築いてきました。

しかしながら、社会経済情勢は、今後ますます厳しくなることが予想されます。少子高齢化を伴う人口減少の進展に伴い、市税は減少傾向が見込まれ、市の一般財源総額が拡大することは期待できない状況です。社会保障関係経費は今後も増加していくことが確実と見込まれ、過去における人口増加等への対応として建設された公共施設や道路、橋りょうなどのインフラ資産の老朽化への対応も避けては通れません。

加えて普通交付税の算定の特例措置は、合併後11年目（平成28年（2016年）度）から段階的に縮減され、平成32年（2020年）度で終了します。合併特例事業債についても、平成32年度をもって発行することができなくなります。また、**臨時財政対策債***や合併後に活用してきた合併特例事業債の償還をはじめとする公債費は、本計画期間半ばでピークを迎えることになります。

本計画期間における財政状況は、決して余裕があるものではなく、合併特例事業債の償還期間についても、建設した施設の効用が及ぶ期間を勘案し設定することにより世代間の公平性を保つとともに、償還額の年度間の平準化を図りつつ、その時々々の事業に必要な財源を確保していくなど、限られた財源をより効果的に活用していかなければなりません。

ここでは、今後の社会経済情勢の見通しを考慮した推計により、**財政調整基金***の一定の確保や市債残高の縮減などを図るとした場合のいわば**すう勢***を示します。

合併特例事業債
市町村合併に伴い、特に必要となる事業について特例的に起債できる地方債（P.29参照）

臨時財政対策債
国において地方交付税として交付する財源が不足した場合に、特例的に地方公共団体が発行する地方債。その償還に必要な費用は後年度の地方交付税で全額措置される

財政調整基金
地方公共団体における年度間の財源の不均衡を計画的に調整するための基金（貯金）

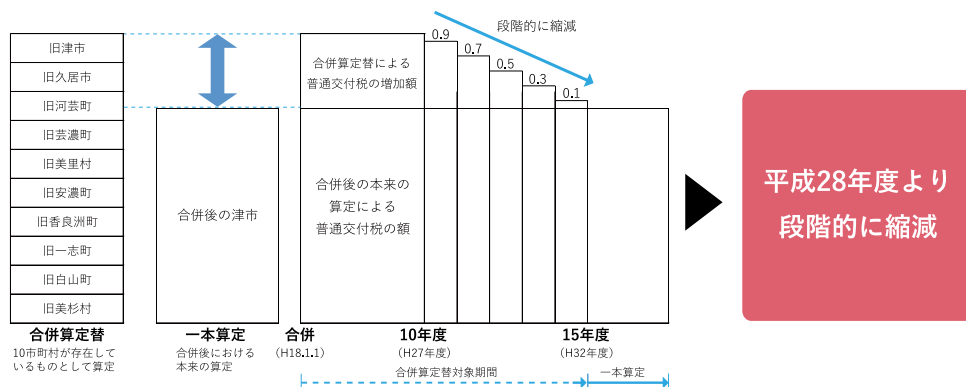
すう勢
物事の動向、流れ

はじめに	
基本構想	
計画の策定にあたって	
将来像	
目標 1	
目標 2	
目標 3	
目標 4	
目標 5	
目標 6	
方土向地性利用の	
将来像の 実現に向けて	
資料編	

[参考]

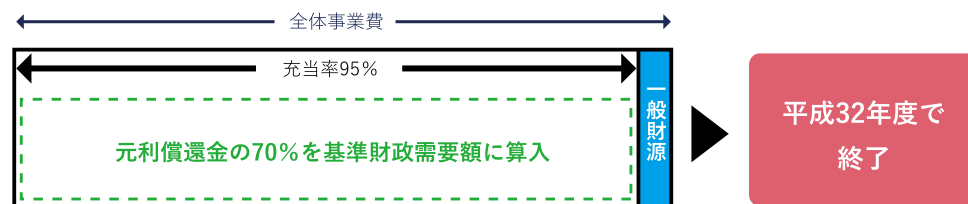
◎普通交付税の算定の特例措置

合併後10年間は、合併前の各々の市町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定され、その後の5年間で合併後の一つの団体として算定される額へ段階的に縮減されるものです。



◎合併特例事業債

市町村の合併に伴い特に必要となる事業に充てる(借り入れする)ことができ(充当率95%)、その元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債です。



※元利償還金の70%が、国から補助金として助成されるのと同等のことになります。

イ 歳入・歳出の推計

歳入推計の前提条件

市税

市税については、人口見通しが影響する税目について、将来の人口見通しを踏まえるとともに、現時点で想定される税制改正を加味して算定しています。ただし、平成35年(2023年)度以降は、社会経済情勢等が不透明であるため、増減を見込まないこととしています。

地方交付税※

普通交付税については、平成28年(2016年)度決算をベースに市税や合併特例事業債の元利償還金等の増減を加味するとともに、合併による算定の特例措置を勘案して算定しています。

国県支出金

平成28年(2016年)度決算をベースに普通建設事業費及び**扶助費**※の増減を加味して算定しています。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するため、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を国が地方公共団体に交付する税

扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障がい者等を援助するために要する経費

地方債

臨時財政対策債は、制度が延長され、平成28年(2016年)度の実績から一定額が普通交付税から振り替わるものとし、**普通債**※(合併特例事業債を含む)は、予定する事業費から算定しています。

その他

各種交付金は現時点で想定される税制改正に伴う変更を加味して算定し、**地方譲与税**※等については、近年の決算額等を踏まえ、大きく増減しないものとして算定しています。また、ボートレース事業からの繰入金は、事業経営の安定化に伴い計画的に拡大するものとして算定しています。

歳出推計の前提条件

人件費

人件費については、採用退職見込み等を踏まえ、原則的に現在の2,500人体制が維持されるものとして算定しています。

扶助費

扶助費については、過去の決算額等を踏まえ、各年度2%の増と見込んで算定しています。

公債費

公債費は、発行済みの地方債に係る元利償還金に今後発行見込みの地方債に係る元利償還金を加算して算定しています。

投資的経費※

各年度計画的に実施していく道路整備事業等の基礎的な事業費をベースとして、現時点で想定する事業に係る経費を見込んで算定しています。なお、平成32年(2020年)度までは合併特例事業債を効果的に活用することとします。

その他の経費

物件費※、維持補修費等は、平成28年(2016年)度決算をベースに算定しています。補助費等については、下水道事業会計における公債費の減少等に伴う減額を加味して算定しています。繰出金は、保険会計への繰出金について扶助費と同様に各年度2%増で算定し、将来における保険制度の変更等が不透明であることから、平成35年(2023年)度以降は増減を見込まないこととしています。

普通債
臨時財政対策債以外の地方債

地方譲与税
本来地方税に属すべき税源を形式上一旦国税として徴収し、地方公共団体に対して譲与する税。地方揮発油譲与税(ガソリン)、自動車重量譲与税などがある

投資的経費
道路や公園、学校など、将来にわたって必要な社会資本を整備するために必要な経費

物件費
人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費。物品購入費や委託料などがある

はじめに

基本構想

計画
にあ
たっ
て

将来
像

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

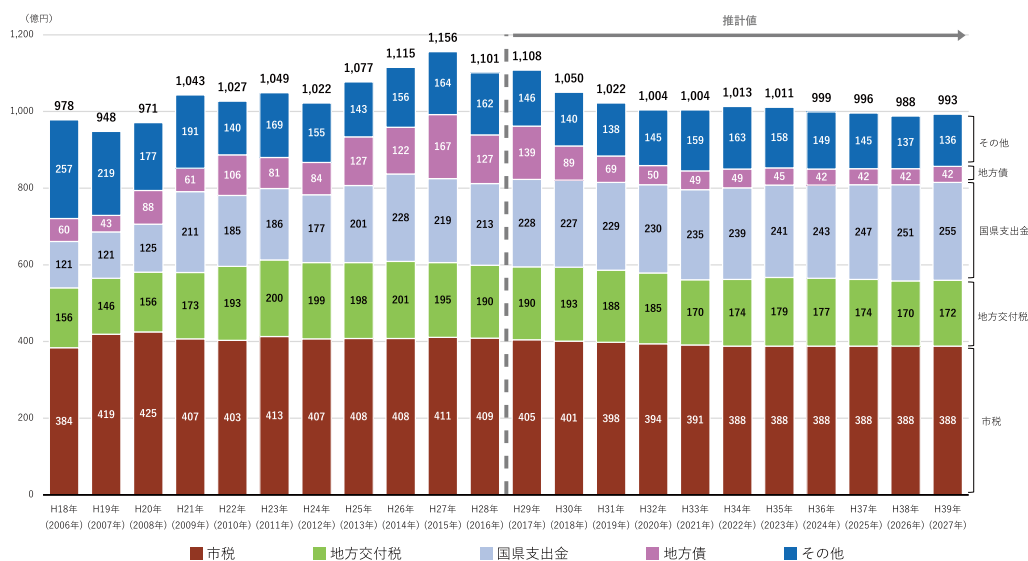
目標
6

方土
向地
性利
用の

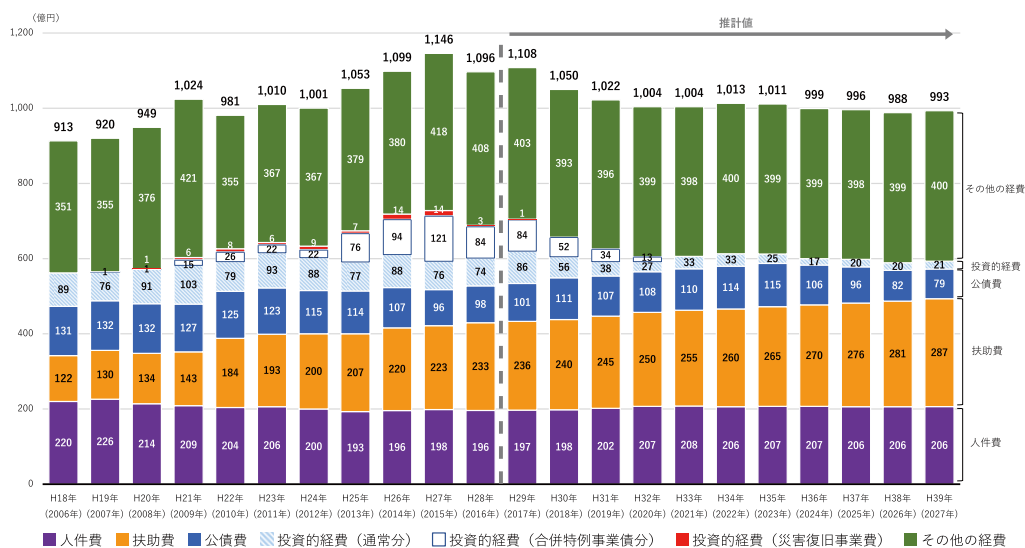
将来
像の
実現
向け
て

資料
編

■歳入の推計



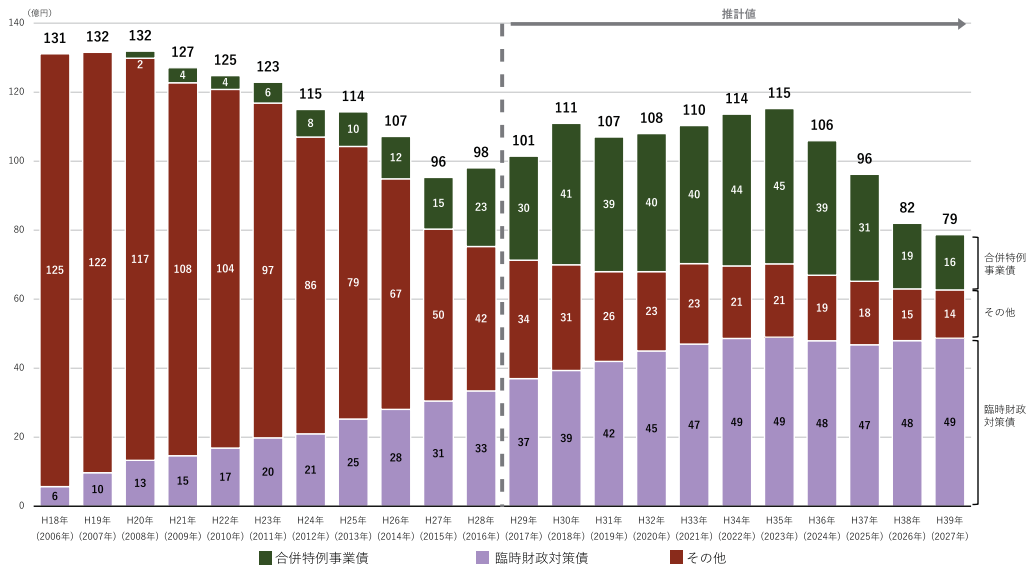
■歳出の推計



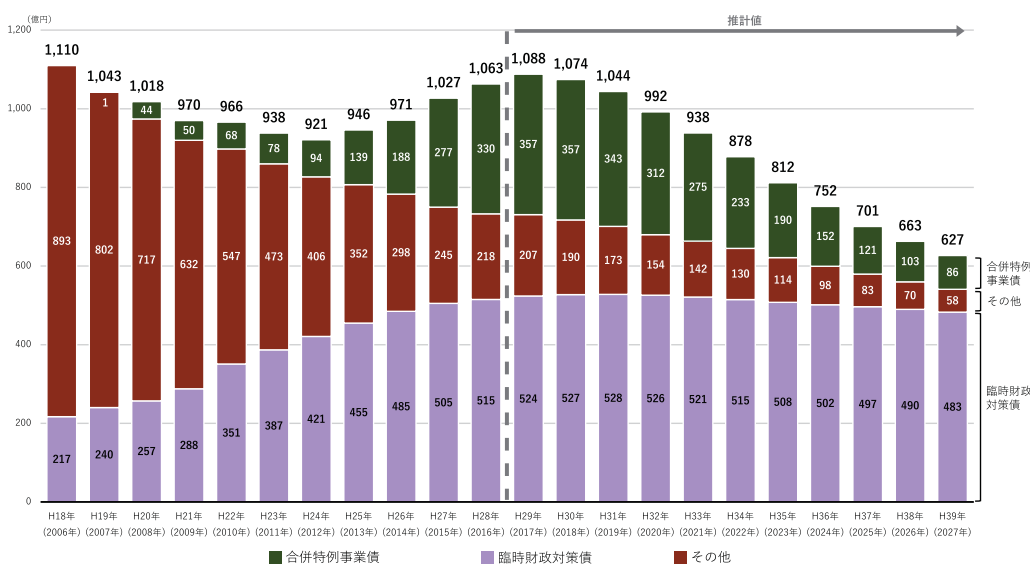
ウ 公債費・市債残高・基金残高の推計

すう勢として示した歳入及び歳出に伴い公債費・市債残高・基金残高の推計は、次のようになります。

■ 公債費の推計



■ 市債残高の推計



はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

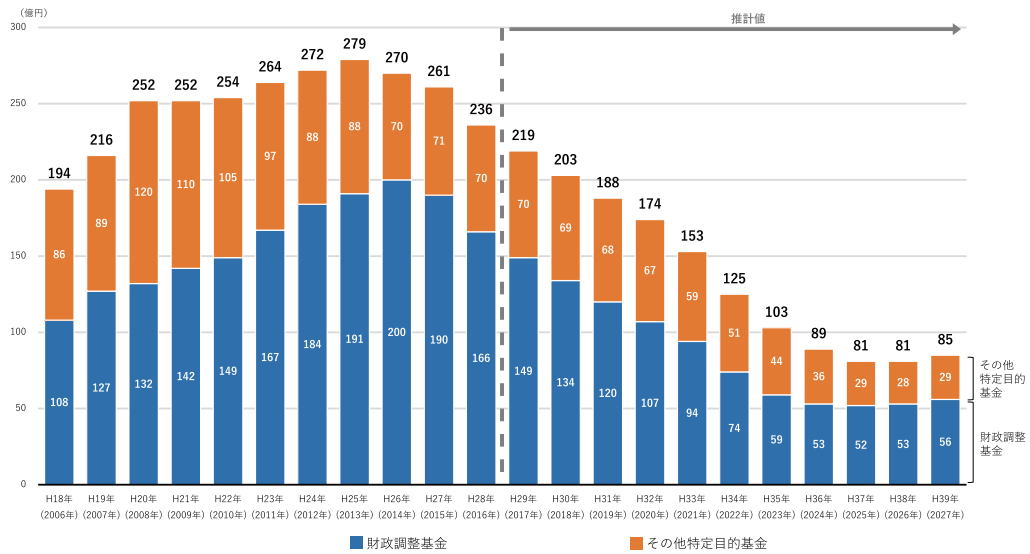
目標 6

土地利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

■基金残高の推計



エ 財政規律※の維持

前述のイ・ウで示したような財政運営を行えば、財政調整基金は標準財政規模の1割程度を維持し、市債残高が縮減されるなど、将来に向けて健全な財政を維持することができますが、今回枠組みとして示した規模を超えて投資的事業を行う場合には、財源となる補助金や交付金、あるいは、国からの元利償還に係る交付税措置を伴う地方債、民間資金などを活用するだけでなく、事業の選択や見直しが求められ、加えて、それによる市債残高や基金残高の見通しなど将来への影響を明確にし、市民への説明責任を果たした上で、各年度の予算で示していくこととなります。

財政規律

財政を秩序正しく運営するための規律

2 これからの10年間の展望

ア 人口減少時代を生き抜く戦略

平成27年(2015年)の国勢調査における本市の総人口は、279,886人となっており、平成22年(2010年)の285,746人と同様に前回調査からの減少が続き、平成17年(2005年)の288,538人と比べるとこの10年間で、8,652人減少しています。この人口減少は、少子高齢化を伴って今後も相当な期間続き、さらに加速することとも予想されます。平成27年の国勢調査によると一部の地域では増加もみられますが、特に山間部では過疎化・高齢化の進展が顕著であり、地域による差が広がっています。

今後は、人口増加地域の成長維持を図りつつ、過疎化・高齢化が進展する地域では、コミュニティの再構築や居住支援策等の展開が求められます。

同時に、雇用創出などによる若者層のU・I・Jターンの支援や子育て世帯への支援の充実などを進め、若者層から本市を生活拠点に選んでいただけるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

イ 防災・減災対策の強化

これまでの10年間をみると、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や熊本地震をはじめとする大きな地震が幾度となく発生しており、本市を含めた東海地方に多大な被害をもたらすとされている南海トラフ地震もいつ発生してもおかしくない状況といわれています。

加えて、台風や頻発する集中豪雨などによる被害も発生しています。災害による被害をできる限り最小限にとどめるため、安全・安心なまちの実現に向けた終わりなき防災・減災施策の推進が必要です。



U・I・Jターン

Uターンは、出身地に戻ることで、Iターンは都市で生まれ育った人が地方へ移住すること、Jターンは地方で生まれ育った人が都市に移住し、その後生まれ育った地域でない別の地方に移住すること。この3つを合わせた総称

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

第2

目標2

次

目標3

基本

目標4

計画

目標5

目標6

方土地性利用の

将来像の実現に向けて

資料編

ウ 公共施設の総合的な管理

本市は、昭和40年代の高度成長期からの人口増加や経済の成長を背景に、さまざまな行政ニーズに応えるべく、昭和60年代にかけて、集中的に数多くの公共施設を整備し、その後においても、多様化する市民ニーズに対応し続けてきました。その結果、平成28年(2016年)度末時点で、公共施設が1,100を超え、全国の類似団体と比較して多くの施設を保有しています。高度成長期から集中的に整備したこれらの公共施設の大半が一斉に更新の時期を迎えつつあり、その対応が課題となっています。今後も厳しい財政状況が続くと予想されるなか、将来的にこの施設数をこのまま維持していくことは困難な状況です。施設の利用実態など、各施設の状況を踏まえ、施設の再編、管理体制の見直しを行うなど、公共施設の適正な配置・管理を推進しなければなりません。

エ 医療・福祉の充実と地域包括ケアシステム※の構築

我が国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、65歳以上の人口は、3,000万人を超え(国民の約4人に1人)、平成54年(2042年)には約3,900万人でピークを迎えますが、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加すると見込まれています。

本市においても同様な状況が予想されるなか、医療と福祉のニーズは高く、安全・安心なまちづくりには欠かせない要素となっています。

国の社会保障制度改革の行方を見極めながら、基礎自治体として責任を持って必要な支援を行い、しっかりと機能する地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築することが急務となっています。

地域包括ケアシステム

住み慣れた自宅や地域で最期まで暮らし続けられるよう、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスが、一体的に受けられる支援体制



オ 力強い地域経済

市民の幸せな暮らしは、それを支える力強い地域経済がなければ実現できません。創業支援や企業の新分野進出等への経営支援の充実、企業誘致の促進とともに、ワーク・ライフ・バランスの浸透や正規雇用の拡大などにより、誰もが能力を発揮できる労働環境をつくることは、地域経済の活力と成長を高め、ひいては、少子化や人口減少への流れを止め、持続可能な社会の実現に資するものとなります。

本市における元気で活力に満ちた商いやものづくり、雇用の拡大・創出に向けて、産業界、教育機関、金融機関、行政機関、市民が力を合わせ、継続的な賑わい^{にぎわい}が創出される仕組みを構築することが必要です。

加えて、県都として多様な産業や豊富な地域資源が集積する多彩な本市の強みを磨き、発信し、「行ってみたい」、「住んでみたい」と感じていただけるような“人を呼び込める”施策を展開することも必要です。

カ インターハイ・三重とこわか国体などを契機としたスポーツ振興

全国的に平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツへの興味や関心が高まることが期待されるなか、三重県においては、平成30年(2018年)にインターハイ(全国高等学校総合体育大会)の開催が、また平成33年(2021年)に三重とこわか国体(第76回国民体育大会)・三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)の開催が予定されています。

オリンピック・パラリンピックといった国際大会を挟んで、全国規模のスポーツ大会が三重県で開催されるという絶好の機会を捉え、本市におけるスポーツ振興や地域活性化への取組を強化し、将来にわたってその効果を継続していくことが必要です。



はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地の活用

将来像の実現に向けて

資料編

キ 合併による特例措置が縮減されることへの対応

本市は、合併によるメリットである国の普通交付税の特例措置と合併特例事業債を最大限活用し、合併後のまちづくりを進めると同時に健全な財政を築いてきました。

しかしながら、普通交付税の特例措置は、合併後11年目(平成28年(2016年)度)から段階的に縮減され、平成32年(2020年)度に失われます。また、合併特例事業債は、平成32年度をもって起債することができなくなり、加えて、償還のピークは合併特例事業債の発行期間終了後からの数年間と想定されます。

今後厳しさを増すことが予想される社会経済情勢のなか、これまでのような財政上の特別な状態が終わることも踏まえ、健全な財政を維持していかなければなりません。

第2章

これからの 10年間のまちづくり

第1項 将来像

本市がめざすべき望ましいまちの姿とは、市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまちです。

そのためには、子どもたちの明るい未来が展望でき、若者が夢や希望を持ち、市民の幸せな暮らしが広がり、そして市民の暮らしを支える力強い地域経済があるまちでなければなりません。

この理想とするまちを市民の皆様と共に必ずや実現するという想いを込め、将来像を

将来像

笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市
～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～

とします。



はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標1

目標2

目標3

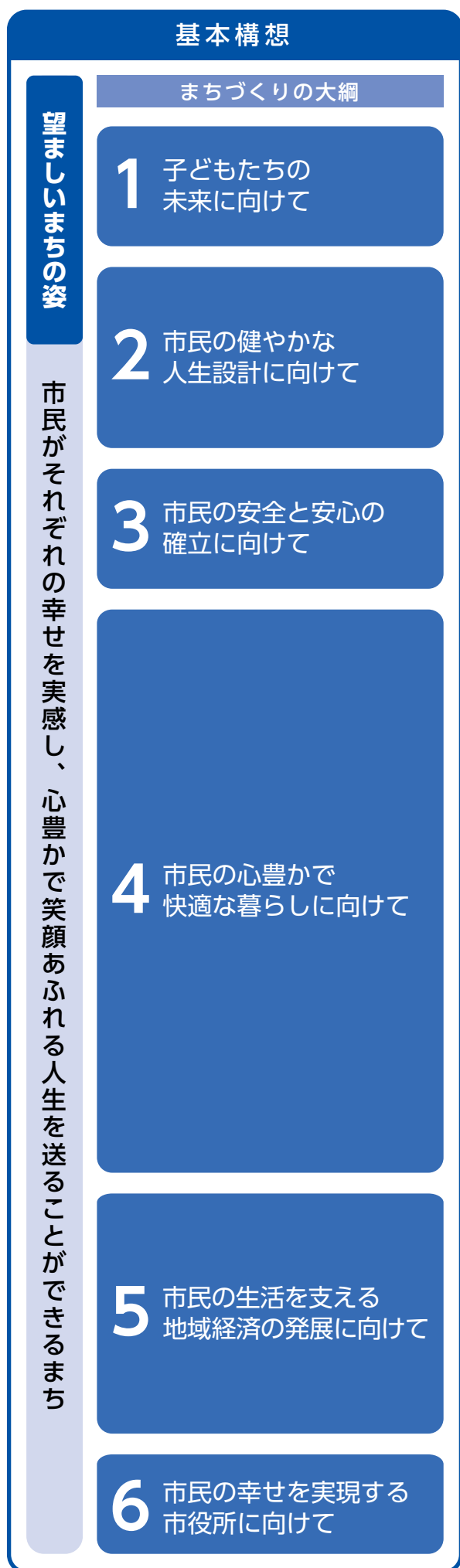
目標4

目標5

目標6

土地利用
の方向性将来像の
実現に向けて

資料編



第2次基本計画

基本政策

施策

基本政策 1 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

- 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり
- 子育て支援の充実

基本政策 2 子どもたちの生きる力を育み成長を支える環境の充実

- 幼児教育・保育の充実
- 学校教育の充実
- 健やかな育ちへの支援

基本政策 1 社会の変化に対応した福祉の充実

- 地域包括ケアシステムの確立
- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障がい者（児）福祉の充実
- 低所得者福祉の充実

基本政策 2 健康づくりの推進と医療体制の充実

- 健康づくりの推進
- 地域医療・救急医療体制の充実
- 公的医療保険の安定運営

基本政策 1 いざという時の備えの強化

- 防災・減災施策の強化
- 災害に強いまちづくりの推進
- 消防力の強化

基本政策 2 防犯・交通安全対策の強化

- 防犯対策と消費者保護の強化
- 交通安全対策の強化

基本政策 1 環境にやさしい社会の形成

- 環境を守り継承する社会の形成
- 循環型社会形成の推進

基本政策 2 持続可能な都市基盤の整備

- 安全な水の安定供給
- 生活排水対策等の推進
- 生活道路の整備
- 居住環境の整備
- 港湾・海岸堤防の整備

基本政策 3 快適に暮らせる都市空間の形成

- 良好な景観の形成
- 緑化の推進と公園緑地の整備
- 都市機能の整備
- 道路ネットワークの整備
- 公共交通の充実

基本政策 1 生涯を通じた学びの推進

- 生涯学習の推進
- 高等教育機関との連携・充実

基本政策 2 スポーツや文化の輪が広がる社会の形成

- スポーツの振興
- 文化の振興

基本政策 3 つながり広がるコミュニティの醸成

- 市民活動の促進
- 地域コミュニティの活性化
- 国際・国内交流と多文化共生の推進

基本政策 4 誰もが尊重され暮らしやすい社会の実現

- 人権・平和施策の推進
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 男女共同参画の推進

基本政策 1 働ける・働きたくなる環境の整備

- 勤労者福祉の充実
- 雇用の創出・拡大

基本政策 2 地域に根付く商工業の振興

- 工業の振興
- 商業の振興

基本政策 3 食の安定と暮らしを支える農林水産業の振興

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興

基本政策 4 交流人口の拡大

- 観光の振興
- シティプロモーションの推進

1 市民の思いや願いに応える市役所

- 積極的な対話と連携によるまちづくり
- 地域の立場に立ち続ける地域連携

2 高みをめざす行政経営

- 効率的で効果的な行政経営
- 健全な財政運営

まちづくりの目標

施策体系図(本冊子P39~40)に掲げるまちづくりの目標を示しています。

※冊子上部と左右の見出しにも、目標の番号を示しています。

目標 1 子どもたちの未来が輝くまちづくり

第2項 目標別計画

目標

子どもたちの未来が輝くまちづくり



基本政策

1 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

現 状

- 出生率は低い水準で推移しており、少子化が進行しています。その要因の一つに、未婚化、晩婚化の進行が挙げられています。また、子どもを持つことを希望しながら、不妊や不育症に悩む人もいます。
- 家庭環境や社会環境が変化するなか、子どもたちが家族や家庭を築くことの大切さを考える機会や、妊娠・出産に関する知識を得る機会が少なくなっています。
- 核家族化や女性の社会進出など、子育て世帯を取り巻く環境の変化により、保育所の利用ニーズは多様化するとともに増加傾向にあります。また、経済状況・家族形態・育児負担・慢性疾患等の理由で精神的に不安定な状態にある親や育児不安を持つ親が増加しています。

課 題

- 結婚すること希望する人が結婚しやすい環境を作る必要があります。
- 安心して妊娠・出産できる環境を整えると同時に、不妊や不育症に悩む人への支援を行う必要があります。
- 妊娠・出産などは個人の意思が尊重されることを基本として、妊娠・出産に適齢期があることなどの正しい医学的知識を踏まえた上で、人生設計ができる環境を整える必要があります。
- 年度途中に発生する保育所待機児童問題や、多様化する子育て世帯のニーズに対応するとともに、安心して子育てができる環境を整える必要があります。

現 状

基本政策に関連する社会的な動向のほか、本市の情勢や現在まで実施している取組などを示しています。

課 題

基本政策における、今後本市が取り組むべきことや問題などを示しています。

基本政策

施策体系図(本冊子P39～40)に掲げる「基本政策」を示しています。

まちづくり

第 3 部
第 2 次基本計画

施策の内容

■ 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり

- 独身男女の出会い支援イベントの開催や情報発信、結婚を行う地域の活動の支援などにより、結婚に向けた出会いを創出し、結婚の希望がかなう環境づくりを進めます。
- 産婦人科医や助産師などの専門家を中学校に派遣し、思春期の生徒等を対象に保健指導等を実施することで**自己肯定感**※を高め、思春期からの性や、妊娠・出産の適齢期、不妊に関する正しい知識等の普及を推進します。
- 不妊治療や不育症治療を受ける夫婦の負担軽減を図ります。
- 母子健康手帳の交付時に保健指導や相談を行い、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう関係機関と連携して取り組みます。

■ 子育て支援の充実

- 質の高い幼児教育と保育の融合・充実を図り、子どもたちや保護者にとって望ましい環境を提供することができる**認定こども園**※の設置などを通して、待機児童ゼロを維持します。
- 私立保育所等の施設整備や認定こども園への移行に対する支援を行うことで、子育て世帯の多様なニーズに対する選択肢を拡充します。
- 保育所、認定こども園等、就学前施設の質と量の両面から拡充を図り、子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、これら施策に関わる職員の資質向上と、家庭・地域との積極的な連携を図ります。
- 安心して子育てができるよう関係機関とのネットワークを充実し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく総合的に支援します。

施策の内容

施策体系図(本冊子P39～40)に掲げる「施策」を示しています。

施策ごとの方針や取組など

施策ごとに、具体的な取組や施策の方向などを示しています。

に行う、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所的な機能を備える「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的な機能を備える「保育所型」、地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を備える「地域裁量型」の4つのタイプがある

目標 6
方土地利用の
実現に向けて
資料編

第 2 項 目標別計画



子どもたちの
未来が輝くまちづくり



基本政策

1 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

現 状

- 出生率は低い水準で推移しており、少子化が進行しています。その要因の一つに、未婚化、晩婚化の進行が挙げられています。また、子どもを持つことを希望しながら、不妊や不育症に悩む人もいます。
- 家庭環境や社会環境が変化するなか、子どもたちが家族や家庭を築くことの大切さを考える機会や、妊娠・出産に関する知識を得る機会が少なくなっています。
- 核家族化や女性の社会進出など、子育て世帯を取り巻く環境の変化により、保育所の利用ニーズは多様化するとともに増加傾向にあります。また、経済状況・家族形態・育児負担・慢性疾患等の理由で精神的に不安定な状態にある親や育児不安を持つ親が増加しています。

課 題

- 結婚することを希望する人が結婚しやすい環境を作る必要があります。
- 安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、不妊や不育症に悩む人への支援を行う必要があります。
- 妊娠・出産などは個人の意思が尊重されることを基本として、妊娠・出産に適齢期があることなどの正しい医学的知識を踏まえた上で、人生設計ができる環境を整える必要があります。
- 年度途中に発生する保育所待機児童問題や、多様化する子育て世帯のニーズに対応するとともに、安心して子育てができる環境を整える必要があります。

施策の内容

出会い・結婚・出産しやすい環境づくり

- 独身男女の出会い支援イベントの開催や情報発信、結婚支援を行う地域の活動の支援などにより、結婚に向けた出会いを創出し、結婚の希望がかなう環境づくりを進めます。
- 産婦人科医や助産師などの専門家を中学校に派遣し、思春期の生徒等を対象に保健指導等を実施することで**自己肯定感**※を高め、思春期からの性や、妊娠・出産の適齢期、不妊に関する正しい知識等の普及を推進します。
- 不妊治療や不育症治療を受ける夫婦の負担軽減を図ります。
- 母子健康手帳の交付時に保健指導や相談を行い、妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう関係機関と連携して取り組みます。

子育て支援の充実

- 質の高い幼児教育と保育の融合・充実を図り、子どもたちや保護者にとって望ましい環境を提供することができる**認定こども園**※の設置などを通して、待機児童ゼロを維持します。
- 私立保育所等の施設整備や認定こども園への移行に対する支援を行うことで、子育て世帯の多様なニーズに対する選択肢を拡充します。
- 保育所、認定こども園等、就学前施設の質と量の両面から拡充を図り、子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、これら施策に関わる職員の資質向上と、家庭・地域との積極的な連携を図ります。
- 安心して子育てができるよう関係機関とのネットワークを充実し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく総合的に支援します。

自己肯定感

自らの価値や存在意義を肯定できる感情

認定こども園

教育・保育を一体的に行う、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所的な機能を備える「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的な機能を備える「保育所型」、地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を備える「地域裁量型」の4つのタイプがある

はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標 1

第 2

目標 2

次 基

目標 3

本 計

目標 4

画

目標 5

目標 6

方土
向地
性利
用の将来像の
実現に向けて

資料編

基本政策

2 子どもたちの生きる力を育み成長を支える環境の充実

現 状

- 保育所の利用ニーズは増加傾向にありますが、幼稚園の利用者数は減少傾向にあり、幼児教育に求められる適正な集団規模の確保が難しい施設もあります。また、認定こども園の整備が進んでおり、就学前の教育環境は多様化しています。
- 親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や地域とのつながりの希薄化により、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化しています。
- 学校現場を取り巻く環境が複雑化するなか、教科指導や生徒指導を一体的に行う教員にさまざまな課題が集中しています。
- 平成29年(2017年)度全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数が8科目中1教科と少なく、また、家庭での学習時間も全国と比べて短い傾向にあります。
- 学校施設、給食施設等の老朽化が進んでいます。
- 少人数教育を推進していますが、小学校、中学校ともに30人を超える学級が多くあります。また、少子化により教育の効果が期待できる学校規模を保てなくなっている地域もあります。
- いじめや不登校などの背景が多様化、複雑化しています。
- 外国につながる子ども(外国籍児童生徒・重国籍児童生徒等)が多く在籍し、年々増加傾向にあります。
- 平成28年(2016年)度国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、我が国の子どもの貧困率は13.9%と、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあります。
- 社会状況の変化や世間の認知の高まり等もあり、児童虐待に係る相談や通告の件数は、全国的に増加の一途をたどっています。
- 集団生活の中で発達等に心配がある子どもは増加傾向にあり、それに伴う発達や支援に関する相談も多様化しています。学校においても特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加しています。

- ニート※、ひきこもり、不登校など、青少年が抱える問題は多様化し、社会生活を円滑に営むことのできない子ども・若者が増加しています。
- 市内の放課後児童クラブは、平成29年(2017年)4月現在で公設民営が45、民設民営が10ありますが、共働き家庭の増加などにより、利用者は増加傾向にあります。

課 題

- 就学前教育を担うすべての施設において、質の高い教育を実践していくことが求められています。また、市立幼稚園では、適正規模の環境の確保が課題となっています。
- 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や社会性・道徳性を育むため、家庭の教育力の向上や地域とのつながりの強化が求められています。
- 市全体としての学力向上に向けた取組が必要となっています。
- 学校施設・給食施設等の計画的な整備・改修を行う必要があります。
- 特にいじめや不登校、外国につながる子どもなど、一人ひとりの子どもたちに行き届いた支援・指導が求められています。また、通学区域の見直しを含め、学校の適正配置を進める必要もあります。
- 信頼される学校づくりや教育課題の解決のため、保護者や地域住民とのさらなる連携推進を図っていく必要があります。
- 子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや貧困の連鎖によって閉ざされてしまう状況があるため、関係機関が連携して一元的に子どもの健やかな育成環境の整備に向けて取り組む必要があります。
- 児童虐待に係る対応については、通告からの迅速な対応はもちろんのこと、通告に至らない要保護児童の早期発見、また虐待の未然防止に努める必要があります。
- 個に応じた発達支援を行うとともに、早期からの途切れのない支援にさらに取り組む必要があります。学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒等の増加により、現行の体制では対応が困難になっています。

ニート

15～34歳で非労働力人口(就業者でも失業者でもない人)のうち、家事や通学をしていない人

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1第 2 次
目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土地
向性利
用の将来像
の
実現
向け
て

資料編

はじめに

基本構想

に計画の
あたの策
定

将来像

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

土地利用の
方向性

将来像の
実現に向けて

資料編

第 2 次基本計画

- 青少年が抱える問題に対しては、関係機関、家庭、地域等が連携して総合的に取組を進める必要があります。また、青少年が悩みを抱えた時に気楽に相談でき、安心できる環境を整える必要があります。
- 放課後児童クラブのニーズが年々高まっており、施設改修・整備等の推進、支援員等の資質向上、クラブの運営支援などが課題となっています。



施策の内容

幼児教育・保育の充実

- 保育の量的拡大・確保や幼児教育・保育の質的な改善などにより質の高い幼児教育・保育の総合的な提供環境を実現するため、これまで本市が幼保一体化のコンセプトのもとに3箇所の施設で取り組んできた幼児教育・保育の合同提供等による成果を踏まえ、それら3箇所を含めて平成31年(2019年)度までに5箇所の幼保連携型認定こども園を整備することとし、平成32年(2020年)度以降は、それら認定こども園の整備、運営や保護者のニーズ、地域の実情などを踏まえつつ、私立施設とも連携しながら子どもとその保護者を支援する環境整備を推進します。
- 認定こども園の整備を進めながら、地域の子育て環境を支える幼稚園や保育所は、これまでの伝統を活かし、立地状況や地域の特性・実情に応じながら、保護者のニーズを踏まえ、その役割を継続していきます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等が相互に情報共有し、連携して就学前教育の質の向上を図るとともに、職員の資質向上にも取り組みます。
- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、小学校以降の教育との接続を踏まえ0歳からの子どもの発達を見通して、家庭・地域との積極的な連携を図りながら、豊かな人間性や感性、人権感覚、興味・関心の芽を育めるような幼児教育・保育を推進します。



はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1第 2 次
目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土地
向性利
用の将来像
の
実現
向け
て

資料編

学校教育の充実

- 基本的な知識や生活習慣の定着を礎としながら、夢や希望を持ち続け、自ら未来を切り拓くことを可能にする「生きる力」を身に付けるとともに、他者を思いやり、多様性を受け止める豊かな心を育むことで、これからの人生をたくましく歩んでいくことができるよう、教員をはじめ子どもたちに関わるすべての関係者が子どもたちに向き合い、寄り添いながら、子どもたちの持っている能力を引き出し、伸ばす教育を推進します。
- 家庭はすべての教育の出発点であることから、子どもたちが家族とのふれあいを通して育ち、学べるよう学校教育と連携した家庭教育の充実に取り組みます。
- 授業改善に取り組むとともに、保護者との連携により家庭学習を充実させて、子どもたちの学習意欲を高め、学力の向上に向けた取組を強化します。
- 安全でより快適な学校環境を整えるため、校舎の大規模改造工事等を順次進めるとともに、平成32年(2020年)度までにすべての小中学校の普通教室へエアコンを設置します。
- 子どもたちの健全な心身の発達を支える給食をより安全に提供するため、給食センターや給食施設は計画的・効率的な改修を進めます。
- 特にいじめや不登校、外国につながる子どもに関する課題等に対しては、望ましい学級規模によりきめ細かな支援・指導を行うとともに、専門家等との連携を図りながら組織的な解決につなげます。
- 人権意識を培うため、発達段階に即した人権教育を推進します。
- 地域と連携して、それぞれの事情に応じた特色ある学校づくりを進めるとともに、通学区域の見直しや学校規模の適正化などの教育課題について、保護者や地域の声を活かした学校運営を図るなど、信頼される学校づくりを推進します。

■ 健やかな育ちへの支援

- すべての子どもが健やかに育つ環境整備のための支援ネットワークを形成し、一元的な相談窓口機能や支援体制を強化するとともに、民間団体の活動を支援します。
- 関係機関、団体等の連携により、児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、保護者の育児疲れや不安を軽減し、孤立を深刻化させないよう支援を行い、未然の防止に努めます。
- 発達に心配のある子どもへの支援に携わるさまざまな専門職のスキルアップと連携を図るとともに、発達に関する総合的な専門相談窓口の充実や体制の整備、早期支援のための療育の充実を図り、学校においては、関係機関との連携を強化するとともに、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上に取り組みます。
- 総合的・計画的な青少年の健全育成対策に向けて、青少年育成団体の活動を支援することに加え、青少年や保護者が気楽に相談できる相談業務を充実するなど、青少年の健全育成を推進します。
- 放課後における子どもたちの安全で安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブの未設置校区への整備や、狭あい化・老朽化した施設の改修、支援員等の確保や指導力の向上、運営支援などに取り組むとともに、民間事業者による放課後児童クラブの設置を適切に支援することに加え、地域の状況やニーズに合わせて**放課後子供教室**※を設置します。

放課後子供教室

放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を行う子どもたちの活動拠点

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1

第 2

次基

本計

画

目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土
向地
性利
用の将来像
の
実現
向け資料
編

目標 2 安心して健やかに暮らせるまちづくり

基本政策

1 社会の変化に対応した福祉の充実

現 状

- 高齢者世帯の増加や核家族化が進行し、地域とのつながりが希薄化してきており、地域で支えを必要とする人が増加していることに加え、地域で福祉活動を行う担い手も不足しています。
- 高齢者の多くは住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活を送ることを希望しています。
- 高齢者の中で要介護認定を受けている人の割合は年々増加し、全国及び三重県を上回る値で推移しており、介護老人福祉施設の入所を希望しながら入所できず待機されている人もいます。
- 障がい福祉サービスを必要とする障がい者が増加傾向にあるなか、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されるなど法整備が進められており、障がい者が個々のライフスタイルや環境に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう求められています。
- 少子高齢化、核家族化、雇用を取り巻く環境、地域とのつながりの希薄化などの社会状況等の変化に伴い、誰でも生活困窮に陥るおそれがあるなか、生活に困窮する人の増加が見込まれます。
- 生活保護受給世帯数はほぼ横ばいとなっていますが、保護世帯に占める高齢者世帯の割合が上昇傾向にあり、今後、高齢化がさらに進むなかで、生活保護受給率の上昇が見込まれます。

課 題

- 団塊の世代がすべて75歳を迎える平成37年(2025年)までに、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が有機的に結び付き、一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するとともに、計画的に介護老人福祉施設の整備を図る必要があります。
- 地域で福祉活動を行う人材を確保し、各福祉関係団体と連携を取りながら、包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 地域で高齢者が安心して暮らしていくためには、世代を超えた交流を通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる仕組みを充実させる必要があります。
- 要介護認定者数の増加に伴い、介護保険給付費は年々増えています。
- 障がい者が、地域で自立した生活が送れるよう取組を進めるなかで、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉就労から一般就労への移行、重度障がい者及び強度行動障がい者に係るサービス提供について支援する人材や施設の確保が課題となっています。
- 生活困窮者の抱える問題は、単に経済的な困窮にとどまらず、健康、家族、社会的孤立など多様で複合化しており、その課題が深刻化する前に早期相談を促し、支援する必要があります。
- 自立に向けて、個々の生活保護受給世帯のニーズに合った個別の対策が必要になっています。

はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定

将来像

目標
1

第 2 次

目標
3

基本計画

目標
5目標
6方土地
向性利
用の将来像
の
実現
向け

資料編

施策の内容

地域包括ケアシステムの確立

- 高齢者やその家族が必要な時に速やかに対応する医療体制が整い、必要な医療・介護サービスを適切に享受できる「在宅医療・介護連携」、多職種協働による個別ケースの解決、潜在ニーズの顕著化、需要に見合ったサービスの基盤整備等の協議を行う「地域ケア会議」、家族の不安や負担に寄り添い認知症の方へのケアを行う「認知症対策」、地域のつながりを強め、介護予防や地域の見守り体制など、支えあい活動の充実を図る「生活支援・介護予防」の 4 つの事業が有機的に結び付き、高齢者が尊厳を保ちながら、本人が望む限り住み慣れた地域で人生の最期まで暮らせるシステムを確立します。

地域福祉の充実

- 支えが必要な人が適切なサービスを受けられるよう相談支援体制を整え、必要な情報・サービスの提供に加えて、地域活動やボランティア活動への市民の参加を促すとともに、民生委員・児童委員活動をはじめとする各種活動への支援を行い、津市社会福祉協議会や福祉関係団体などと連携しながら地域特性に応じた福祉活動を充実します。

高齢者福祉の充実

- 施設入所へのニーズに対応するため、計画的に介護老人福祉施設を整備していきます。
- 生きがいづくりや仲間づくりの場として、気軽に参加でき、多世代交流ができるような事業の充実に取り組みます。
- 高齢者の健康づくり・介護予防を推進し、介護保険サービスの充実に努めるとともに、介護給付の適正化に取り組み、介護保険事業の健全な運営を行います。

障がい者(児)福祉の充実

- 障がい者の生活基盤となる施設整備や福祉サービスの利用を促進するとともに、関係機関と連携して福祉就労から一般就労に結び付けるなどの就労支援を行い、障がい者の自立と社会参加に向けた取組を進めます。
- 重度障がい者及び強度行動障がい者への支援については、三重県と共にサービス提供事業所及び人材の確保に取り組みます。

低所得者福祉の充実

- 関係機関と連携し、情報共有を図りながら、生活困窮者の早期発見を行うとともに、さまざまな支援制度や支援団体などの地域における社会資源も有効に活用し、相談者に寄り添いながら、一人ひとりの課題に応じた包括的な支援を行い、生活困窮者の自立を促進します。
- 社会的、経済的な自立をめざし、働く能力を有する人に対しては就労を支援するとともに、高齢者世帯に対しては介護サービスの利用により、在宅生活が継続できるよう支援するなど、関係機関と連携しながら個々の世帯に応じた適正保護に取り組みます。

はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標 1

第 2 目標 2

次 目標 3

基 目標 4

本 目標 5

計 目標 6

画 方土地
性利用
の将来像の
実現に向けて

資料編

基本政策

2 健康づくりの推進と医療体制の充実

現 状

- 死亡原因の約半数をがん、心疾患、脳血管疾患が占めており、生活習慣病である高血圧や糖尿病、高脂血症が多いことが影響しています。
- 生活習慣や人とのつながり方は地域ごとにさまざまであり、高齢化率が高い地域、子育て世代が多い地域など、地域によって健康課題が異なっています。
- **健康寿命***と平均寿命との差が三重県平均に比べて大きく、日常生活で支援や介護を必要とする期間が長くなっています。
- 高齢化が進むなかで、在宅療養の増加も想定され、訪問診療や訪問介護などのニーズが増大することが見込まれます。
- 救急搬送件数が年々増加するなか、救急医療体制については、**二次救急***病院群**輪番体制***を維持しつつ、疾患別に輪番体制を補完する体制を構築しています。
- 本市は、病院及び診療所の施設数並びに医師数及び看護師数が、いずれも三重県平均を上回っており、また、教育・研究機能を有し、最先端医療を実践できる国立大学法人三重大学医学部附属病院も立地しています。
- 国民健康保険の被保険者は、**後期高齢者医療制度***への移行や社会保険の加入条件の緩和などにより減少しています。
- 国民健康保険料の収納率は年々上昇していますが、被保険者の減少などにより保険料収入は低下しており、被保険者の高齢化や医療技術の進歩に伴い、1人当たりの医療費は増加しています。
- 国民健康保険制度は、平成30年(2018年)4月から制度の安定化に向けて広域化され、三重県が財政運営の責任主体となっています。
- 後期高齢者医療制度は、三重県後期高齢者医療広域連合が運営し、市が窓口業務を担っており、被保険者は高齢化の進展に伴い増加しています。

健康寿命

人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

二次救急

二次救急とは、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。初期、二次、三次があり、初期は、入院治療の必要がない患者に対する救急医療。三次は、複数診療科にわたる処置などが必要となる、または重篤な患者に対応する救急医療

輪番体制

救急医療を担う医療機関で、圏域内の複数の病院が、当番制により休日及び夜間に診療する体制

後期高齢者医療制度

75歳(一定の障がい認められた場合は65歳)以上の人が加入し、疾病、負傷、死亡に関して必要な給付を行う公的医療保険制度

課 題

- 市民一人ひとりが、「からだ」や「こころ」に関心を持ち自らの
ライフステージ*に応じた健康的な生活習慣を身につけ、主体的に健康づくりに取り組み、地域の強みや特性を活かしながら、人との「つながり」を大切にした地域活動を行うことが必要です。
- 病気による早世や今後起こりうる疾病を防ぎ、少しでも長く健康で暮らせるように、若い時からの健康づくりが必要です。
- 医療・介護を要する状況になっても、自分自身にとって必要なときに医療・介護のサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療・介護連携体制の構築が必要となっています。
- 増加する救急医療の需要に対応するため、より一層の体制強化を図る必要があります。
- 国民健康保険においては、適正な保険料の賦課や収納率の向上など、保険料収入の確保に取り組むとともに、医療費の適正化を図る必要があります。
- 後期高齢者医療制度の医療費は増加しており、三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化などに取り組んでいく必要があります。

ライフステージ
年齢に伴って変化する生活段階。年代別の生活状況

はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標 1

第 2 目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

土地・地方志向性の利用

将来像の実現に向けて

資料編

施策の内容

健康づくりの推進

- **ヘルスボランティア***などの地域団体等と連携し、健康増進に向けて市民の主体的な活動を引き出し、信頼やネットワークを構築しながら効果的・継続的に地域特性に応じた取組を推進します。
- 生活習慣病の予防や心の健康を保つため、各種健康診査を推進し、きめ細かな相談支援を行うとともに、市民が関心を持ち行動に移してもらえるような健康情報の提供を行います。

地域医療・救急医療体制の充実

- 高齢化が急速に進むなかで、誰もが安心して医療、看護、介護を受け、暮らすことができるように、関係機関と連携し、へき地での家庭医療専門医の診療を推進するなど医療機会の確保を図り、無医地区を解消するとともに、介護と一体となった訪問診療や訪問看護が提供できる体制を整えます。
- 二次救急病院群輪番体制の安定した継続に努めながら、初期・二次・三次救急医療体制がそれぞれ円滑に機能するよう、関係機関と連携・協力の上、より充実した救急医療体制の構築に向け取り組みます。

公的医療保険の安定運営

- 国民健康保険においては、平成30年(2018年)度から三重県が財政運営の責任主体として、市町ごとの標準保険料率の算定や財政安定化基金の設置・運営などを行い、安定した財政運営を推進するなか、本市では、三重県の算定した標準保険料率等を参考に適正な保険料率を決定し、収納対策の強化を行うとともに、**特定健康診査***等の保健事業を行い被保険者の健康状態の改善に努め、**ジェネリック医薬品***の推奨など医療費の適正化を推進することで、安心して医療を受けられるよう健全な事業運営を行います。
- 三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、健康診査の推進や収納対策の強化などを行い、後期高齢者医療制度の安定した運営を推進します。

ヘルスボランティア

健康づくりを推進するために、地域で活動するボランティア。津市では、健康づくり推進員、食生活改善推進員、母子保健推進員を指す

特定健康診査

40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査

ジェネリック医薬品

先発医薬品(新薬)の特許等の期間満了後に発売される医薬品。開発期間が新薬ほどかからず、費用も少なく済むため、薬の価格も安い



はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標 1

第 2 次基本計画
目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

土地利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

目標

3 いのちと暮らしを守るまちづくり



基本政策

1 いざという時の備えの強化

現 状

- 南海トラフ地震の発生確率の高まりや、集中豪雨などの異常気象による自然災害が猛威を振るうなか、防災・減災に向けた人的被害の軽減や迅速な避難行動につなげるための地域住民同士の連携や協力体制については、十分とは言えない状況です。
- 木造住宅など、建築物の耐震化については、国が掲げる目標に向けて国及び県と共に取り組んでいます。
- 沿岸部の多くは津波による被害が想定されているほか、近年は集中豪雨による洪水などの自然災害が発生するリスクが高まっていることから、国・県と連携し、海岸の高潮対策や河川の治水対策に取り組んでいます。
- 山地災害に備えて、三重県による危険箇所の調査が実施され、土砂災害警戒区域の指定が進められています。
- 治山対策については、地域からの要望が多く寄せられるなか、要望箇所が未着手となっており、三重県による早期対策が求められています。
- 道路、橋りょう、水道・下水道施設、堤防、農業用ため池などのさまざまなインフラの老朽化が進むなか、計画的な修繕や耐震化などに取り組んでいます。
- 老朽化が著しい消防庁舎の整備や消防装備の効率的・効果的な配備を進めるとともに、複雑多様化する災害や大規模災害に対応する隊員育成、資機材や消防水利の整備及び関係機関との連携強化などを行っています。
- 消防団員の減少や高齢化が進むなか、地域の消防力を保つため、資機材の整備や災害に応じた訓練を行い、大規模災害に対応する体制強化を図っています。

- 住宅火災による犠牲者は毎年発生しており、市内には消防法令違反の建物も残っている状況です。

課 題

- 防災・減災対策の推進には、「自助」、「共助」による防災力の強化が必須であり、地域住民、小中学校などが一体となった地域のつながりを強化し、防災意識の高揚、防災活動の活性化を図る取組が求められています。
- 避難勧告の発令などの緊急情報は、迅速かつ確実な伝達が求められるなか、災害時に情報を得にくい人たちへの的確な情報伝達に加え、いかに避難行動へつなげるかが課題となっています。
- 大規模災害による都市全体の被害を軽減し、市民のいのちと財産を守る都市構造を構築するため、インフラや木造住宅などの早急な耐震化に加え、津波による浸水が想定される区域での避難対策など二重三重の防災・減災対策が必要です。
- 市街地及び市街地近郊の河川は緩勾配のため、大雨により土砂が堆積しやすく、**しゅんせつ***などの適切な維持管理が求められているとともに、流下能力の改善を図るなど、河川災害を未然に防ぐための河川改修が課題となっています。
- 高潮等による浸水被害から市民生活を守る海岸堤防の早期整備が課題となっています。
- 山間地域が多い本市においては、山地災害を未然に防ぐために膨大な費用と時間が必要です。
- 老朽化した消防施設や装備の更新・整備、隊員の技術の向上、救命率向上に向けた救急救命士の救急車搭乗率の向上が課題となっています。
- 消防団の活性化のために、女性や若者の団員確保が課題となっています。
- 住宅火災を未然に防ぐためのさらなる啓発と消防法令違反の建物への指導強化が必要です。

しゅんせつ

水底の土砂をすくい取る工事

はじめに

基本構想

計画
の策
定将来
像目標
1

第2

目標
2

第2

目標
3

第2

目標
4

第2

目標
5

第2

目標
6土地
利用
の
方将来
像の
実現
に向け資料
編

施策の内容

防災・減災施策の強化

- 防災力の強化に向け、地域ぐるみで行われる防災訓練への支援や小中学校における防災教育などに積極的に取り組み、自助・共助・公助が相互に連携し、地域の実情に応じた終わりのなき災害対応力の強化を推進します。
- 避難体制の強化に向け、迅速・的確な避難行動につながる情報伝達体制づくりを推進するとともに、自主防災組織が主体となった避難計画の作成や避難所の運営体制づくりなどを支援します。
- 木造住宅などの耐震化に向け、耐震診断や耐震補強の支援制度の利用促進・拡充に向けて取り組みます。

災害に強いまちづくりの推進

- 国が管理する雲出川については、雲出川水系全体の整備状況を勘案し、事業進捗に遅れが出ることなく、地域間のバランスの取れた治水安全度の向上が図られるよう国に強く働きかけます。
- 県管理河川については、計画的な整備・改修を進めることに加え、しゅんせつ等の適切な維持管理を行うよう三重県に対し強く働きかけるとともに、本市が管理する準用河川や調整池などについても、修繕等の適切な維持管理、下流河川の排水能力や地域特性に応じた取組を行うことで、治水対策を推進します。
- 海岸堤防については、発生が予想される南海トラフ地震や台風時の高潮から市民のいのちと財産を守るため、栗真町屋工区や阿漕浦・御殿場工区の早期の整備完了を促進し、また、津北部地域における海岸堤防については、漁港堤防と一体的に整備を促進するよう国・県の関係機関に対して強く働きかけます。
- 土砂流出や急傾斜地の崩壊による災害から市民のいのちと財産を守るため、砂防・急傾斜地崩壊対策の促進を図るとともに、土砂災害警戒区域に指定された区域内での災害情報の伝達や素早い避難が可能となる警戒・避難体制の整備を進めます。

- 道路や橋りょう、排水機場、水道・下水道施設などのインフラの整備や耐震化を推進します。
- 災害リスクに対応した防災上安全性の高い区域へ都市機能や居住の誘導を図る土地利用の促進や津波浸水が想定される区域における民間施設や公共施設を活用した津波避難ビル・津波避難協力ビルの確保など、災害に強いまちづくりを進めます。

消防力の強化

- 消防力の強化に向け、老朽化した消防庁舎の整備や消防車両、施設等の更新を含む適正配置を行うとともに、大規模災害に備えた全国からの消防応援の受入態勢を充実します。
- 救急救命士の計画的な養成を図るとともに、あらゆる災害に柔軟かつ的確に対応できる消防隊員の人材育成を行います。
- 消防団員の災害対応力の向上、人材の確保による消防団の活性化を図り、地域の消防力を強化します。
- 市民の防火意識の高揚を促し、住宅防火対策をさらに促進するとともに、重大な消防法令違反の是正指導を強化します。

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標1

第2

目標2

次基

目標3

本計

目標4

画

目標5

目標6

土地利
用の方
向性

将来像
の実現
に向けて

資料編

基本政策

2 防犯・交通安全対策の強化

現 状

- 市内における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、多様化する特殊詐欺をはじめ、依然として一定件数の犯罪が発生しています。
- 悪質商法等の消費者トラブルの多様化により、消費生活の相談件数は近年増加傾向にあります。
- 市内における人身事故は減少傾向にありますが、子どもや高齢者が被害者となる交通事故が依然として発生していることに加え、高齢者ドライバーによる交通事故が多発しています。

課 題

- 犯罪や暴力を減らし、未然に防ぐため、警察等関係機関や団体と連携した総合的な取組が必要です。
- 消費者トラブルの多様化に対応できる相談体制の整備が求められるとともに、消費者が自分だけでなく周りの人たちや将来のことを考え、社会の発展と改善に向けて行動する「消費者市民社会」の実現に向けた取組が必要とされています。
- 交通事故死者に占める高齢者の割合が高く、通学する子どもが被害者となる人身事故等も依然として発生し、最近では、高齢者ドライバーによる交通事故が多発するなど、交通安全対策のさらなる推進と交通安全意識の高揚が必要です。

施策の内容

防犯対策と消費者保護の強化

- 警察等関係機関や各種防犯活動団体との連携のもと、防犯施設の整備、防犯活動の支援、防犯啓発活動を実施し、地域の防犯力を高めます。
- 市民や暴力追放に取り組む各種団体や機関と連携し、あらゆる暴力行為の追放を推進します。
- 多様化・巧妙化する悪質商法等の被害に遭わないようにするための対策や悪質商法等の手口、消費者を守る制度等の積極的な情報提供をはじめ、あらゆる世代に対する消費者教育を推進するとともに、**消費生活センター**※の相談体制を充実させます。

交通安全対策の強化

- 警察等関係機関や地元自治会等と連携しながら、交通安全施設の更新や通学路等の整備を推進するとともに、子どもや高齢者などを軸とした交通事故防止対策に取り組みます。
- 交通事故防止に向け、交通安全指導に努めるなど市民の交通安全意識の向上に取り組みます。

消費生活センター

地方公共団体が運営する消費者のためのさまざまな相談業務を行う機関

はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標1

第2

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地利用
方向性

将来像の
実現に向けて

資料編

目標 4 心やすらぐ住みよいまちづくり

基本政策

1 環境にやさしい社会の形成

現 状

- 本市は、森林や湖沼、河川、海岸など豊かな自然環境を有しており、これらの美しい自然を守り活かしながら、自然と調和するまちづくりを進めています。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の苦情・相談件数は減少傾向にあり、大気環境についても、おおむね良好に保たれているものの、水質については、河川、海域ともに、環境基準を超過している項目があります。
- 不法投棄件数は減少傾向にありますが、依然として不法投棄事案が発生しています。
- 本市のごみの総排出量及びリサイクル率については、おおむね横ばい傾向にあります。
- 全国的に、また本市においても高齢者や障がい者など、分別や毎日のごみの排出が負担となっているケースがあり、ごみのため込みによる近隣トラブルなども発生しています。
- 本市は、焼却処理施設やし尿処理施設に加え、リサイクルセンターや一般廃棄物最終処分場などの処理施設を有しており、建設後40年近くを経過した施設もあります。
- 地球温暖化をはじめとした環境問題が深刻化するなか、再生可能エネルギーの必要性の高まりにより、本市においても、太陽光発電、風力発電、**バイオマス発電***等が普及し、市内全世帯の家庭用年間消費電力をまかなえるほどの発電量となっています。

バイオマス発電

動植物等から生まれた資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして得られる熱を利用する発電方式

課 題

- 豊かな自然を次世代へ継承していくため、環境教育や環境学習の充実に加え、市民、ボランティア、**NPO**※、事業者、関係行政機関などのネットワークの強化が必要です。
- 環境汚染の防止に向けては、**公共用水域**※における水質改善や継続した環境調査の実施、監視・指導の徹底が必要です。
- 不法投棄をさせない環境づくりが必要です。
- さらなるごみの発生抑制とリサイクル率の向上に向けた取組とともに、市民ニーズに対応した便利で負担の少ないごみの分別やごみ出し等についての検討が必要です。
- 施設の老朽化や処理量の変化に対応するため、より安定的・効率的な稼働に努める必要があります。
- 環境負荷の少ないエネルギー施策について、再生可能エネルギーの導入・推進や、省エネルギー対策等、さらなる取組の推進を図る必要があります。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

公共用水域

河川、湖沼、湾岸、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及び接続する公共溝きょ、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路

はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定

将来像

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

方土
向地
性利
用の

将来
像の
実現
に向け

資料編

施策の内容

環境を守り継承する社会の形成

- 恵まれた森林や湖沼、河川、海岸などの自然環境の保全や野生生物の生息、生育環境の確保を図るほか、市民、ボランティア、NPO、事業者、関係行政機関などとのネットワークを強化し、地域特性に応じた環境保全活動を推進するとともに、さまざまな機会を通じた環境教育・環境学習を充実し、環境問題に対する市民意識の高揚に取り組みます。
- 公共用水域の水質改善に向け、公共下水道の効率的な整備と単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 環境汚染から市民の健康と生活環境を守るため、継続的に環境調査を実施するとともに、監視・指導を徹底します。

循環型社会形成の推進

- 市民、事業者、行政が一体となり、ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大、循環的利用を推進します。
- 廃棄物の適正処理を推進するため、市民・事業者等への意識啓発や継続した監視・指導に努めるとともに、誰もが利用しやすいエコ・ステーション*の管理・運営やごみの分別、ごみ出しに係る負担を軽減するための支援、社会状況に対応したごみ収集体制の充実に向けて取り組みます。
- 不法投棄対策として、啓発看板の設置や環境パトロールを実施するとともに、警察との連携強化、市民との協働により不法投棄をさせない環境づくりに取り組みます。
- 各処理施設の安全で効率的な運転管理を徹底するとともに、老朽化、処理量の変化に対応した施設の規模や処理方式、更新等について長期的な視点に立った検討を進め、効率的・効果的な運転管理と安定した廃棄物処理を推進します。
- 地球温暖化防止・低炭素社会*の実現に向け、効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策を推進するとともに、地域特性に応じ、バイオマスを活用した産業創出をはじめ、再生可能エネルギーのさらなる導入を推進します。

エコ・ステーション

資源のリサイクルや不用品の有効活用を図るため、市内に設置した古紙類などの資源ごみを回収する施設

低炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめようとする社会

基本政策

2 持続可能な都市基盤の整備

現 状

- 給水収益は、人口の減少や節水機器の普及等により減少が続いており、厳しい経営状況にあるなか、多くの水道施設が老朽化しており、施設の更新や耐震化に係る費用が増大しています。
- 安心で快適な給水のため、水源と給水栓での定期的な水質検査を実施するとともに、自己水源と県営水道をバランスよく活用し、渇水に備えるなど安定供給に努めています。
- 公共用水域の水質保全を目的に、地域特性に合わせた生活排水対策を推進し、効率的・効果的な生活排水処理施設の整備を進めていますが、多くの設備が耐用年数を経過し、更新時期を迎えており、計画的な施設の更新が求められています。
- 公共下水道の普及率は全国平均を下回っており、汲み取り槽、単独浄化槽の世帯も依然として残っています。
- 田畑から宅地に変わるなどの土地利用形態の変化により、雨水幹線への流入量が増加しています。また、雨水排水の放出先である河川や排水路の流下能力が不足しているところでは、毎年、浸水被害が生じています。
- 基盤整備が進んでいない市街地や農業集落地域では、生活道路が狭く、通行に支障があるだけでなく、緊急車両の通行を阻害するなどの問題があり、生活道路の拡幅が求められています。
- 道路の修繕や路肩の草刈等の要望・苦情が年々増加しており、各道路施設の中には、経年劣化により、損傷している施設があります。
- 近年の人口減少や住宅・建物の老朽化などにより、空き家が年々増加するなか、適切な管理が行われていない空き家も増加しており、一部では、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定

将来
像

目標
1

第 2

目標
2

次 基

目標
3

本 計

目標
4

画

目標
5

目標
6

方土
向地
性利
用の

将来
像の
実現
に向け

資料
編

- 本市の市営住宅は、その多くが昭和40～50年代に建設されており、老朽化が著しい施設もあります。また、入居率は、平成29年(2017年)4月現在で、全体では、79.0%となっており、立地条件など利便性によって偏りがみられます。
- 本市の地籍調査の進捗率は、全国平均、三重県平均ともに下回っているため、南海トラフ地震による津波被害が発生した場合に備え、重点整備区域を定め、集中的な取組を実施しています。
- 白塚漁港及び河芸漁港区域内の海岸堤防については、漁港海岸保全施設基本計画を策定し、整備に向けた取組を進めています。
- 地震・高潮等に対応した海岸堤防の早期整備を国・県に要望しており、平成23年(2011年)度から津地区(栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区)での事業が実施されています。
- 港湾施設の老朽化が進んでおり、施設内に危険な状態の箇所がみられます。
- 墓園については、市内に6箇所の市営墓地があります。

課 題

- 水源における水質汚濁を防止し、安全で安定した給水を行うため、経営改善に取り組みながら、水道施設の更新や耐震化を進める必要があります。
- 平成30年(2018年)4月の志登茂川浄化センターの供用開始により、中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区におけるさらなる整備推進が必要であるとともに、供用開始地域での未接続世帯への公共下水道接続及び汲み取り槽、単独浄化槽の合併浄化槽への転換を進めることが課題となっています。
- 浸水対策のため、河川のしゅんせつや未改修河川の整備促進、現況の河川の排水能力でも効果をあげられる雨水排水施設の整備を進めていく必要があります。
- 狭あい道路の拡幅には、建築物を建て替える等の機会に敷地後退する**セットバック***を推進するなど、市民の理解と土地の提供の協力が必要です。

セットバック

建築敷地の前面道路が4m未満の道路である場合、日照、通風の確保など、良好な住環境の形成を目的に、道路の中心線から2mの線まで道路の境界線を後退させて建築すること

- 各道路施設については、老朽化が進んでいること、路肩の草刈等の要望・苦情が増加していることから、維持管理経費が課題となっています。
- 適切に管理されず放置され、老朽化した空き家の発生を抑制するため、その空き家をもたらす問題について広く市民に周知・啓発を行うほか、空き家の管理者・所有者へ適正管理に係る啓発や情報提供が必要です。
- 修繕や手入れを行えば居住できる空き家が多いことから、利活用を促進するため、空き家が流通しやすい環境の整備が必要です。
- 市営住宅は、低額所得者を対象とした**住宅セーフティネット**※の一翼を担うため、今後も一定数を維持する必要がありますが、老朽化への対応を行いながら適正数を見極め、施設の集約化も検討する必要があります。
- 東日本大震災において、地籍調査の成果が迅速な復旧・復興につながったことから、南海トラフ地震の津波浸水想定区域に設定されている本市沿岸部での地籍調査を進めることが急務となっています。
- 漁港区域内の海岸堤防の整備については、国・県と連携しながら進めていく必要があります。
- 港湾施設の機能を維持していかなければなりません。
- 市営墓地には無縁墓はありませんが、核家族化と人口減少の進行により、将来にわたって墓地区画を管理する人がいなくなることが懸念されています。

住宅セーフティネット

住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人が、所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるようさまざまな仕組み

はじめに

基本構想

計画の策定

将来像

目標 1

第 2 次

目標 2

目標 3

目標 4

基本計画

目標 5

目標 6

方土地性利用の

将来像の実現に向けて

資料編

施策の内容

安全な水の安定供給

- 小規模な水道施設の統廃合をできる限り行い、県営水道を活用しながら、効率的な施設の更新、耐震化を進めます。
- 水道施設を健全な状態で次世代へ引継ぎ、世代間の負担が公平となるよう、さらなる経営基盤の強化に取り組みます。
- 定期的な水質検査の実施により、水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保します。

生活排水対策等の推進

- 下水道事業については、管理・経営の方針を定め、効率的な下水道整備を進めるとともに、施設の**長寿命化**※に向けて、計画的な維持管理を推進します。
- 供用開始地域の未接続世帯への公共下水道接続並びに汲み取り槽及び単独浄化槽からの合併浄化槽への転換について、指導、啓発活動を強化し、水洗化率の向上に取り組みます。
- 浸水被害軽減のため、排水路や公共下水道の整備と既存施設の適切な維持管理など、雨水排水対策を進めるとともに、浸水被害が著しい地域においては、公共下水道事業だけでなく河川事業や農地の**湛水防除**※事業なども含めた総合的な浸水対策を進めます。

長寿命化

道路や公共施設などの新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策

湛水防除

流域の開発、地盤沈下等の立地条件の変化、河川改修等による流況の変化により排水条件の悪化した地域を対象に、排水施設の整備などを行い、**湛水被害**(農地や宅地などが水につかる被害)の発生を未然に防ぐこと

生活道路の整備

- 幅員 4 m 未満の狭あい道路の解消に向けて、セットバック費用に対する助成制度の普及・啓発に努め、市道としての拡幅・整備を推進します。
- 市民が不便なく常に安全・快適に利用ができるよう、橋りょう等の各道路施設について、定期的な点検を実施し、予防的かつ計画的な修繕・更新を行うとともに、道路パトロールや関係機関・市民との連携による危険箇所の監視体制を強化し、迅速・適切な対応に努めます。

居住環境の整備

- 市民や管理者・所有者に対し、空き家の適正管理に向けた啓発や情報提供を行うことで、適切に管理されず老朽化した空き家発生の抑制に取り組むとともに、資産価値のあるうちに賃貸や売却が行われるなど、空き家が**住宅ストック**※として利活用される環境を整備します。
- 適正に管理されていない空き地・空き家の管理者・所有者に対し、適正管理の指導や啓発を行い、管理不全な状態が改善されない場合は、その所有者等に対する行政指導や行政処分により、改善に努めます。
- 市営住宅の適正な維持管理や計画的な改修等を実施し、市営住宅総量の適正数を見極めた上で、集約化を進めるとともに、民間賃貸住宅ストックの活用による効率的かつ効果的な住宅提供方法の検討を進めます。
- 地籍調査は、地元自治会や関係機関の協力を得ながら、より一層推進し、特に沿岸部においては、津波被害が発生した時に備え、計画的かつ集中的に事業に取り組みます。
- 市営墓地については、適正な管理運営により無縁墓の発生防止に努めます。

港湾・海岸堤防の整備

- 地震や高潮等に対応した海岸堤防の早期完成・早期整備と維持管理を国・県に対し、強く働きかけます。
- 発生が予想される南海トラフ地震や台風時の高潮から水産業生産拠点である漁港を守るため、国・県と連携し、堤防や防波堤、既存施設の長寿命化などを推進します。
- 老朽化が進む港湾施設について、計画的な修繕により港湾機能の維持・確保を三重県に対し、強く働きかけます。

住宅ストック
住宅政策などの観点
で扱う既存の住宅

はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標 1

第 2

目標 2

次 基

目標 3

本 計

目標 4

画

目標 5

目標 6

方土地
向性利用
の

将来像の
実現に向けて

資料編

基本政策

3 快適に暮らせる都市空間の形成

現 状

- 本市は、山地、平野、海などの豊かな自然景観をはじめ、山間集落や農村集落、住宅地、商業地、工業団地などさまざまな土地利用がみられ、さらには本市の歴史を今に伝える街道筋がみられるなど、多様な景観を有しています。
- 屋外広告物については、掲出（設置）について許可や指導を行うとともに、屋外広告物の禁止区間を指定し、良好な景観を維持するよう誘導しています。
- 開発等により緑地面積が減少傾向にあり、市街化区域においては、緑地が少ない地域もみられるなか、自治会・ボランティア団体へ花苗を支給するなど、緑化・美化運動を実施しています。
- 公園整備については、都市計画公園として、中勢グリーンパークや岩田池公園において施設の充実や供用区域の拡大を図っていますが、事業未着手の公園がある一方で、既に整備の完了している公園の施設については、全体的に老朽化が進んでおり、修繕や改修の要望が増加しています。
- 本市の人口は、国勢調査によると、平成17年（2005年）をピークに減少傾向に転じ、空き家・空き地の増加による都市の低密度化や、人口密度の低下が進みつつあります。
- 津インターチェンジ周辺地区については、各種法令による規制等で極めて限定的な土地利用しかできない状況にあります。
- 本市の海の玄関口となっている津なぎさまちは、「**みなとオアシス***」として国から認定を受けています。
- 本市の道路については、計画的な整備を進めるとともに、国道や県道などの本市の骨格となる幹線道路についても、国・県に対して着実な事業進捗に向けた要望を行い、事業促進を図っています。
- 人口減少や中山間地域における過疎の進行、自家用車の普及に伴い、鉄道や路線バスなどの公共交通の利用者は減少傾向にあります。
- 本市と中部国際空港を結ぶ海上アクセス航路の利用者数は、安定的に推移しています。

みなとオアシス
地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するために、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したもの

課 題

- 建物を建築する場合や土地を利用する場合には、地域の景観特性を踏まえ、周辺の景観との調和に配慮することが必要です。
- 屋外広告物は、表示方法によっては美しい景観を損なうおそれがある上、管理が適切に行われていない場合には、倒壊や落下等により通行者等に危害を与えることがあります。
- 都市緑化については、公共空間から公的領域の民地への緑化施策に取り組む必要があります。
- 利用者の安全・安心を確保するため、老朽化した公園施設の更新と**ユニバーサルデザイン***化が必要となっており、長期間未整備となっている都市計画公園などは、具体的な事業計画がなく、将来にわたり土地利用の制限をかけ続けていくことが課題となっています。
- 鉄道駅等の移動利便性の高い拠点周辺に都市機能を集積し、その周辺に良好な生活サービス機能が確保された居住地を形成することで、都市のコンパクト化を図る「**多極ネットワーク型コンパクトシティ**※」への転換が求められています。
- 津インターチェンジ周辺地区については、各種法令による規制だけでなく、河川未改修の問題など、有効活用に当たり多くの課題があり、規制緩和や法令改正等を国・県へ働きかける必要があります。
- 老朽化する道路施設の増加により、整備から維持への転換が求められており、より整備効果の高い路線の選定を行っていく必要があります。
- 市内の幹線道路では、交通渋滞が慢性化しており、産業活動、生活道路へも影響が出ているため、幹線道路やそれらにアクセスする道路の整備が課題となっています。
- **コミュニティバス***などの公共交通については、日常的な移動手段としての提供、過疎地域における新たな形態のコミュニティ交通の導入などにより利便性や利用率を向上することが課題となっています。
- 海上アクセス航路については、人口減少が進むなか、利用者数の拡大に向けた、**インバウンド***の利用促進や津なぎさまちの賑わい創出などによる P R が課題となっています。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者という特定の人に限定せず、できるだけ多くの人が利用可能なように、製品、建物、空間等をデザインすること

多極ネットワーク型コンパクトシティ

「コンパクト＋ネットワーク」の概念で、まちの拡大を抑えてこれまでの都市基盤を有効活用しつつ、中心的な拠点と生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれたまち

コミュニティバス

交通空白・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するバス

インバウンド

訪れてくる外国人旅行者

はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定

将来像

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

方土地
向地性
利用の

将来像
の
実現
に向け

資料
編

施策の内容

良好な景観の形成

- 市民や事業者において、それぞれの役割に応じた良好な景観の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、情報発信や啓発事業などを行うとともに、市民一人ひとりが美しい景観への関心と景観形成の主体者であるという意識を持つことができるよう、景観に対する関心の喚起や、良好な景観の形成への取組に対する動機付け、知識の普及などに努めます。
- 市民、事業者などによる良好な景観の形成に関する優れた取組などに対しては、景観法の各種制度や関連する法制度を活用しながら、積極的に支援します。
- 屋外広告物については、違反指導を強化し、良好な景観の形成、風致の維持の観点から適切な規制・誘導を図るとともに、倒壊や落下等による公衆に対する危害防止のため、適切な管理を行うよう、事業者等に対し必要な指導等を行います。

緑化の推進と公園緑地の整備

- 快適な生活空間の形成に向け、緑の持つさまざまな機能を十分踏まえ、長期的な視点に立って、緑地の保全や緑化の推進に取り組めます。
- 講習会の開催等や津市緑化基金等を活用した市民の緑化活動への支援により、道路・河川等の公共空間や民有地の公的空間の緑化を推進するとともに、市民の緑化意識の高揚を促進します。
- 都市計画公園については、多くの市民の憩いや交流、レクリエーションの拠点となるよう、貴重な緑や景観を保全し、地域の実情や市民のニーズに対応しながら、計画的な整備を推進します。
- 既に整備の完了している公園については、地域コミュニティの場などとして、幅広い世代が今後も安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズ・利用状況を踏まえた計画的かつ効率的な施設更新を進めます。

都市機能の整備

- 交通利便性が高い津インターチェンジ周辺地区については、各種法令等による土地利用規制があることから、無秩序な開発の抑制に努めつつ、地域の実情に応じた土地利用が可能となるよう、規制緩和と抜本的な法令改正を国・県へ要望します。
- 都市的サービス、自然や歴史・文化を実感することができる機能及び本市の求心力を高めることができる機能を有した都市的な拠点を配置するほか、住民生活や地域コミュニティの中心となる地域的な拠点等を配置することにより、持続可能な都市を形成します。
- 都心活動の南北軸となる国道23号を中心とする地域を都心活動軸として位置付け、都心活動軸においては、都市機能の誘導に努めます。
- 交流拠点である津インターチェンジ周辺及び津なぎさまち周辺から、都市拠点である津新町駅、大門・丸之内周辺地区へ誘導する都市計画道路津港跡部線を、新都心軸として位置付け、2つの交流拠点と本市中心部である都市拠点との交流機能の充実に努めます。



はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標 1

第 2 次基本計画

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

土地利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

道路ネットワークの整備

- 市内の幹線道路については、市民ニーズを捉えながら、交通渋滞の緩和、市民の交流や活動の円滑化などにつながるよう、既存の機能を活用しつつ、市域が一体となった都市構造の形成に向け、整備効果を検証し、計画的かつ効率的な道路整備を推進します。
- 広域的な交通需要に対応し、企業の進出など産業振興を支え、地域経済の活性化を図るため、中勢バイパスの全線開通と交差点改良、部分四車線化による渋滞対策並びに市内の国道及び県道など、広域的な幹線道路等の整備促進を、国・県の関係機関に対して強く働きかけます。

公共交通の充実

- 利用者のニーズや地域ごとの特性を踏まえ、民間路線バスや鉄道、コミュニティバス、地域住民運営主体型の乗合タクシーなどの連携を図り、効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進し、利用を促進します。
- 海上アクセス航路については、三重県、運航事業者、中部国際空港等と連携した P R 活動やサービスの向上に取り組み、本市のみならず三重県の海の玄関口として、国内各地さらには世界とを結ぶ広域的な交流連携を図るための機能を強化します。



はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

土地利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

5 自分らしく心豊かに輝けるまちづくり

目標



基本政策

1 生涯を通じた学びの推進

現 状

- 公民館は、生涯学習機会を提供する場と多世代の人々が集いつながり合う場としての機能を併せ持った施設として、地域の人々に利用されています。
- 図書館は、多様化する利用者の要望に応えながら、サービスの充実を図るとともに、子どもたちの読書への関心を高めるためのボランティアグループによる読み聞かせ会などを行っています。
- 国立大学法人三重大学や学校法人高田学苑高田短期大学と包括的な連携協力協定を締結するなどし、さまざまな分野で高等教育機関との連携事業を実施しています。
- 三重短期大学は、優れた人材の育成に加え、地域における知の拠点として、広く市民や他の高等教育機関と連携した地域貢献に取り組んでいます。

課 題

- 生涯学習環境や地域コミュニティ機能の充実には、気軽に安全に利用できる魅力的な公民館や図書館づくりが必要ですが、多くの施設で老朽化が課題となっています。
- 生涯を通じて人権などのさまざまな分野を学ぶ機会として、学習会や研修会などの継続的な開催が必要とされています。
- 高等教育機関との連携協力により、地域を担う若者の育成や本市への定住につなげることが課題となっています。
- 三重短期大学には、社会経済情勢に伴って変化するニーズに対応した人材育成や柔軟な運営が求められています。

施策の内容

生涯学習の推進

- 生涯学習の拠点としての歴史を持つ公民館は、教養の向上や健康の増進等といった従来の目的に加え、人々が集いつながり合う「人と人をつなぐ機能」を発揮し、市民による地域の課題解決に向けた自主的な活動の拠点として、地域特性や実情に応じたきめ細かな公民館の運営を図り、生涯を通じて学び、活躍する市民を支えます。
- 多世代の人に公民館や図書館などを気軽に安全に利用していただけるよう、公民館における魅力的な講座機能の充実に加え、図書館サービスのさらなる強化を通じた拠点機能・人材育成機能を充実します。また、老朽化した公民館施設においては、利用者に安全・安心かつ快適な環境が提供できるよう、計画的に施設の改修整備を進めます。
- 生涯を通じて人権教育などについて学ぶ機会を提供するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校等の保護者を対象とした人権教育研修会や、地域住民を対象とした人権教育研修を実施します。

高等教育機関との連携・充実

- 高等教育機関が有する知的資源を活用し、地域の産業、文化、教育等の振興につなげるとともに、地域を支える人材の育成や若者の本市への定住、新しい事業の創出等に向けた、産学官の連携を推進します。
- 三重短期大学は、今後の社会経済情勢に対応しながら、人材や地域とのつながりを育み、地域に根付き地域に開かれた高等教育機関としての役割を果たしていきます。

はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標1

第2次基本計画

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地
利用
の方
向性将来
像の
実現
に向け

資料編

基本政策

2 スポーツや文化の輪が広がる社会の形成

現 状

- スポーツ・レクリエーション活動については、国が目標としている成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 65 % 程度（3 人に 2 人）に対し、本市は 37.4 %（平成 28 年（2016 年）度）と、目標数値に到達していない状況です。
- オリンピック・パラリンピック等の国際大会や全国大会に出場する本市出身の選手の活躍は、市民にとっての誇りであり、市のスポーツ振興のけん引役となっています。
- スポーツ施設が合併前市町村の枠組みで設置されていることから、小規模の施設が各地域に分散した配置となっており、老朽化の進んでいる施設もあります。
- 市民が気軽に文化芸術にふれる機会を拡大するとともに市民の文化芸術活動の支援や担い手の育成に努めています。
- 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の趣旨を踏まえ、文化施設の活用促進と文化芸術の創造による文化振興に取り組んでいます。
- 本市においては、伝統文化や伝統芸能など多様な文化が育まれ、文化財などの貴重な資料が数多く残されています。
- これまでに収集された歴史資料は、各地域の資料館をはじめ、埋蔵文化財センターなどで分散し保管しています。

課 題

- 日ごろから体を動かす習慣のない人が、気軽に参加できるような取組が求められています。
- 競技力の向上を図るため、選手の育成・強化とあわせて優秀な指導者を確保することが必要です。

- スポーツ施設の老朽化や地域でのスポーツ・レクリエーション活動に対応することができ、さまざまな種目において、市民大会等の開催にもふさわしい規模の屋外スポーツ施設の整備が求められています。
- 人口減少や少子高齢化の進展、興味・関心の多様化などにより、地域の文化芸術活動の担い手不足や画一化が懸念されており、子どもや若い世代がこれまで以上に文化芸術に興味を持つような取組が必要となっています。
- 各文化施設は、適切な維持管理を行うとともに、文化芸術の創造・発信拠点としてさらなる活用を図る必要があります。
- 将来にわたって残すべき伝統文化や伝統芸能などの保存・継承を進めるとともに、歴史資料は集約化して保存するなど効率的な管理をしながら積極的に活用し、歴史や文化に関する市民の関心を高める必要があります。



はじめに

基本構想

計画の
策定にあたって

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地利用の
方向性

将来像の
実現に向けて

資料編

第2次基本計画

施策の内容

スポーツの振興

- スポーツ教室や講座、地域に一体感をもたらす運動会等のイベント開催を積極的に進め、スポーツの裾野を広げるとともに、地域で活躍するスポーツ推進委員や指導者等の人材育成・確保に加え、市ホームページ等の多様な広報媒体を活用し、スポーツイベントに関する積極的な情報発信を進めます。
- スポーツ関係団体の活動を支援することにより、指導者の育成と競技スポーツを奨励し、競技力の向上を図ります。
- スポーツ施設については、平成30年(2018年)のインターハイ(全国高等学校総合体育大会)、平成33年(2021年)の三重とこわか国体(第76回国民体育大会)及び三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)に向けた競技会場としての機能を整えるとともに、これを契機とした市民のニーズや団体のスポーツ振興のあり方などを踏まえながら計画的な整備を進めます。
- スポーツ施設の積極的かつ有効な活用を図り利用を促進するとともに、民間活力も積極的に導入し、効果的・効率的な管理運営を行います。



文化の振興

- 音楽、美術、演劇、舞踊、映画、能楽など多彩な文化芸術の鑑賞機会や市民の学び・創作・発表の場及び機会を創出するとともに、関係機関と連携を図り、文化芸術の創造を担うリーダーや若い世代の育成に加え、効果的な情報発信を行い、市民が主体的に参加する活動の輪を広げます。
- 各地域における文化ホールなどの文化施設は、地域や施設の特性に応じた効率的な維持管理を行いながら、より利便性が高い利用形態への見直しや民間の専門的なノウハウの導入を図り、実演芸術の振興を核として公演の企画運営等を行い、芸術文化の創造・発信拠点としての機能を強化します。
- 地域の伝統文化や伝統芸能の保存継承、普及に向けて、市民の発表や学習の場を創出し、後継者を育成します。
- 歴史資料等については、発掘・収集、適切かつ効率的な保存・管理に努め、積極的な活用・情報発信による地域内外の文化交流を進めます。

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地
利用
の方
向性

将来
像の
実現
に向け

資料編

基本政策

3 つながり広がるコミュニティの醸成

現 状

- 人口減少等が進展するなか、防災・防犯、福祉等のさまざまな分野で地域コミュニティの重要性がますます高まっています。
- さまざまな分野で市民や市民活動団体と市政との連携が進んでいる一方、市民活動の核となる人材育成や活動の情報発信、活動できる環境づくりが求められています。
- 市民や市民活動団体との広範囲かつ密な連携をさらに進めていくことが、今後のまちづくりにおいて重要となっています。
- 高齢化の進展や担い手不足などを見据え、地域の自治組織の枠組みの見直しなどを含めた地域コミュニティの運営に対する支援が必要とされています。
- 行政だけでなく市民においても友好都市等との継続的な交流活動が行われており、今後も良好な関係の継続が求められています。
- 外国人住民からの生活相談や求められるニーズが増加・多様化する傾向にあり、生活支援やコミュニケーション支援の重要性が高まっています。

課 題

- 地域コミュニティの維持・発展が必要とされるなか、生活スタイルや価値観の多様化により、地域コミュニティへの理解や関心の低下、地域の連帯意識の希薄化や後継者不足といったことが課題となっています。
- 市民活動団体や地域活動の担い手の声を受け止めながら、市民活動への参加促進や市民活動の情報発信の充実に加え、行政と市民活動団体や団体間の情報共有を図ることにより、市民活動を広げることが必要です。

- 人口減少や地域コミュニティの変容などを見据え、自治会や地域活動を支える支援体制の充実や拠点づくりに加え、組織そのもののあり方も整理することが必要です。
- グローバル化が深化し幅広い都市間連携が進むなか、市民や団体、企業等の自発的な国際・国内交流を促進しながら、友好都市等と良好な関係を継続するとともに、さまざまな都市との交流を広げることが課題となっています。
- 日本人住民と外国人住民が地域社会の構成員として共に生活し、誰にとっても住みやすい多文化共生社会の実現に向けてお互いの理解を深めることが課題となっています。



はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地利用の
方向性

将来像の
実現に向けて

資料編

施策の内容

市民活動の促進

- 市内における市民活動団体の活動内容等の情報を広く発信し、市民活動のつながりや広がり、市民活動への参加を促進するとともに、市民活動の核となる人材を育成し、市民活動団体の地域の課題解決などに向けたまちづくりへの参加・参画を進めます。
- 市民や市民活動団体が安心して充実した活動ができる環境づくりや市民活動団体の声を受け止める場の創設など、それぞれのニーズに合った支援を充実します。

地域コミュニティの活性化

- 地域における人と人とのつながりの醸成を図るための支援とともに、自治会などの地域コミュニティへの参加促進や地域のリーダー育成に向けた、地域コミュニティの活動や役割、必要性への理解を深めるための取組を進めます。
- 地域の実情や特性を踏まえ、地域づくり体制の構築に向けた支援を行います。
- 地域住民が安心して地域活動が行える環境を整えるため、活動支援や集会所、コミュニティ施設などの地域活動拠点の形成を進めます。



国際・国内交流と多文化共生の推進

- 友好都市等との交流においては、これまでの市民や行政間での交流に加え、青少年交流や文化、経済などの幅広い分野で、かつお互いの地域の発展につなげていけるような実効性あるさまざまな都市との交流を促進します。
- 地域における国際化をより一層進めるため、友好都市等に限らない世界各国の都市と交流し、国際感覚豊かな人づくり、地域づくりを進めます。
- 外国人住民からの相談や多様なニーズへの対応に向けた生活支援やコミュニケーション支援により、自立と地域社会への参画を促進するとともに、地域における多文化共生社会の重要な担い手である市民、団体、企業等に対して、より一層の異文化理解の向上に取り組み、多文化共生の地域づくりを推進します。

はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定

将来像

目標
1

第2次基本計画

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

方土地
向性利
用の

将来像
の
実現
向け

資料編

基本政策

4 誰もが尊重され暮らしやすい社会の実現

現 状

- 市民の人権意識の高揚に向けたさまざまな講演会や講座等を開催し、人権について考える機会を設定していますが、依然としてさまざまな人権問題や人権課題が残っている状況です。
- 「非核・平和都市宣言」に基づき、原爆パネル展や映画会などを開催し、恒久平和の実現に向けた取組を進めています。
- 誰もが安心して暮らすことができ、社会のあらゆる分野に参加できるユニバーサルデザインのまちづくりに向け、ソフト、ハード両面での環境の整備や意識啓発などに取り組んでいます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されるなど、すべての女性が活躍し、輝くことのできる社会をめざして、官民によるさまざまな施策や取組が進められています。
- 男女共同参画社会の実現をめざし、市民の男女共同参画意識の高揚をはじめ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止などの施策に取り組んでいます。

課 題

- さまざまな人権問題や人権課題は今もなお根深く存在していることから、引き続きその解決に向けた積極的な取組が必要です。
- 人権講演会や市民人権講座などに市民が参加しやすいテーマや講師を選定し、多くの市民に人権を身近に感じる機会を提供するとともに、相談体制を明確にし、さまざまな人権に関する相談に応じていく必要があります。
- 戦争体験者の高齢化と減少に伴う戦争の記憶の風化が懸念されるなか、平和の尊さを次世代に継承していく手法を講じることが必要です。

- 社会情勢の変化に対応しつつ、誰もが暮らしやすく、社会参加しやすいユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境の整備をソフト・ハードの両面から効果的・効率的に推進する必要があります。
- ユニバーサルデザインのまちづくりにおいては、地域や市民等の理解が不可欠であることから、積極的にユニバーサルデザインを広め、活動を推進する人材の確保・育成と、地域や学校等への普及・啓発の強化が必要となっています。
- 女性の社会参画は未だ不十分で、政策・方針決定過程や地域活動・職業生活における固定的な性別役割分担意識が、今もなお残っている状況です。
- 男女が共に心身の健康を維持し、社会のさまざまな分野に参画できるよう、市民や事業所など社会全体が、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の重要性について理解を深め、その推進に取り組む必要があります。



はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地
利用
の方
向性

将来
像の
実現
に向け

資料編

施策の内容

人権・平和施策の推進

- 人権問題や人権課題に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、関係機関や関係団体等と連携し、総合的かつ計画的に人権啓発を推進するとともに、相談体制の充実も図り、より人権が尊重されるまちをめざします。
- 人権尊重の地域づくりの実現に向けて、市民を母体とした各種団体、関係機関等と、幅広い人権ネットワークを構築し、協働した取組を行います。
- 戦争を知らない多くの市民に、戦争の悲惨さと平和の尊さについて考える機会を提供し、市民の平和意識の向上を図ります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 思いやりや支えあいの心が根付いたやさしい社会を実現するため、市民一人ひとりにとってユニバーサルデザインが特別なものとしてではなく、当たり前のものとして浸透し、定着するように、地域や学校等におけるユニバーサルデザインの普及・啓発を強化します。
- 誰もが安心して快適に暮らすことができるまちの実現に向け、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設や公共交通を含む一体的な都市空間づくりを推進するとともに、自由かつ等しく情報やサービスを享受でき、誰もがまちづくりに参加できる環境整備を進めます。
- 地域や市民との協働による連携の強化を図るとともに、積極的に活動を推進する人材の確保・育成に努め、ユニバーサルデザインの輪が広がる取組を進めます。



男女共同参画の推進

- 男女共同参画意識の高揚に向けて、フォーラムの開催や情報紙の発行などを通じて、職場・学校・地域・家庭での継続的な啓発を推進します。
- 政策・方針決定過程への一層積極的な男女共同参画の推進や女性の社会参画への支援をさらに充実することで男女が共に活躍できる社会づくりに取り組むとともに、働き方の見直しなどを含めたワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる環境の整備を推進します。
- 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮することを阻害する要因の防止や根絶に向けた相談・支援体制を充実します。



はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地・地域利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

目標 6 魅力と活力を生み出すまちづくり



基本政策

1 働ける・働きたくなる環境の整備

現 状

- 長時間労働や有給休暇の消化率の低さなどが全国的に問題となっており、国においては、時間外労働の抑制や休暇取得を推進し、労働者の生活スタイルや家庭責任、地域貢献等に対応できる多様な働き方・効率的な働き方の普及を目的とした「働き方改革」の取組が進められています。
- 若者は中小企業を敬遠し、大企業への就職を希望する傾向があります。
- 雇用状況は改善傾向にあるものの、中小企業では、経営状況等の理由により女性（特に子育て世代の女性）や障がい者の受入（正規雇用）が進んでいない傾向がみられます。また、職場によっては長時間労働も懸念されています。
- 市内事業所の有効求人倍率は、良好な環境で推移していますが、職業別では、ばらつきがみられます。
- 市内高校卒業者のうち、大学等への進学率は約 7 割、そのうち、三重県外の大学等への進学率は、約 8 割となっています。

課 題

- 不安定な社会経済状況にあるなか、経営面などの理由により中小企業等における、女性（特に子育て世代の女性）や障がい者の雇用の改善は依然として厳しい状況にあり、受入体制づくりが課題となっています。
- 中小企業や小規模事業者においては、働きやすい職場環境をめざしているものの、経営面で単独での福利厚生制度の充実が困難であり、このような企業等への支援が求められています。

- 求人状況は高水準であるものの職業別では格差が生じているため、求人と求職のミスマッチの解消が求められています。
- 進学や就職等により都市圏で生活する学生や社会人においては、ふるさと回帰を希望する傾向があるものの、地元企業等と接する機会が少ないことが課題になっています。



はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

土地
利用
の方
向性

将来
像の
実現
に向け

資料編

施策の内容

勤労者福祉の充実

- 関係機関と連携し、事業者に対して、労働時間の短縮、雇用条件の改善、働きやすい職場環境づくりに向けた啓発を行うとともに、中小企業の福利厚生事業を支援することで勤労者の福利厚生及び生活向上・安定に向けた取組を進めます。
- 勤労者が安心して働き、余暇を充実して過ごすことができるよう、仕事や就職に関する相談対応に加え、働き方の見直しに向けた意識啓発などを通じ、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図ります。

雇用の創出・拡大

- 関係機関と連携し、女性や障がい者、高齢者、外国人など、さまざまな立場の人の就労を支援するとともに、企業等の雇用機会の提供を促進し、多様な人材の活躍の場の拡大を進めます。
- 求人と求職のミスマッチを解消するとともに、市外への人材の流出を食い止め、本市出身者のふるさと回帰を促すため、関係機関と連携し、求人情報のみならず、本市の暮らしやすさ、優れた企業等の魅力を発信することで、人材を求める企業と就労を望む人との出会いの機会を拡大します。





はじめに

基本構想

計画の策定にあたって

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

基本政策

2 地域に根付く商工業の振興

現 状

- 本市は都市機能が集積され、国・県の行政機関が数多く立地しており、産業別にみると三重県内の他地域と比較して、第三次産業の比率が高い傾向にあります。
- 市内の製造業事業所数及び従業者数については、減少傾向にあります。
- 市内16箇所の公的工業団地のうち15箇所が既に完売しており、唯一分譲中である本市の産業拠点の一つと位置付ける中勢北部サイエンスシティは、平成29年(2017年)4月現在で81.2%の分譲・賃貸率となっています。
- 市内には、名物や魅力的な物産品などが多数あるにもかかわらず、広く知られていない状況です。
- 中心市街地をはじめとした商店街では、空き店舗の増加や経営者の高齢化、後継者不足などが生じています。
- 中心市街地においては、イベント開催時には、多くの人々で賑わいますが、恒常的な賑わいの創出には至っていません。

課 題

- 中小企業の生産基盤の強化と、ものづくりを支える人材の確保・育成が求められています。
- 今後さらなる企業誘致を推進するための立地基盤の確保が課題となっています。
- 本市の多くの名物や優れた物産品などのさらなる認知度向上に向け、積極的な情報発信が必要です。
- 中心市街地をはじめとした商店街における商業振興を図るため、次世代後継者や新規創業者の育成・発掘と環境整備が必要です。
- 中心市街地において、恒常的な賑わいを創出するため、市民や商店街等が連携し、一体となって市内外から継続的に集客を図る仕組みづくりが必要です。

施策の内容

工業の振興

- 工業の持続的な発展に向け、国・県、商工会議所などの関係機関と連携し、独自の高い技術力を有する市内中小企業の生産基盤の強化や人材の確保・育成を支援し、次世代に技術を継承する取組を進めるとともに、中小企業の事業承継対策については、人材育成などの支援に取り組みます。
- 「創業支援」や「既存の中小企業振興」、「企業誘致」といった従来型の枠組みを維持しつつ、ワンストップで継ぎ目のない総合的な支援を行います。
- 産業拠点である中勢北部サイエンスシティだけでなく活用可能な工場用地や未利用地等の情報を収集・提供するとともに、市内への企業立地に係る支援を行い、企業誘致を推進することに加えて、社会経済情勢や企業立地に係るニーズ等を踏まえ、新たな立地基盤のあり方について検討を進めます。

商業の振興

- 名物・物産品等の認知度向上に向け、積極的な情報発信に努めるとともに、魅力ある商品の開発や地域ブランド創出のための取組を支援します。
- 商店街の後継者や新たに起業しようとする人材を育成・発掘し、個店の魅力アップや起業意欲の向上を促進するとともに、商店街等における空き店舗の解消を支援します。
- 中心市街地等の活性化に向け、商店街組織と連携した集客イベントなどを通じた賑わいの創出に取り組みながら、魅力ある店舗の情報発信などにより地元での消費行動を促進し、まちの活気の創出につながる取組を支援します。

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1

第 2 次基本計画

目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土地
向性利
用の将来像
の
実現
向け

資料編

基本政策

3 食の安定と暮らしを支える農林水産業の振興

現 状

- 平野部では米、キャベツ、梨など、多種多様な農産物が生産・販売されていますが、中山間地域においては、耕作に適さない農地が多くみられ、耕地面積は年々減少しています。
- 農業従事者の減少と高齢化が進み、農業の担い手が不足し、耕作放棄地が増加傾向にあります。
- 市内各地域でシカ、イノシシ、サルによる農林産物の食害が発生しています。近年では市街地でもサル等が出没することが多くなっています。
- 市内には平成29年(2017年)4月現在で27の地域獣害対策協議会が設置され、農作物を守るため、地域ぐるみで有害獣の追い払い活動などが行われていますが、高齢化等により有害鳥獣捕獲者が減少しています。
- 農業用ため池は、その多くが江戸時代に築造されており、老朽化が進み、耐震性が不足しているため池も存在します。また、たんすい湛水防除の排水機場も更新時期を迎えようとしています。
- 農道、林道、農業用排水路等の生産基盤については、経年劣化による損傷など、老朽化が進んでいます。
- 木材価格の低迷による採算性の悪化等により、林業が衰退し、林業従事者の減少と高齢化が進んでいます。また、森林保全のため、間伐、**受光伐**※、下刈り等に取り組んでいます。境界が不明瞭な森林も多く、一部の森林では荒廃が進んでいます。
- 漁業従事者の減少と高齢化が進んでおり、担い手が不足しています。
- 市内の漁港については、防波堤の延伸工事を行うなど、水産業生産拠点としての機能強化を図りつつ、老朽化した施設の計画的な維持管理を行っています。
- 畜産業の生産者数が減少しており、特に小規模な事業者が廃業する傾向があります。

受光伐

年齢や高さの異なる樹木から構成される森林において、下層の樹木の成長環境と光環境を確保するために上層の樹木を抜き切りすること

課 題

- 農業、林業、漁業、畜産業ともに、若い担い手の育成、後継者の確保が必要です。
- 農林水産物の消費拡大による生産振興につなげるため、津市産農林水産物のPRによる魅力発信や**6次産業化**※等による付加価値化に取り組む必要があります。
- 耕作放棄地の抑制・解消、農地の集積・集約化の促進に取り組む必要があります。
- 国土保全・**資源かん養**※に資するため、農業・農村の多面的機能が発揮されるよう地域資源の適切な保全管理を推進する必要があります。
- 防護柵を設置するなど、地域ぐるみで農地を獣害から守る対策の強化と有害鳥獣捕獲者の確保が必要です。
- 大規模地震等の発生が危惧されるなか、老朽化が進んでいる農業用ため池や用排水路、湛水防除の排水機場等の計画的な更新、耐震化や長寿命化対策を進める必要があります。
- 農道、林道、農業用排水路等の維持管理については、定期的な点検を実施し、計画的な改修等を行うことで長寿命化を図る必要があります。
- 森林の荒廃防止のために、森林に関する情報の整備を行う必要があります。
- 緑の循環を通じた健全な森林づくりによる森林の多面的機能が発揮されるよう適切な保全管理を推進する必要があります。
- 漁業経営体の体制強化に向け、漁協合併による経営基盤の強化が必要です。
- 漁業者及び関係団体と協働し、市内水産物の消費拡大につながるPR事業を推進することが必要です。
- 水産業生産拠点として漁港施設の機能強化や計画的な維持管理が必要です。
- 畜産業の生産基盤への支援による生産振興を図る必要があります。

6次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す産業

資源かん養

水源だけでなく、人の営みにより培われてきた文化や景観といった資源についても養い育てること

はじめに

基本構想

計画の策定

将来像

目標1

第2

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

方土地性利用の

将来像の実現に向けて

資料編

施策の内容

農業の振興

- 市内産農畜産物の P R イベントの開催や情報発信を進めることにより、消費拡大から生産振興につながるシステムを構築するとともに、新規就農者や多様な担い手の確保・育成による安定した農業経営基盤の強化に向けた取組への支援を行います。
- 農地集積・集約化等による農地利用の最適化を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の発揮による国土保全・資源かん養への取組を推進します。
- 地域に寄り添いながら、地域と共に対策を講じることにより、すべての地域から被害が減ったと実感していただけるよう獣害対策の 3 本柱（個体数の調整、防護柵設置の推進、地域ぐるみでの取組）の取組を推進します。
- 農村地域に限らず、市民の安全・安心を確保するため、老朽化した農業用ため池や湛水防除の排水機場等の計画的な更新、耐震化、長寿命化対策を推進します。
- 安定的な用水供給及び農家の水管理の省力化を図るため、用水路のパイプライン化による自動給水やほ場整備事業による大区画化を推進し、農業経営の規模拡大や農地の集積・集約化を促進します。
- 農道や農業用排水路等については、良好な営農基盤を確保するため、定期的なパトロール等、維持・管理の実施と計画的な改修等による長寿命化を推進します。



林業の振興

- 木材の利用拡大と間伐未利用材の新たな利活用方策を見いだすとともに、林業事業体の育成を支援し、林業の活性化を図ります。
- 効率的な森林施業を図るため、森林情報の整備を行い、施業地の集約化を推進するとともに、林業事業体における造林事業や高性能林業機械の導入を支援します。
- 森林の状況に応じた整備・保全を行い、森林の多面的機能の維持・向上を図ります。
- 間伐等の造林事業を行う上で必要となる林道等の生産基盤については、定期的なパトロール等、維持・管理の実施と計画的な改修・整備を行い、施設の長寿命化と生産性の向上に努めます。

水産業の振興

- 漁業者や水産業に携わる人々が連携し、イベント等を通じて市内産水産物の消費拡大をPRすることにより、市民の魚食に対する関心を高め、水産業の所得向上をめざせる環境整備に取り組めます。
- 防波堤整備など漁港施設の機能強化を図るとともに、既存漁港施設の長寿命化対策を推進します。
- 漁業経営体の体制強化や担い手不足を補うため漁協の合併促進を図ります。

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1

第2次基本計画

目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土地
向性利
用の将来像
の現
状に
向
け
て

資料編

基本政策

4 交流人口の拡大

現 状

- 市内には史跡や文化財などの歴史資源、海・山・温泉などの自然資源をはじめ、津まつり、津花火大会等のイベントのほか、多くのゴルフ場や県都として県立の総合博物館・美術館、津市産業・スポーツセンターなど、魅力ある多彩な資源を数多く有しています。
- 社会の変化に伴い、人々の旅行に対する価値観は、従来の見る観光から、自然体験などさまざまな目的を持った旅行形態に多様化してきています。
- 宿泊施設やゴルフ場等のスポーツ・レクリエーション施設が多いこともあり、市内への外国人来訪者が増加しています。
- 市内には、各地域に観光ボランティア団体があり、市内全域で、観光客をおもてなししています。
- 三重県全体では全国的にも有名な観光地がありますが、本市の交流人口の拡大に活かしきれていない状況もみられます。
- 三重県や近隣市町、企業等との連携により、首都圏におけるネットワークを活かした情報発信を行っています。

課 題

- 本市が有する魅力ある多彩な資源等のポテンシャルをさらなる誘客に結び付ける取組を展開していく必要があります。
- 多様化している観光ニーズに対応できるおもてなし環境を充実させるとともに、三重県や周辺市町も含めた広域的な連携の強化が必要です。
- 県庁所在地としても、全国的な認知度をより高めていくため、多くの人に本市を知ってもらう**シティプロモーション**※の展開が必要です。
- 本市の魅力あるさまざまな地域資源を、さらに広く効果的に P R し、本市への交流人口を拡大することが求められています。

シティプロモーション

都市の魅力を都市内外に効果的に発信し、人、物、金、情報などの資源を都市内部へ取り込み活用していくための取組

施策の内容

観光の振興

- 歴史・文化、自然、温泉などの資源を有機的につないだ観光コースや体験型観光など、多彩な資源の活用と新たな魅力の創出を図るとともに、関連団体や民間事業者が持つ強みを活かして、「ひと・もの」両面からおもてなし環境の充実に努めます。
- マスメディアやSNSなど、時代に即した情報発信を通じて、本市を代表するイベントへの集客、インバウンド観光やMICE※誘致など、国内外からの誘客を促進し、交流人口拡大に向けた取組を進めます。
- 三重県や周辺市町との広域的な取組をはじめ、関係団体や民間事業者との観光分野における連携の強化に取り組みます。

シティプロモーションの推進

- さまざまな機会を捉え、本市の魅力や暮らしやすさを効果的に市内外へ情報発信し、さらなる本市の認知度の向上をめざします。
- 情報発信ツールを有機的に結び付け、多くの魅力を互いに連動させながら、効果的な地域資源の情報発信に取り組みます。

MICE

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字をとったもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント

はじめに

基本構想

計画の
策定

将来像

目標
1

第 2 次 基 本 計 画

目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方 土
向 地
性 利
用 の将来像の
実現に向けて

資料編

第 3 項 土地利用の方向性

1 基本的な考え方

本市は、広大な市域や伊勢湾を臨む長い海岸線、平野から丘陵へと連なる地勢、中部圏と近畿圏の結節点などの地理的特性を有し、これまで地域の生活を支える豊かな自然と共生しながら、格調ある伝統と自治意識が高い市民風土を引き継いできました。

そして、幹線道路や高速道路、鉄道、海上アクセスなどの交通インフラ、国立大学法人三重大学や三重短期大学などの高等教育機関、三重大学医学部附属病院や国立病院機構三重中央医療センターなどの医療機関、市や国、県の行政機関など、都市機能が集積され、市民の暮らしを支える県都として成長してきました。

国や地方、本市においても予想されていた人口減少社会の到来が現実のものとなり、今後もその傾向が相当の期間続くとされる今、理想とする都市構造に向けた土地利用の基本的な考え方においては、人口減少などの厳しい社会経済情勢にあっても、都市機能を確保しながら、市民の幸せな暮らしを築き、支え続けることができる戦略的な視点をもたなければなりません。

そこで、土地利用の方向性における基本的な考え方は、次のとおりとします。

(1)市民の幸せな暮らしを支える持続可能なまちの形成

集積されてきた都市機能を活かし、今後厳しさを増していくことが予想される社会経済情勢にあっても、市民の暮らしや地域経済を将来にわたって持続して支えることができるまちの形成を進めます。

(2)安全で安心な暮らしができるまちの形成

発生が想定されている南海トラフ地震や近年頻発している集中豪雨等の災害リスクに対応でき、環境保全や国土保全にもつながる都市構造をめざした土地利用を図ります。

(3)地域の魅力と活力を生み出すまちの形成

山、川、海、田園などの自然環境をはじめ史跡や文化施設など、地域特有の環境・魅力を活かした暮らしたくなる居住環境の形成とともに、魅力的な雇用の場の創出に向けた産業基盤の創出を図ります。

(4) 快適で健康的な暮らしができるまちの形成

地域における生活利便性を維持しながら快適で健康的な暮らしができる生活空間の形成とともに、景観や緑地等と調和した土地利用を促進します。

2 理想とするまちの形成に向けた取組の方向性

人口減少などの厳しい社会経済情勢にあっても、市民の幸せな暮らしを築き、支え続けることができるまちの形成という基本的な考え方のもと、理想とするまちの形成に向けた取組の方向性は、次のとおりとします。

- (1) 鉄道駅等の移動利便性の高い拠点に都市機能が集積し、その周辺に良好な生活サービス機能が確保された居住地を形成することで、都市のコンパクト化をめざします。
- (2) 地震・津波による災害リスクの軽減に向け、堤防等のハード整備だけでなく、自助、共助、公助によって地域防災力を高め、安全・安心な都市構造の構築をめざします。
- (3) 地域の特性を活かした空間形成に向けて、主要な都市機能が集積した「都市ゾーン」、住宅・農地・農村集落で構成される「農住調和ゾーン」、農地・農村集落・住宅・森林で構成される「農村環境共生ゾーン」、緑豊かな森林が広がる「自然環境共生ゾーン」、の4つのゾーンを設定し、それぞれの特性に応じた適正な土地利用をめざします。



都市ゾーン

(津都市計画区域の市街化区域)

- 主要な鉄道駅やバスターミナルの周辺に生活サービスが効率的に提供されるように都市機能の集積を進めます。
- コミュニティが持続的に確保され、活力や賑わいを創出できる市街地の形成を進めます。

農住調和ゾーン

(津都市計画区域の市街化調整区域、安濃・亀山都市計画区域)

- 優良な農地の維持・保全を図るとともに、既に形成されている市街地や住宅地は良好な環境を維持します。
- **スプロール***的な開発を抑制しつつ、都市的利用、農業的利用、自然的利用が調和した土地利用を図ります。

農村環境共生ゾーン

(都市計画区域外で市街地や集落などの生活環境が形成された区域)

- 総合支所等を中心に一団の生活環境が形成されている区域については、市街地を維持します。
- 農業的土地利用、自然的土地利用が図られている区域については、都市的土地利用の拡大を抑制しつつ、農業や林業の振興による**優良農地***や森林の保全に努めるとともに、既存の住宅等が調和するゆとりと潤いのある空間の形成を進めます。

自然環境共生ゾーン

(都市計画区域外で農村環境共生ゾーン以外の区域)

- 都市的土地利用の抑制はもとより、多様な公益的機能を有する森林や農地の保全、さらには、これらを守るために不可欠な農山村集落機能を維持します。
- 自然と歴史・文化資源の保全と活用を図りつつ、地域外からの交流人口を呼び込むことができる魅力ある空間の形成を進めます。

スプロール

市街地が無秩序に拡大し、人や都市機能が郊外に分散すること

優良農地

まとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地

- (4) 多様な地域を有する本市の特性を踏まえ、都市的サービスを享受でき、本市の求心力を高めることができる機能を有した都市的な拠点、また、住民生活や地域コミュニティの中心となる地域的な拠点などの配置を図り、持続可能な都市形成を進めます。

①都市拠点

(津駅・江戸橋駅周辺、津新町駅・大門・丸之内周辺、久居駅周辺)

行政、商業、業務、教育、文化、医療、福祉、交流などの多様で高次な都市機能が集積する主要な鉄道駅周辺等においては、将来にわたって市民や来訪者が都市的サービスを享受できる拠点として、**既存ストック***を活用しつつ、さらなる都市機能の誘導等を進めるとともに、県都としての魅力を高めていくための整備充実に努めます。

②地域拠点

(河芸・香良洲・芸濃・安濃・一志・美里・白山・美杉地域の中心部周辺)

住民生活や地域コミュニティの中心となる拠点として位置付け、住民生活に不可欠である基本的な行政サービス機能や生活サービス機能等の維持・確保に努めます。

③交流拠点

(津なぎさまち周辺、津インターチェンジ周辺)

海の玄関口である津なぎさまち及びその周辺や津インターチェンジ周辺においては、交流機能の向上・充実に努めます。

④産業拠点

(中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさい周辺の工業団地群)

既存の工業団地において近隣市や産学官との連携を図り、産業用地の拡大を視野に入れ企業立地の積極的な誘導を進めます。

⑤歴史・文化拠点

(津城跡周辺、一身田寺内町地区、三重県総合文化センター周辺、多気北畠氏城館跡周辺)

歴史的な街並みや史跡、主要な文化施設が集積する地区においては、歴史的かつ文化的な魅力にあふれる本市を効果的に発信する拠点として、関係自治体との連携も視野に、歴史街道等を活用したネットワークの形成や歴史的な景観の保全・形成を進めるなど、歴史文化の環境保全とこれらを活かした空間づくりに努めます。

既存ストック

自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトにかかわらず地域に現在ある資源

はじめに

基本構想

計画の策定

将来像

目標1

第2次基本計画

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

- (5) 市内外をはじめ、中部圏や関西圏、さらには世界を視野に入れ、「ひと」や「もの」、「情報」などを結び付ける総合的な交通体系の形成を進め、住民生活の利便性はもとより、地域内外における交通の連携に努めます。

① 広域連携軸

- 広域的な幹線道路を幹線道路軸として位置付け、市内の各拠点などを有機的に結び付けるとともに、三重県の北勢地域、南勢地域、さらには中部圏、関西圏との交流及び連携の強化に向け未整備区間の整備を促進します。
- 市内を効率的に結び、緊急時における救急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を円滑に実施するための緊急輸送道路網などの構築を進めます。
- 市域内の鉄道網を鉄道軸として位置付け、日常生活の移動利便性を確保する交通手段としての機能維持を図るとともに、隣接市との広域的な連携強化に寄与する手段として利便性の向上を促進します。
- 津なぎさまちから中部国際空港への海上アクセスルートを航路軸として位置付け、国内各地さらには世界とを結ぶ広域的な交流連携を図る軸としての機能強化を進めます。

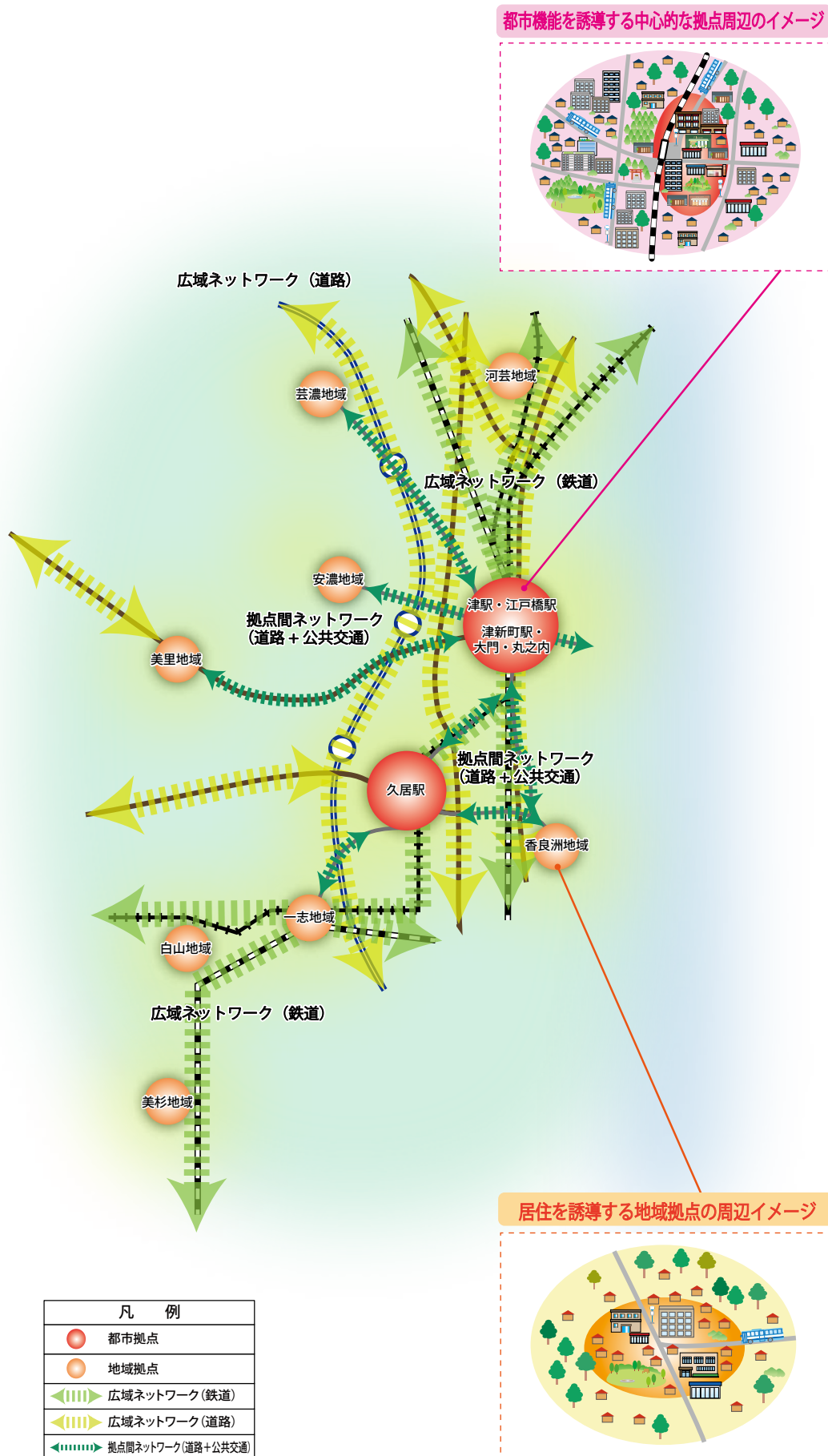
② 地域連携軸

- 市内の各地域や拠点を結ぶ主要地方道や一部の県道を地域連携軸（道路軸）として位置付け、広域連携軸と一体となって圏域内外の連携強化を図るとともに、域内移動の円滑化等の利便性の向上に努めます。
- 都市拠点や地域拠点をつなぐ主要なバス路線を地域連携軸（バス軸）として位置付け、都市拠点と地域拠点のアクセスを確保します。

③ 都心軸

- 都心活動の南北軸となる国道23号を中心とする地域を都心活動軸として位置付け、既存の都市基盤^{けん いん}を活用し、経済的、文化的な牽引役となるよう、多様な都市機能のさらなる誘導と都市基盤整備の充実に努めます。
- 交流拠点である津インターチェンジ周辺及び津なぎさまち周辺から、都市拠点である津新町駅、大門・丸之内周辺地区へ誘導する（都市計画道路）津港跡部線を、新都心軸として位置付け、2つの交流拠点と市中心部である都市拠点との交流機能の充実に努めます。

都市構造構築のイメージ(拠点+ネットワーク)



はじめに

基本構想

計画の策定

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

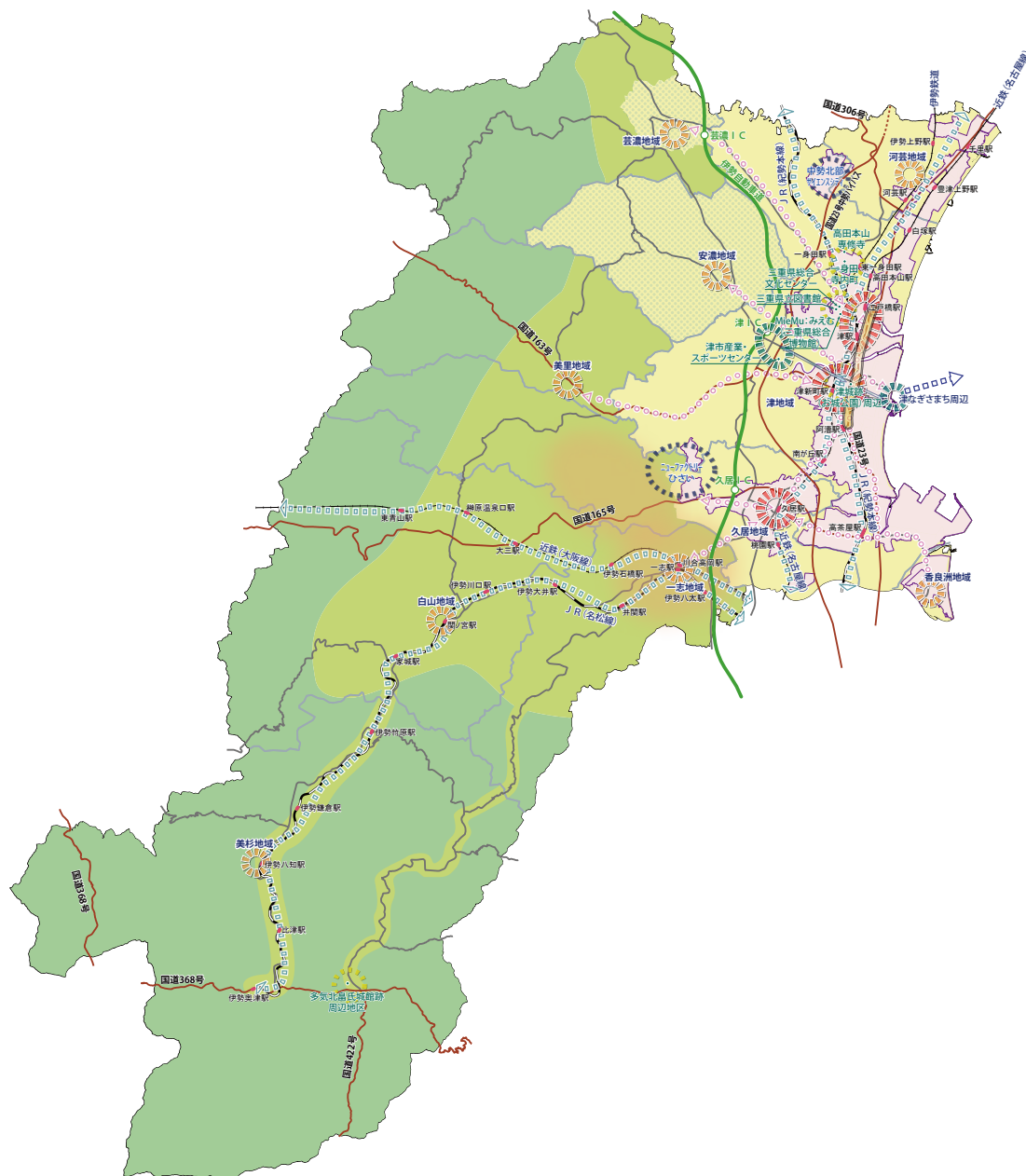
目標6

土地利用の方向性

将来像の実現に向けて

資料編

将来都市構造のイメージ



凡 例	
	都市拠点
	地域拠点
	交流拠点
	産業拠点
	歴史・文化拠点
	津都市計画区域への変更検討区域
	津都市計画区域への編入検討区域
	地域界
	鉄道軸
	バス軸
	航路軸
	新都心軸
	都心活動軸
	高速道路(広域連携軸)
	国道(広域連携軸)
	主要地方道等(地域連携軸)
	鉄道(JR)
	鉄道(近鉄・伊勢鉄道)
	都市ゾーン
	農住調和ゾーン
	農村環境共生ゾーン
	自然環境共生ゾーン

第 3 章

将来像
笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市
～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～
の実現に向けて

第 1 項 市民の思いや願いに応える市役所

1 積極的な対話と連携によるまちづくり

- 市民の暮らしや地域において多様化、複雑化する課題に対応するため、市民との積極的な対話により課題を共有し、課題の解決に向けて市民と行政が一緒になって考える環境づくりを進めます。
- 市民や各種団体の意見・提案などをしっかりと受けとめ、市民と行政が連携を取りながら、市民の思いや願いに応え、共に歩むまちづくりを進めます。

2 地域の立場に立ち続ける地域連携

- 総合支所・地域担当は、地域に寄り添い地域の立場に立って、地域住民の思いや願いに一つ一つ応えながら、住みよい地域づくりの実現に向けた取組を本庁と連携し重ねていきます。
- 人口減少地域の生活に関わる不便や不安の解消に向けた暮らしやすい生活環境づくりを進め、住民のニーズや地域の特性を踏まえた地域づくりを進めていきます。
- 自然や歴史、人的資源などの地域の強みを有機的に結び付け活用し、地域の魅力を発信することで人々の関心を呼び込み、地域特性を活かした持続性のある地域活性化を図ります。

はじめに
基本構想
に計画 あたの策 定
将来像
目標 1
目標 2
目標 3
目標 4
目標 5
目標 6
方土 向地 性利 用の
将来像の 実現に向けて
資料編

第 2 項 高みをめざす行政経営

市町村合併という大きな構造改革によって得られる一度きりの効果を最大限に活かし、これまで進めてきた組織のスリム化や業務の効率化などの成果を礎に不断の努力を積み重ね、市民のための基礎自治体としてさらなる高みをめざす市政運営に取り組めます。

1 効率的で効果的な行政経営

(1) 不断の努力の積み重ね

- 歯止めがかからない人口減少、インフラを含む公共施設等の老朽化、増大し続ける社会保障関係経費など、市政を取り巻く環境が今後ますます厳しくなるなかであっても、選択と集中の視点に立ち、財源や人材などの限られた経営資源を効果的に活用し、市民の暮らしをより良くするための最大限の成果を生み出す行政経営を進めます。
- インフラを含む公共施設等については、これまでの枠組みにとらわれず将来を見据えた選択と集中の考え方に加え、地域を俯瞰した視点に基づく総量や配置の最適化と経営の改善を行い、次の時代にふさわしい施設環境を整えるとともに、健全な財政基盤を継承できるよう総合的かつ計画的な管理・運営・活用を行います。
- 定型的または簡易的業務に係る業務委託や**指定管理者制度**※の活用など、民間活力の一層の導入を推進するとともに、**P P P**※／**P F I**※などを含めた官民連携手法を効果的に活用し、民間と行政の知恵と工夫による協働のまちづくりを進めます。
- 市民等の大切な情報をしっかりと守りながら、I o T やビッグデータ、A I などの I C T 技術の発展に伴う情報環境の変化や市民のニーズに対応し、市民サービスの新たな提供など多様な情報化の展開を図ります。

指定管理者制度

住民の福祉を増進するための公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度

P P P

Public Private Partnershipの頭文字をとったもので、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する手法を幅広くとらえた概念

P F I

Private Finance Initiativeの頭文字をとったもので、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

(2) 市民の期待に応え続ける志の高い組織

- 市民の期待に確実に応え続けることができる職員を育成し、「常に市民や地域に寄り添い、市民の役に立てるよう行動し続ける」という確かな意志を持つ志の高い職員集団を形成します。
- まちづくりの政策に関わる広報の展開により、本市のまちづくりの現状や課題を市民と共有し、市民と共に歩む姿勢を堅持します。

(3) 地域をリードする基礎自治体

- 市民の暮らしをより良くするための新たな価値を生み出し続ける「創出による経営」の推進のもと、市政を取り巻く状況の変化を敏感に捉え、機を逸することなく施策を展開し、新しいことにも果敢に挑み、地域をリードし続ける基礎自治体をめざします。

2 健全な財政運営

- 公平かつ公正な市税等の収納率の向上、国・県の補助金や交付金、創意工夫による新たな財源の創出に加え、ボートレース事業の安定的な運営を図ることでもたらされる一般会計への繰出しなどによる歳入の確保に努めます。
- 将来の社会経済情勢を見据えた選択と集中による視点のもと、基金の効果的・効率的な活用や健全な市債の管理に努め、市民の真のニーズ、事業を実施すべきタイミングなどを見極め、これまで引き継いできた健全な財政を堅持するとともに、財政の状況及び分析に関する情報については、正確に、かつ、できる限りわかりやすく市民に公表します。

はじめに

基本構想

計画
あたの策
定

将来
像

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

方土
向地
性利
用の

将来
像の
実現
に向け

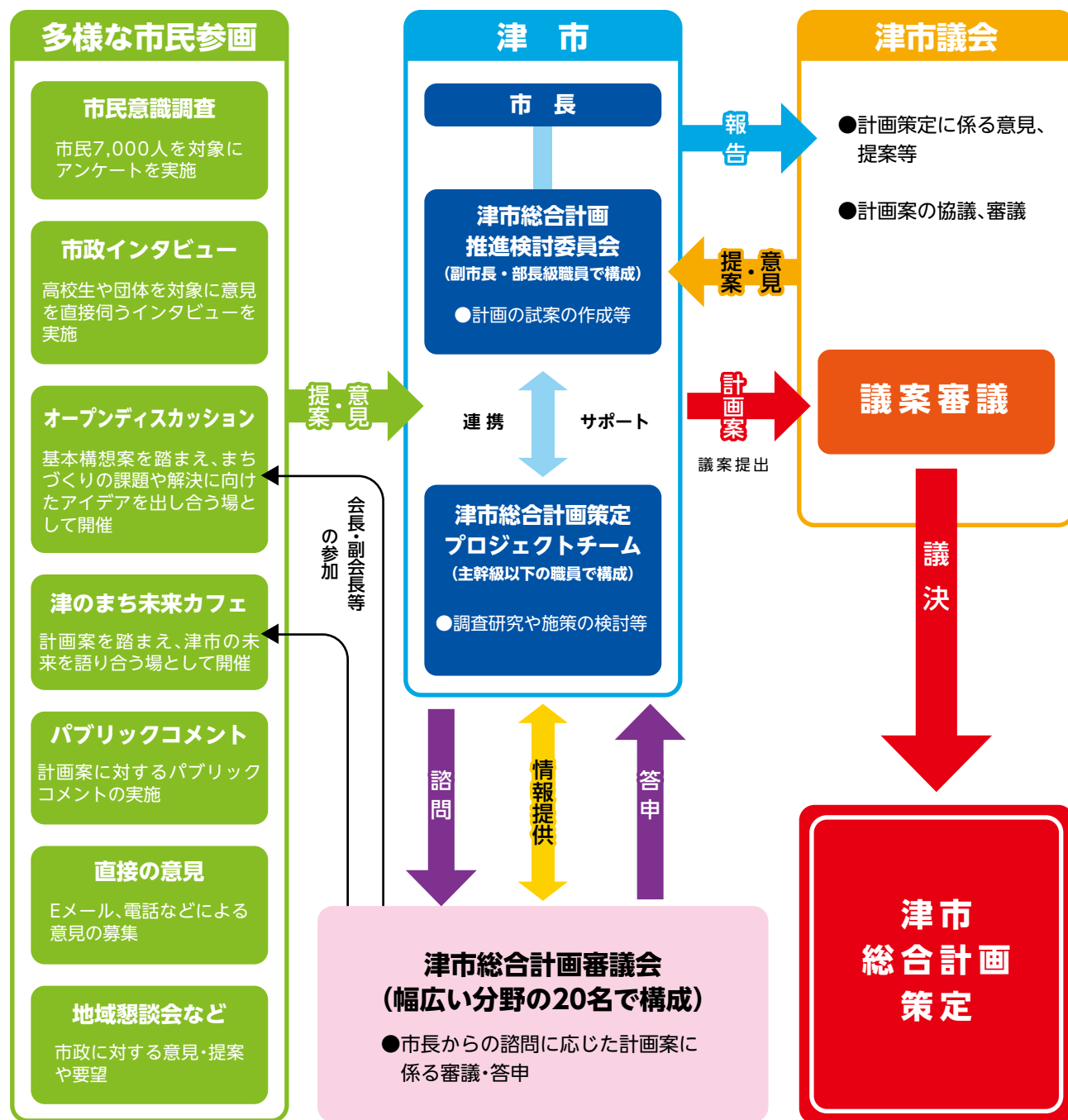
資料編

資料編



津市総合計画基本構想・第2次基本計画の策定体制及び手順

はじめに	第2次基本計画	基本構想
に計画の策定		
将来像		
目標1		
目標2		
目標3		
目標4		
目標5		
目標6		
土地利用の方向性		
将来像の実現に向けて		
資料編		



津市総合計画審議会条例

平成18年 9月29日条例第309号

改正

平成19年12月26日条例第41号

平成28年 3月29日条例第10号

(設置)

第1条 本市の総合計画(以下「総合計画」という。)に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申の終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策財務部において処理する。

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

方土地
向性利
用の

将来像の
実現に向けて

資料編

はじめに	
基本構想	
に計画の策定	
将来像	
目標 1	
目標 2	第 2 次 基 本 計 画
目標 3	
目標 4	
目標 5	
目標 6	
土地利 用の 方向性	
将来像の 実現に向けて	
資料編	

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
会長が審議会に諮って定める。

附 則
この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第41号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月29日条例第10号)
この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

はじめに
基本構想
計画の策定
将来像
目標1
目標2
目標3
目標4
目標5
目標6
土地利用の方針
将来像の実現に向けて
資料編

津市総合計画に係る津市総合計画審議会への 諮問及び同審議会からの答申

津市政第216号
平成28年8月26日

津市総合計画審議会
会長 鶴岡 信治 様

津市長 前 葉 泰 幸

津市総合計画について（諮問）

津市総合計画審議会条例（平成18年津市条例第309号）第2条の規定により、津市総合計画について調査審議し、その結果を答申していただきますようお願いいたします。

津総計審第7号
平成29年10月25日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市総合計画審議会
会長 鶴岡 信治

津市総合計画について（答申）

平成28年8月26日付け津市政第216号で当審議会に対し諮問された津市総合計画について、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、昨年8月26日に平成30年度からを計画期間とする新しい津市総合計画について市長から諮問を受け、審議を重ねてきました。

審議においては、合併時に約束されていたまちづくりがほぼ実現され、津市のまちづくりが新たなステージを迎えるなか、地域主権改革に向けた地方自治法の改正も踏まえ、未来の津市の姿を思い描き、めざすべき方向を見定めながら、総合計画の構成や基本構想に掲げるべき事項など総合計画の在り方をはじめ、基本計画に掲げる施策や取組の方向性などについて議論を進めてきました。

そして、本審議会での議論をはじめ、津市議会、パブリックコメントなどの意見等を踏まえられ、本年10月13日に市当局から提出された津市総合計画基本構想・第2次基本計画（案）について審議した結果、同計画（案）は、これからの津市のまちづくりにとって、妥当であると判断します。

なお、計画の推進に当たって留意されたい事項について、主なものを別紙に取りまとめましたので、計画推進の参考とされることを期待します。

【計画推進における留意事項】

1 計画全体について

- (1) 少子高齢化を伴う人口減少や市町村合併に係る国からの財政上の特例措置が今後失われるなど、厳しい社会情勢に直面していることを踏まえ、「選択と集中」の視点を持って、市民が幸せを感じ、誇りを持てるまちづくりに向けて真に資する取組を進められたい。
- (2) 若い世代が魅力を感じ、このまちに住み続けたい、このまちで子どもを生み育てたいと思えるような取組を進められたい。
- (3) 人口減少対策については、自然的要因・社会的要因の双方からアプローチして総合的に取り組まれたい。
- (4) 事業の実施にあたっては、関係するセクションが密に連携し、総合的な視点を持って取り組まれたい。
- (5) 計画の推進にあたっては、将来の社会経済情勢を見極め、従来の取組に捉われることなく積極的な財源の確保を行うとともに、コスト意識を強く持ち、最大の効果が得られるよう努められたい。
- (6) 社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて施策の見直し等も行いながら計画の推進を図ることに加え、新しい取組に果敢に挑戦するなど、柔軟かつ積極的な市政運営に努められたい。
- (7) 計画の進行管理にしっかり取り組むとともに、その経過や結果を市民にわかりやすく示されたい。
- (8) 市政の推進にあたっては、市民との積極的な対話を重ねるとともに、関係する団体等との連携強化を図り、市民の期待に応えるよう取り組まれたい。

2 第2次基本計画(案)の各目標別計画について

- (1) 目標1 子どもたちの未来が輝くまちづくり
 - ・独身男女の出会いの創出に積極的に取り組み、具体的な成果につなげられたい。
 - ・教育・保育に携わる教職員の資質向上に取り組むとともに、家庭教育の充実、地域や家庭との連携を強化されたい。
 - ・信頼される学校づくりに取り組まれたい。
- (2) 目標2 安心して健やかに暮らせるまちづくり
 - ・いつまでも住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、地域の住民同士がお互いの持てる力を出し合い、住民それぞれの自分らしい暮らしを住民同士が支え合って成し遂げることへの機運を市全体で高め、真の地域包括ケアシステムを確立されたい。
 - ・地域で福祉活動に取り組む団体等を支援するだけでなく、団体等と積極的に連携し、社会の変化に対応した地域福祉活動を充実されたい。
 - ・健康寿命の延伸に向け、温泉をはじめ津市ならではの資源を組み込んだヘルスツーリズムを活用するなど、新たな取組を検討されたい。

- (3) 目標3 いのちと暮らしを守るまちづくり
- ・自助・共助・公助、それぞれが果たす役割の重要性を認識のうえ、災害から市民を守る真の取組を進められたい。
 - ・災害は完全に防ぐことはできないことから、「防災」だけでなく災害による被害を軽減させるための「減災」も着実に進められたい。
 - ・小学生の通学時の見守りや、「子ども110番の家」など、地域による子どものための防犯・交通安全対策をしっかりと促進されたい。
- (4) 目標4 心やすらぐ住みよいまちづくり
- ・豊かな自然を次世代へ継承していくための市民、ボランティア、NPO、事業者、関係行政機関などのネットワークの強化に積極的に取り組まれたい。
 - ・再生可能エネルギーのさらなる導入にあたっては、発電施設が与える環境への影響やバイオマス発電への間伐材の活用などに配慮されたい。
 - ・空き家対策の推進においては、地域のニーズにあった空き家・空き地の利活用に取り組まれたい。
 - ・高齢者の外出支援や高齢者による交通事故の防止という観点を重視し、公共交通の確保に取り組まれたい。
- (5) 目標5 自分らしく心豊かに輝けるまちづくり
- ・サオリーナの機能や強みを十分に活かし、特色あるスポーツ振興に努められたい。
 - ・市民のニーズに合った文化振興を図るとともに、津市が有する文化的強みの効果的な情報発信・PRに努められたい。
 - ・NPOを含む市民活動団体が地域の課題解決に取り組みやすい環境づくりを推進し、まちづくりの課題解決に向けた積極的な関わりを促進されたい。
- (6) 目標6 魅力と活力を生み出すまちづくり
- ・商店街の活性化に向けた対策を進めるとともに、商工業における事業承継対策には、特に注力されたい。
 - ・農業の振興においては、法人化を含め、担い手・後継者の育成支援に積極的に取り組まれたい。
 - ・土砂災害の防止、水源のかん養など森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、森林の整備・保全に取り組むとともに、観光や商業分野とも絡めて林業の振興を図られたい。
 - ・魚食の促進や水産物の高付加価値化などに加え、環境の変化に伴う水産資源量の減少なども踏まえた、水産業への振興策に取り組まれたい。
 - ・観光振興については、津市の魅力の発信力を高めるとともに、雇用や経済を支えるという観点での展開を図られたい。
 - ・サオリーナのオープンをはじめ、インターハイやとこわか国体などの開催により全国から人が集まることが予想されることから、市として受け入れ態勢を整え、継続した交流人口の拡大に取り組まれたい。

はじめに

基本構想

に計画
あたる
策定

将来像

目標
1

第2次基本計画

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

方土地
向性利
用の

将来像
の
実現
向け
て

資料編

津市総合計画審議会委員名簿

(平成28年8月26日委嘱)

(敬称略、会長・副会長以外は五十音順、団体名等は委嘱時のもの)

	氏名	団体名等
会 長	鶴岡 信治	国立大学法人三重大学 理事・副学長
副会長	杉浦 礼子	学校法人高田学苑 高田短期大学 教授
委 員	赤野 利彦	中勢森林組合 代表理事組合長
//	荒川 智子	津市環境基本計画推進市民委員会 副委員長
//	生川 介彦	津市自治会連合会 会長
//	伊藤 信男	白塚水産加工業協同組合 代表理事組合長
//	浦和 健人	公益社団法人津地区医師会 会長
//	岡田 昭良	一般社団法人津市観光協会 会長
//	加瀬 由美子	津商工会議所 女性会 会長
//	川北 輝	特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター 理事長
//	川邊 千秋	津安芸農業協同組合 経営管理委員会 会長
//	國分 弓子	社会福祉法人津市社会福祉協議会 津支部長
//	駒田 聡子	津市子ども・子育て会議 副会長
//	田原 義洋	中勢地区労働者福祉協議会 会長
//	長谷川 之快	特定非営利活動法人津市スポーツ協会 会長
//	藤野 奈々	T G J (津学生情報室) 副代表
//	森 崇	津市P T A連合会 会長
//	山田 康彦	津市文化振興審議会 会長
//	渡邊 修三	津市自主防災協議会 会長
//	渡辺 義彦	株式会社百五銀行 代表取締役副頭取

津市総合計画審議会の開催経過

(計 8 回 ※答申式を含む)

日 時	場 所	名 称	主な内容
平成28年 8 月26日	本庁舎 4 階 庁議室	委員委嘱式及び 第 1 回審議会	・委員の委嘱、市長からの諮問 ・審議会の運営について ・次期総合計画策定に係る基礎資料 及び今後の進め方について
10月 4 日	本庁舎 4 階 庁議室	第 2 回審議会	・総合計画試案(序章及び基本構想 部分)について ・津市総合計画策定に向けた地方創 生の取組について
平成29年 1 月23日	本庁舎 4 階 庁議室	第 3 回審議会	・総合計画案(「はじめに」及び「基本 構想」)の修正について ・総合計画(「基本計画」)の構成につ いて ・オープンディスカッションの開催に ついて
3月28日	本庁舎8階 大会議室 B	第 4 回審議会	・オープンディスカッションの開催結 果について ・総合計画試案(基本計画部分)につ いて
6月29日	本庁舎 4 階 庁議室	第 5 回審議会	・市議会での協議における主な意見 について ・パブリックコメント及び津のまち未 来カフェについて ・総合計画に係る地方創生への取組 について
9月26日	本庁舎 4 階 庁議室	第 6 回審議会	・津のまち未来カフェの開催結果に ついて ・総合計画最終案について
10月13日	本庁舎 4 階 庁議室	第 7 回審議会	・答申について ・新市まちづくり計画の変更について
10月25日	本庁舎 4 階 庁議室	答申式	・津市総合計画審議会から市長への 答申

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1

第 2 次基本計画

目標
2目標
3目標
4目標
5目標
6方土地
向性利
用の将来像の
実現に向け

資料編

津市議会全員協議会の開催経過

日 時	場 所	内 容
平成28年11月9日	議場	津市総合計画(案)（「はじめに」及び「基本構想」）について
平成29年5月18日	議場	津市総合計画(案)について

市政インタビューの開催

津市のまちづくりにご協力いただいている団体や高校生から、意見を聴取。

現場教職員の代表
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会
津北商工会
津市教育委員会と三重大学教育学部の連携会議
津市国際交流協会
津市自治会連合会役員会
津市商工会
津市小中学校長会
津市私立幼稚園協会
津市人権・同和教育研究協議会
津市スポーツ推進審議会
津市男女共同参画フォーラム実行委員会
津市地域公共交通活性化協議会
津市の農を考える会
津市PTA連合会本部役員
津市民防災大学実行委員会
津市ユニバーサルデザイン連絡協議会
三重県立津工業高等学校
三重県立津商業高等学校
三重県立白山高等学校
三重県立久居農林高等学校
三重県立みえ夢学園高等学校
美杉木材協同組合

オープンディスカッションの開催

より良い総合計画となるよう、市民の皆さんが日頃感じているまちづくりの課題やその解決に向けたアイデアなどをお聞きすることを目的として開催。

「子育て、教育」「福祉、保健・医療」「都市空間、防災・消防」「農林水産、商工、観光、国際国内交流」の4つのテーマについて、班ごとに意見交換。

- 1 日時 平成29年2月19日 午後1時から午後4時30分まで
- 2 場所 津センターパレス2階 津市中央公民館 ホール
- 3 参加者 29名
- 4 次第
 - (1) あいさつ
 - (2) 津市の現状等について
 - (3) グループに分かれてのディスカッション
 - (4) 意見・提案の発表
 - (5) 総括(津市総合計画審議会会長)

津のまち未来カフェの開催

少子高齢化を伴う人口減少の進展や市町村合併による特別な財政措置の終了など厳しい時代を迎えたなかにあっても、「これからも大切だ」「そういう時代だからこそすべきだ」と思うようなことについて、意見交換していただくことを目的として開催。

- 1 日時 平成29年7月22日 午後1時から午後4時30分まで
- 2 場所 津市役所本庁舎8階 大会議室A
- 3 参加者 30名
- 4 次第
 - (1) あいさつ
 - (2) 話題提供
 - (3) グループに分かれての意見交換
 - (4) グループ発表
 - (5) 総括(津市総合計画審議会会長、同副会長)

パブリックコメントの実施

- 1 案件名 「津市総合計画基本構想・第2次基本計画」(案)
- 2 募集期間 平成29年7月1日～平成29年7月31日
- 3 意見の件数(意見提出者数) 78件(6人)
- 4 結果公表日 平成29年9月29日

用語集

	用語	解説
あ 行	IoT技術	Internet of Thingsの頭文字をとったもので、あらゆるモノがインターネットにつながり、高度な制御や新たなサービスを実現するための技術
	インバウンド	訪れてくる外国人旅行者
	インフラ	インフラストラクチャー(Infrastructure)の略語で、都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの施設
	エコ・ステーション	資源のリサイクルや不用品の有効活用を図るため、市内に設置した古紙類などの資源ごみを回収する施設
	SNS	Social Networking Serviceの頭文字をとったもので、登録された利用者同士が交流できるインターネットを活用したコミュニケーション・サービス
	NPO	「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称
か 行	合併算定替特例措置	合併後一定期間、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税が算定される特別な措置
	合併特例事業債	市町村合併に伴い、特に必要となる事業について特例的に起債できる地方債
	基礎自治体	住民に最も身近で総合的な行政主体として、最小の単位で主に首長や地方議会などの自治制度がある団体
	既存ストック	自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトにかかわらず地域に現在ある資源
	共生社会	障がいなどの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会
	グローバル化	経済や文化などのさまざまな分野において、国家、地域などの境界を越え、資本や労働力、情報などの移動が増大することによって世界的な結びつきが深まること
	健康寿命	人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

	用語	解説
か行	減災	事前に対策を立て、災害などによる被害ができるだけ少なくなるようにすること
	後期高齢者医療制度	75歳(一定の障がいがある場合は65歳)以上の人が加入し、疾病、負傷、死亡に関して必要な給付を行う公的医療保険制度
	公共用水域	河川、湖沼、湾岸、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及び接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路
	公債費	地方公共団体の借入金の元金及び利子の支払いのための費用
	コミュニティバス	交通空白・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するバス
さ行	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギー
	財政規律	財政を秩序正しく運営するための規律
	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を計画的に調整するための基金(貯金)
	ジェネリック医薬品	先発医薬品(新薬)の特許等の期間満了後に発売される医薬品。開発期間が新薬ほどかからず、費用も少なく済むため、薬の価格も安い
	資源かん養	水源だけでなく、人の営みにより培われてきた文化や景観といった資源についても養い育てること
	自己肯定感	自らの価値や存在意義を肯定できる感情
	指定管理者制度	住民の福祉を増進するための公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度
	シティプロモーション	都市の魅力を都市内外に効果的に発信し、人、物、金、情報などの資源を都市内部へ取り込み活用していくための取組

はじめに

基本構想

に計画
あたる策
定

将来像

目標
1

目標
2

目標
3

目標
4

目標
5

目標
6

方土地
向性利
用の

将来像
の
実現
向け
て

資料編

	用語	解説
さ 行	市内総生産	市内で1年間に行われた各経済活動部門の生産活動によって、新たに生み出された付加価値の貨幣評価額
	社会資本ストック	道路や港、水道、公園のように生活や経済活動に必要な公共施設などを社会資本といい、社会資本ストックはその整備された量
	社会の成熟	量的拡大を追い求める経済成長やそれに支えられる大量消費社会から、高水準の物質文明と共存しつつも精神的な豊かさや生活の質の向上を最優先させるような、平和で自由な社会(成熟社会)への推移
	住宅ストック	住宅政策などの観点で扱う既存の住宅
	住宅セーフティネット	住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人が、所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるようなさまざまな仕組み
	受光伐	年齢や高さの異なる樹木から構成される森林において、下層の樹木の成長環境と光環境を確保するために上層の樹木を抜き切りすること
	循環型社会	廃棄物等の発生や自然界から採取する資源の消費を抑制し、それを有効に使うことによって環境への負荷ができる限り低減される社会
	しゅんせつ	水底の土砂をすくい取る工事
	生涯学習	学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習を含めた生涯にわたる学習行為などを含んだ包括的な概念
	消費生活センター	地方公共団体が運営する消費者のためのさまざまな相談業務を行う機関
	情報通信技術(ICT)	Information and Communications Technologyの頭文字をとったもので、情報・通信に関連する技術の総称
	人工知能(AI)	言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わって行うコンピュータプログラム(システム)
	水源のかん養	森林の土壌が雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する働き

	用語	解説
さ 行	すう勢	物事の動向、流れ
	スプロール	市街地が無秩序に拡大し、人や都市機能が郊外に分散すること
	セットバック	建築敷地の前面道路が4m未満の道路である場合、日照、通風の確保など、良好な住環境の形成を目的に、道路の中心線から2mの線まで道路の境界線を後退させて建築すること
た 行	多極ネットワーク型コンパクトシティ	「コンパクト+ネットワーク」の概念で、まちの拡大を抑えてこれまでの都市基盤を有効活用しつつ、中心的な拠点と生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれたまち
	多文化共生	国籍、文化、習慣の違いにかかわらず、誰もが地域住民として認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと
	男女共同参画社会	男女がお互いを尊重し合い、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会
	たんすい 湛水防除	流域の開発、地盤沈下等の立地条件の変化、河川改修等による流況の変化により排水条件の悪化した地域を対象に、排水施設の整備などを行い、たんすい 湛水被害（農地や宅地などが水につかる被害）の発生を未然に防ぐこと
	地域主権改革	地方公共団体が住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことをめざす政策
	地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で最期まで暮らし続けられるよう、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスが、一体的に受けられる支援体制
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するため、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を国が地方公共団体に交付する税

	用語	解説
た 行	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が1会計年度を超えて行われるもの
	地方譲与税	本来地方税に属すべき税源を形式上一旦国税として徴収し、地方公共団体に対して譲与する税。地方揮発油譲与税(ガソリン)、自動車重量譲与税などがある
	長寿命化	道路や公共施設などの新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策
	低炭素社会	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめようとする社会
	投資的経費	道路や公園、学校など、将来にわたって必要な社会資本を整備するために必要な経費
	特定健康診査	40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査
な 行	南海トラフ地震	南海トラフ沿いで発生する大規模な地震
	ニート	15～34歳で非労働力人口(就業者でも失業者でもない人)のうち、家事や通学をしていない人
	二次救急	二次救急とは、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。初期、二次、三次があり、初期は、入院治療の必要がない患者に対する救急医療。三次は、複数診療科にわたる処置などが必要となる、または重篤な患者に対応する救急医療
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所的な機能を備える「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園的な機能を備える「保育所型」、地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を備える「地域裁量型」の4つのタイプがある
	バイオマス発電	動植物等から生まれた資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして得られる熱を利用する発電方式

	用語	解説
は 行	PFI	Private Finance Initiativeの頭文字をとったもので、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
	PPP	Public Private Partnershipの頭文字をとったもので、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する手法を幅広くとらえた概念
	ビッグデータ	事業などを進めるのに役立つ知見を導き出すための大容量のデータ
	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障がい者等を援助するために要する経費
	普通交付税	地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、基準財政需要額(標準的な水準の行政を行うため必要となる一般財源)が基準財政収入額(標準的な税収入の一定割合により算定される収入額)を超える団体に対し、その差額(財源不足額)を基本として交付される税
	普通債	臨時財政対策債以外の地方債
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費。物品購入費や委託料などがある
	ヘルスボランティア	健康づくりを推進するために、地域で活動するボランティア。津市では、健康づくり推進員、食生活改善推進員、母子保健推進員を指す
	放課後子供教室	放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を行う子どもたちの活動拠点
ま 行	MICE	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字をとったもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント
	みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するために、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したもの

はじめに

基本構想

計画の策定

将来像

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

土地利用の方

将来像の実現に向けて

資料編

	用語	解説
や 行	Uターン	Uターンは、出身地に戻ることを、Iターンは都市で生まれ育った人が地方へ移住すること、Jターンは地方で生まれ育った人が都市に移住し、その後生まれ育った地域でない別の地方に移住すること。この3つを合わせた総称
	優良農地	まとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地
	ユニバーサルデザイン	高齢者や障がい者という特定の人に限定せず、できるだけ多くの人が利用可能なように、製品、建物、空間等をデザインすること
ら 行	ライフステージ	年齢に伴って変化する生活段階。年代別の生活状況
	臨時財政対策債	国において地方交付税として交付する財源が不足した場合に、特例的に地方公共団体が発行する地方債。その償還に必要な費用は後年度の地方交付税で全額措置される
	輪番体制	救急医療を担う医療機関で、圏域内の複数の病院が、当番制により休日及び夜間に診療する体制
	6次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す産業
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

編 集 津市政策財務部政策課
〒514-8611
津市西丸之内23番1号

